

京都の文化財

(第五集)

京都府教育委員会

序 文

昭和五七年四月に京都府文化財保護条例が施行されて以来、国指定の重要文化財だけでなく、府下各地域に密着した文化財に対する、新たな関心が育まれてきました。また、このことが契機となって市町村の文化財保護条例も、昭和六二年三月現在で三八市町村で制定されるなど、文化財保護の思想が高揚しつつあることは、たいへん喜ばしいことであります。

京都府ではこのたび、条例に基づく第五回目の指定、登録、決定を行いました。今回の指定、登録、決定はあわせて四六件で、これまでの合計は三一三件となりました。このうち、六件が国の重要文化財に指定されたことと、一件が登録から指定に変更されたことにより、現在の指定、登録、決定の実数は三〇六件であります。

この第五集は今回指定、登録、決定された文化財を網羅したものです。刊行にあたり文化財所有者・関係機関の皆さま方の多大の御協力に対し感謝申し上げますとともに、本集が今までの四集とあわせて活用され、府内の数多くの文化財の保護に役立てば幸甚であります。

昭和六二年三月

京都府教育委員会

教育長

仲

勲

凡例

一、本図録は、第五回京都府指定・登録文化財及び文化財環境保全地区並びに京都府指定・登録文化財に追加して指定・登録する文化財を収める。

二、掲載の順序は、建造物をはじめ種別ごととし、各種別内においては、指定、登録の順とした。

三、本文の掲載は、原則として次のとおりとした。

有形文化財

名称 員数 (指定・登録の別)

所在地

所有者

法量・構造形式等

時代

解説

無形民俗文化財

名称 (指定・登録の別)

保護団体

所在地

解説

史跡名勝天然記念物

名称 (指定・登録の別)

所在地

解説

文化財環境保全地区

名称

所在地

所有者

解説

四、収録した写真・図面は、原則として文化財保護課職員撮影・作図によるものであるが、一部、次の機関等の提供によるものを使用させていただいた。記して謝意を表する。

永井 規男氏

加悦町教育委員会

目次

序 文

有形文化財

建 造 物

知恩院集会堂・大鐘樓・御廟堂・御廟唐門・御廟拝殿・鎮守堂・四脚門・南門・黒門・総門	京都市	1
清涼寺本堂・多宝塔・山門	京都市	7
玉鳳院方丈及び昭堂・庫裏・祥雲院殿靈屋・鐘樓・唐門	京都市	10
微笑庵昭堂及び拝所・渡廊下	京都市	14
須田家住宅	向日市	15
南真経寺開山堂・本堂	向日市	17
萬福寺祠堂・威徳殿・鎮守堂・松隠堂客殿・松隠堂玄関・松隠堂侍真寮・松隠堂庫裏・松隠堂裏門・松隠堂廊下・松隠堂鐘樓・松隠堂石碑亭	宇治市	19
鹿島神社本殿	京都市	24
篠田神社本殿	綾部市	25
田口神社本殿・拝殿	舞鶴市	26
良正院鎮守堂	京都市	28
平井神社本殿・末社若宮八幡社本殿・鳥居	城陽市	28
白山神社撰社春日神社本殿	加茂町	29
住吉神社本殿	八木町	30
阿須々岐神社本殿・撰社大川神社本殿	綾部市	30

凡 例

美術工芸品

絵画

紙本著色狛秀綱像

彫刻

木造薬師如来坐像

木造 日光菩薩立像
月光菩薩立像

工芸品

懸仏

懸仏

典籍

紺紙銀字法華経

古文書

梅垣西浦文書

大徳寺文書

宮本座文書

考古資料

カジヤ古墳出土品

歴史資料

旅籠松屋関係資料

無形民俗文化財

風俗慣習

牧山の松明行事

質美の曳山行事

城屋の揚松明

小橋の精霊船行事

後野の屋台行事

三河内の曳山行事

民俗芸能

銭司の獅子舞・田楽・相撲

山城町(西福寺)	32
宇治市(妙光寺)	33
木津町(西念寺)	34
大山崎町(宝積寺)	37
舞鶴市(梅垣 忠)	39
田辺町(大徳寺)	40
南山城村(宮本座)	41
峰山町	42
城陽市(中川恵正)	43
日吉町	45
瑞穂町	46
舞鶴市	47
舞鶴市	48
加悦町	49
野田川町	50
加茂町	51

阿須々岐神社の祭礼芸能
神崎の扇踊

綾部市……………52
舞鶴市……………53

史跡名勝天然記念物

史跡

坊田古墳群

八木町……………54

白米山古墳

加悦町……………55

名勝

楊谷寺庭園

長岡京市……………57

天然記念物

称名寺のニホンナシ

宇治市……………58

地藏院のシダレザクラ

井手町……………59

文化財環境保全地区

平井神社文化財環境保全地区

城陽市……………60

白山神社文化財環境保全地区

加茂町……………61

住吉神社文化財環境保全地区

八木町……………62

阿須々岐神社文化財環境保全地区

綾部市……………63

田口神社文化財環境保全地区

舞鶴市……………64

その他

京都府指定有形文化財等の追加指定等……………65

京都府指定・登録文化財及び文化財環境保全地区件数一覧……………66

建造物

知恩院 一〇棟

(指定)

京都市東山区新橋通大和大路東入三丁目林下町

知恩院

集会堂 桁行八間、梁行東面五間西面六間、一重、入母

屋造、本瓦葺

附 廊下二棟、玄関一棟、棟札一枚・天保六

大鐘楼 桁行三間、梁行三間、一重、入母屋造、本瓦葺

御廟堂 桁行三間、梁行三間、一重、宝形造、本瓦葺

御廟唐門 一間一戸向唐門、両側面位牌棚付、檜皮葺

御廟拝殿 桁行三間、梁行二間、一重、入母屋造、檜皮

葺

鎮守堂 一間社流造、銅板葺

附 棟札一枚・寛文一二

四脚門 四脚門、切妻造、本瓦葺

南門 一間薬医門、切妻造、本瓦葺

黒門 桁行四間、梁行一間、一重、切妻造、本瓦葺

総門 一間薬医門、切妻造、本瓦葺、脇門附属

集会堂 寛永一二年(一六三五)、大鐘楼 延宝六年

(一六七八)、御廟堂 慶長一八年(一六一三)、

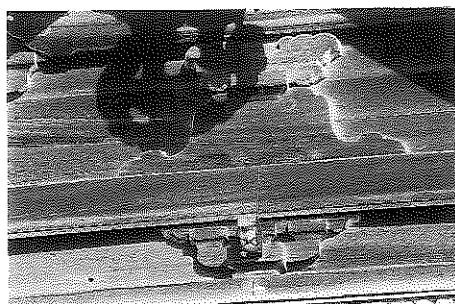
御廟唐門 宝永七年(一七一〇)、御廟拝殿 宝永七年

(一七一〇)、鎮守堂 寛永九年(一六三二)、四脚門

一七世紀前期、南門 一七世紀前期、黒門 慶長年間

(一五九六、一六一四)、総門 一七世紀前期

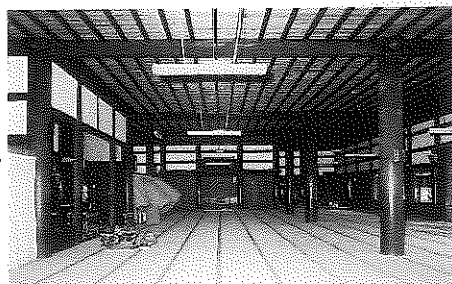
浄土宗の総本山で、承安五年(一一七五)に比叡山を降りた法然がこの地に移り住んだことにはじまる。法然は建暦二年(一一二二)、当地の大谷禅房で入寂し、その遺骸は当地に葬られた。その後叡山衆



妻飾細部



集会堂

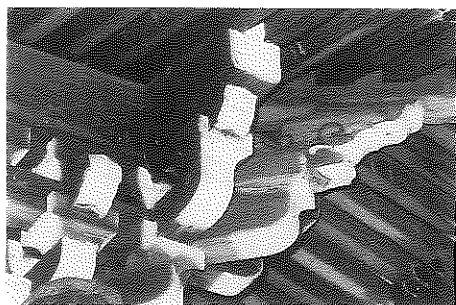


内部

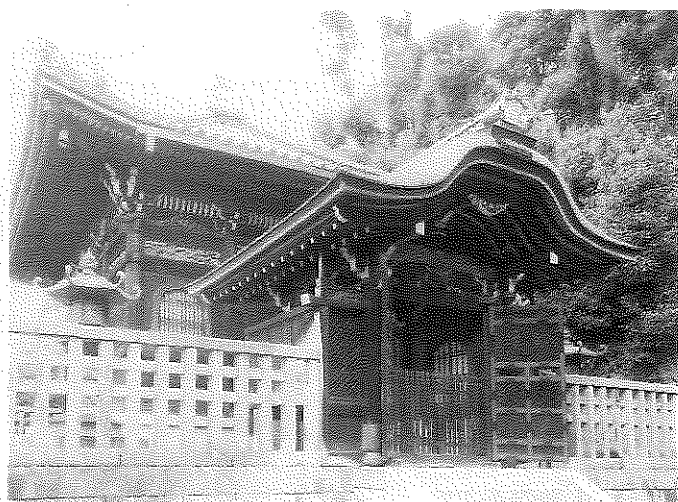
徒らによつて焼き打ちにあつたが、文暦元年（一二三四）になつて廟所が復興され、伽藍が整えられた。永享三年（一四三一）、応仁二年（一四六八）、永正一四年（一五一七）に焼失したが、そのつど勧進などで復興をみている。そして天正三年（一五七五）に正親町天皇の勅が出され、浄土宗本山の寺格が定まつた。慶長八年（一六〇三）に徳川家からの莫大な援助を得て、広い寺領を得、寺域を拡張して現在の寺域がつくられた。寛永十年（一六三三）の火事でまた大半を失つたが、すぐに御影堂（本堂）をはじめ多くの建物が復興され今日に至っている。寺地は大きく三つに分けられ、上段が近世拡張以前からの寺地で勢至堂（享禄三年、一五三〇、重文）や御廟などが位置し、中段に、経蔵（元和五年、一六一九、重文）、大・小方丈（ともに寛永一八年、重文）、唐門（同一八年、重文）、集会堂、雪香殿（旧大庫裏）などの主要伽藍が並び、東南の小高い所に大鐘楼がたつ。下段には三門（元和五年、一六一九、重文）、黒門、南門、総門が所在し、塔頭がたちならぶ。

集会堂は御影堂の北側にたち、東側の大方丈及び北側の雪香殿（旧大庫裏）をつないでいる建物で、桁行四三・一メートル、梁行二三・七メートルの壮大な規模をもつ。寛永一二年の鬼瓦銘があり、御影堂や大・小方丈などと同時期に再建されたことが裏づけられる。四周を広縁がとりまき、柱は側まわりと内部には円柱、広縁には角柱を用い、広縁柱上には大斗・絵様肘木をおく。屋根は入母屋造本瓦葺で軒は二軒・繁垂木とする。室内は、北面中央と東面北寄に仏壇を構えるほかはすべて畳敷の一室とする。外まわりには棧唐戸や舞良戸のほか藁戸や板扉をたてており、住宅風の復古的な要素がみられる点が注目される。現在の用途は、加行僧の読経、講学の道場、あるいは法要の時の出仕僧の参集場所にも用いるなど多目的に使われるが、古くは西側の武家門から集会堂の西広縁に付属する玄関を通つて本坊へ至るという、本坊への玄関口としての機能も有していたらしい。

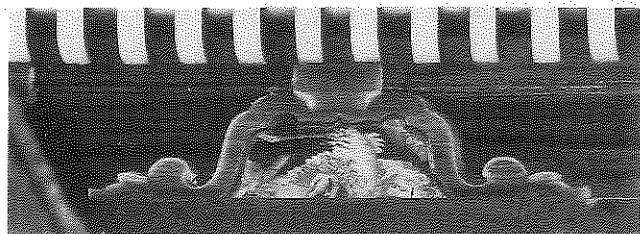
集会堂という名の建物は例が少なく、当堂のように、御影堂と対になつて高い寺格を表現する巨大建築としてつくられているのは知恩院が唯一である。形式としては住宅風の簡素な建築構成をもっており、浄土宗教団の本来的な道場の面影を残している可能性がある点が注目さ



御廟堂隅組物



御廟堂・唐門



御廟堂幕股

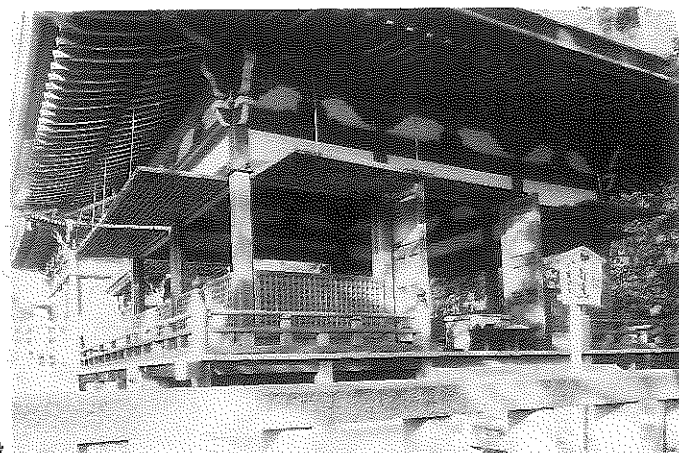
れる建築である。

大鐘楼は、寛永一三年（一六三六）に全国の門徒の寄進により大鐘を鑄造したが、仮鐘楼しかつくれず、その後延宝六年（一六七八）になって造立された。方三間吹放しで、各面の中央間を広くとっている。柱は円柱で組物は出三斗とし、中央間のみ中備に出三斗を置いて内法貫上到大瓶束を入れて支える。各柱は、足元貫、内法貫、頭貫、台輪で固める。屋根は入母屋造本瓦葺で軒は二軒繁垂木とする。両妻間に二本の梁を架け、それらに直交する梁をわたして梵鐘を吊る。足元貫と内法貫の木鼻を出す、それらを大仏様の繰り型付のものにして、点に東大寺鐘楼（一二〇七—一頃、国宝）を参考としたことが窺える。柱間規模でいえば、わずかではあるが東大寺鐘楼を上まわり、構造的には、江戸期の建物であるので合理的で簡明になっているものの、国内でも有数の大型梵鐘を吊るにふさわしい大型鐘楼として価値が高い。

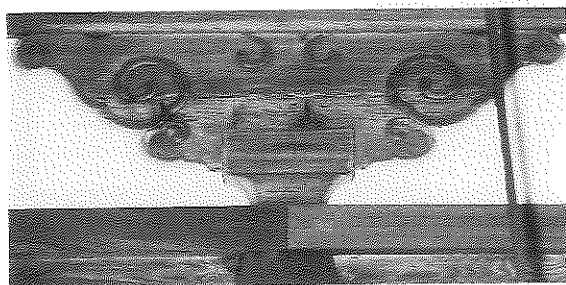
御廟堂は、法然の遺骨を安置する建物で、勢至堂の東側の高所に所在する。壇上積基壇の上に建つ方三間、宝形造本瓦葺の堂で、柱は円柱上部粽付、組物は出組支輪付で、腰長押、内法長押、台輪で固める。正面と背面の中央間に棧唐戸をたてこみ、正面両脇間と両側面中央間に花頭窓をつくる。軒は二軒繁垂木とする。内部は四半瓦敷で天井折上小組格天井とし、中央須弥壇上部のみ二重に折り上げる。慶長一八年（一六一三）の建立と伝え、欄間や中備の透かし墓股内の花鳥彫刻は桃山風の華やかなものである。しかし、所々に改変の跡が見うけられ、慶長建立後そう隔たらない時期に大きな改修を受けていることが考えられる。

浄土系諸宗では、宗祖の没後まず宗祖の廟所が一般信者の信仰の中心となり、それが寺院へ発展するという経過を辿っている。知恩院でも、法然の没後大谷の住房に墓堂が営まれ、影像がまつられて信仰の中心となった。その後御影を安置する仏堂形式の建物が伽藍の中心となったが、その意味で、当御廟堂は知恩院の歴史の中で信仰の原点ともいえる重要な建物である。建築としてみても、建立時期が古くて質が高く、浄土系祖師の廟建築の典型例といえる遺構である。

御廟唐門は御廟堂への入口で、形式は向唐門で屋根檜皮葺、両脇に



御廟唐門



組物



墓股

位牌棚を付属する。宝永七年（一七二〇）の造立で妻の唐破風内や虹梁頭貫間を埋めている彫刻や棧唐戸の彫刻は花鳥や雲文などで、元禄宝永期の闊達な時代的气氛がよくあらわれている。

御廟拝殿は、唐門のすぐ前に位置し、角柱を用いた桁行三間、梁行二間の住宅風の建物で、四周に擬宝珠高欄付の縁をめぐらす。屋根は入母屋造檜皮葺で軒は二軒半繁垂木とする。正背面中央間に双折棧唐戸をたてるほかは各柱間に蕨戸を吊り、開放できる。唐門と同様宝永七年の建築で、組物に雲形斗拱を用いる点や中備の墓股等に時代的特色が窺える。

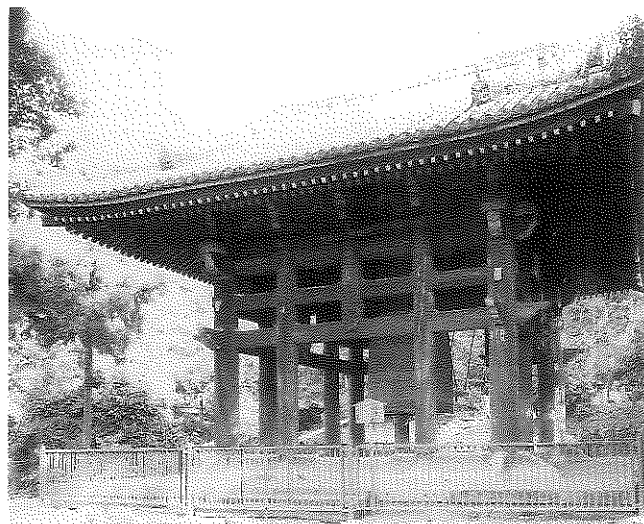
鎮守堂は、御影堂などがたつ敷地から三門に下る二つの坂のうち南寄の坂（女人坂）を少し降りた南側に所在する。八幡宮を勧請したと伝えるが、現在は毘沙門天を安置し、創建以来毘沙門天を祀ったとする説もある。浜床付の一間社流造の建物で、身舎前柱筋は開放とし、ここより半間入った位置に両開板扉をたてて内外陣境とする。組物は身舎を出三斗、向拝を連三斗とし、中備には向拝を含めて花鳥彫刻や梵字をあしらった透かし墓股を入れる。身舎と向拝は海老虹梁でつなぎ、妻飾は虹梁大瓶束、軒は飛えん打越二軒繁垂木とする。慶長十四（一六〇九）（一七一）に建立、寛永十年の火災を免れたと伝えるが、

虹梁の絵様や墓股の輪郭、木鼻に用いられる象鼻など慶長期とは見做しがたい点が見られる。今回の調査の際、脇障子の竹の節がとりついていた柱のあたりに、おぼろげながら「□永九千中」と読める墨書が発見された。干支からいえば寛永九年となり、それを建立年代と考えて様式的に矛盾がないので寛永九年建立としておきたい。柱上半部より上全体に極彩色が施され、彫刻や絵様などに桃山時代の名残りがみられる装飾性豊かな鎮守堂の秀作である。

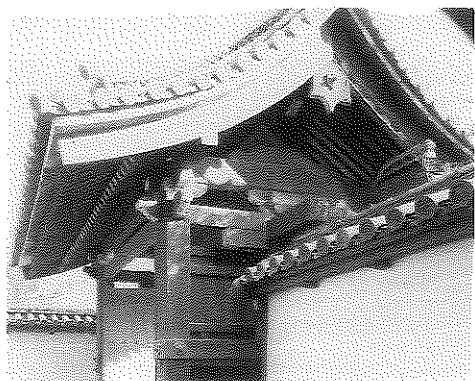
知恩院山内には門が数多く所在するが、中でも集会堂の南西にある四脚門、三門の南西の円山公園へ抜ける位置にある南門、古門前通りの突き当たりにある黒門、そして黒門へ向かう古門前通りの入口にあたる場所にある総門は古い遺構である。



南 門



大 鐘 楼



四 脚 門



黒 門



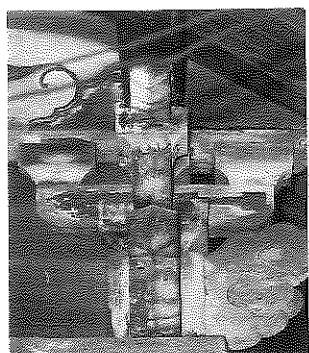
総 門

四脚門は、規模はさほど大きくないがづくりの良い四脚門で、組物の舟肘木に秤肘木の下端のような曲線を用いているのが特異である。軒は二軒繁垂木とする。両妻と棟通りの中備に用いる板葺股や木鼻などは寛永期の標準的な形式のもので、寛永復興時の建築と考えられる。南門はやや大型の薬医門で、やはり寛永頃の建物とみられる。両妻と中備に板葺股を用い、軒は一軒疎垂木とする。背面柱上に大面取の角材を入れて柱間中央の男梁を受けているのが目惹く。

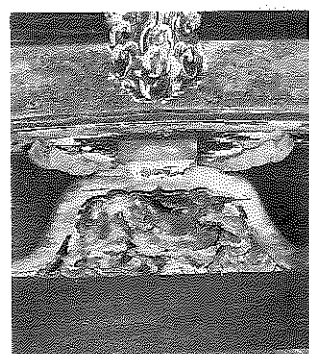
黒門は寺の通用門として使われており、桁行四間梁行一間の規模をもつ豪壮な建物である。屋根は切妻造本瓦葺で、出桁で一軒疎垂木の軒を受ける。両端は間仕切られて番所風の部屋になっている。全体に黒く塗られて城門風の構えをもち、伝えでは慶長年間、道阿（山岡景友）が桃山城の門を移建したことになっている。

総門は、現在古門と呼ばれている建物で、東大路通りより黒門に至る古門前通りが東から知恩院へ至る唯一の参道であった時に知恩院の総門であった建物である。一間薬医門としては最大級の規模のもので、形式的には南門とよく似ており、南門と同時期につくられたと考えられる。背面柱上に太い太鼓落としての丸太材を入れている。近年、隣接地の火災を被り、上半部の材の表面が炭化している。

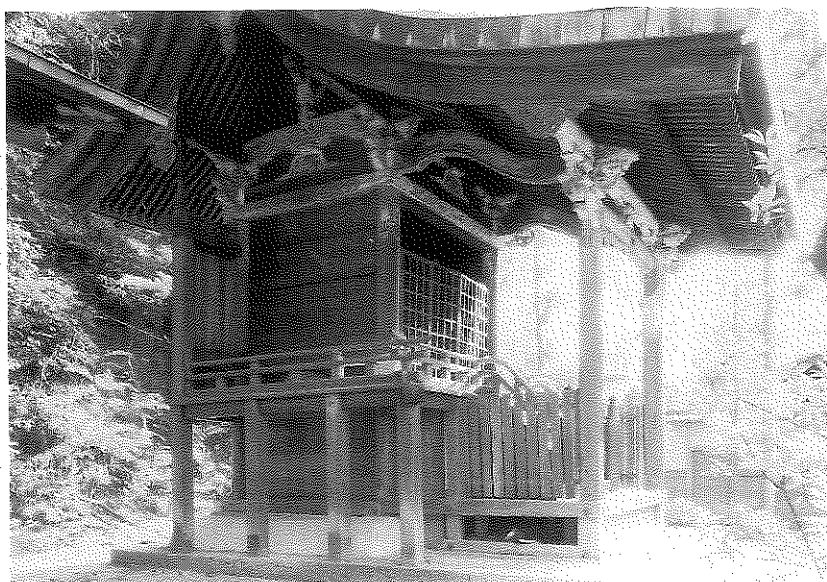
以上にあげた建物は、いずれも江戸初期を中心とする知恩院の復興期に建てられたすぐれた遺構で、すでに重要文化財に指定されている建物とともに、知恩院全体の伽藍を構成するに欠かせない存在である。



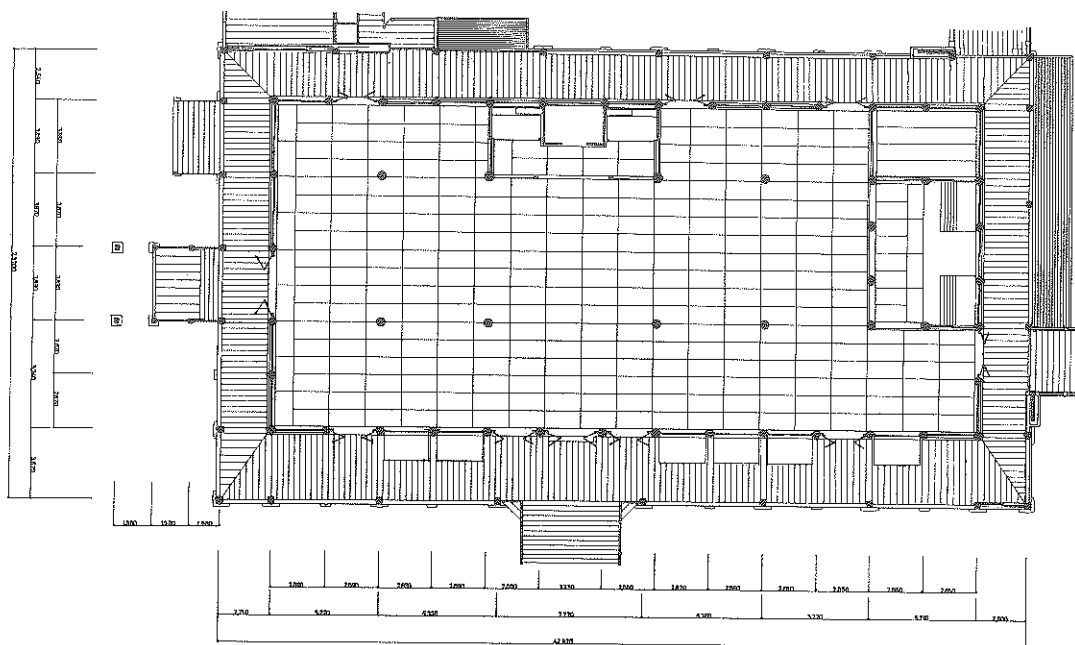
鎮守堂組物



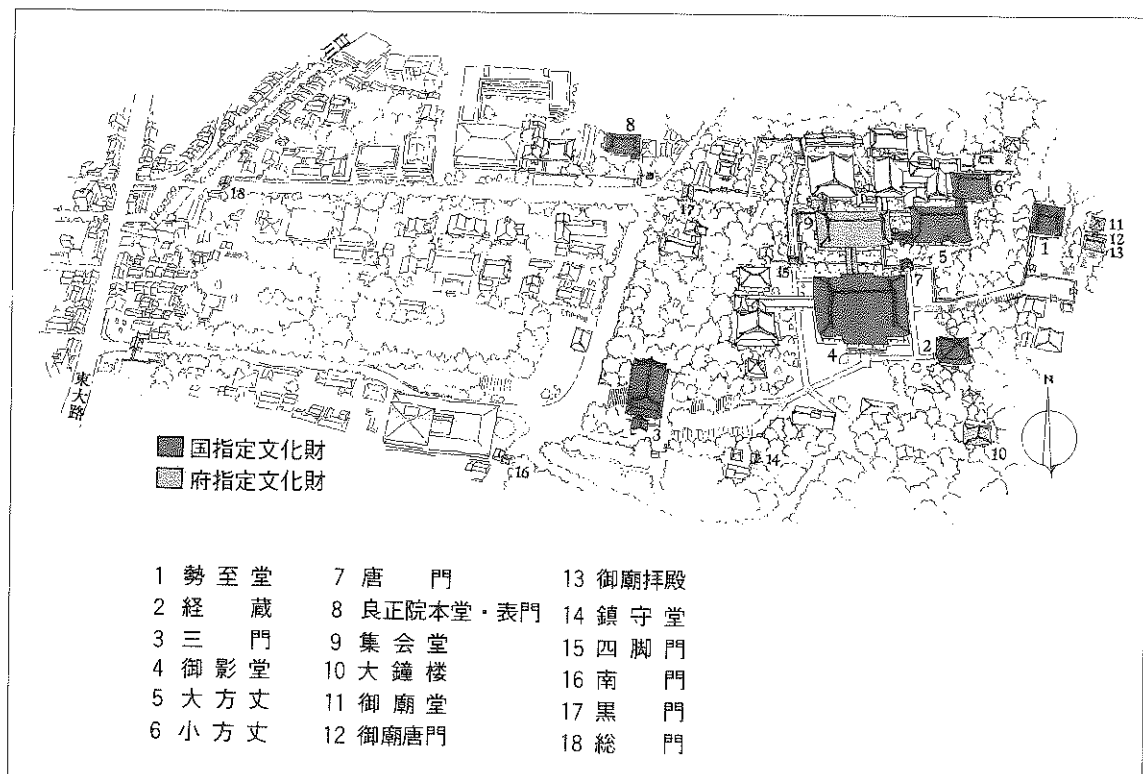
鎮守堂臺股



鎮 守 堂



集会堂平面図



知恩院俯瞰図

清涼寺 三棟

(指定) 京都市右京区嵯峨釈迦堂藤ノ木町

清涼寺

本堂 桁行七間、梁行七間、一重、入母屋造、正面及び

背面向拝三間、本瓦葺

附 棟札一枚・元禄一四

多宝塔 三間多宝塔、上層銅板葺、下層本瓦葺

山門 三間一戸二階二重門、入母屋造、本瓦葺

本堂・多宝塔 元禄一四年(一七〇一)

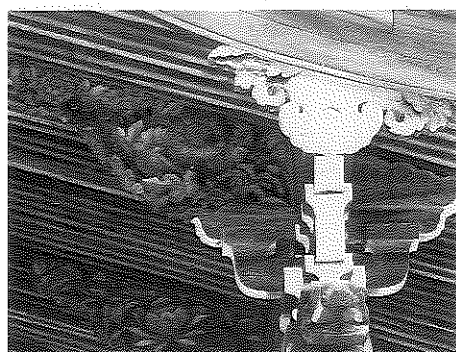
山門 天明三年(一七八三)

嵯峨釈迦堂の名で親しまれている古刹で、寛和三年(九八七)東大寺の僧裔然が宋より釈迦如来像を持ち帰り、大清凉寺の創建を企てたが、果すことなく没した。そこで弟子の盛算が釈迦如来像を棲霞寺(源融の別荘棲霞観を没後寺に改めたもの)に納めて五台山清凉寺と号した。浄土教の広まりとともに発展し、中世には融通念仏の大道場となった。その後たび重なる火災で寺運は傾いたが、近世初頭より復興が進められ、江戸時代は真言・浄土両宗兼修の大寺院となった。現在の伽藍は、南面して山門を開き、本堂、多宝塔、経蔵、愛宕権現社、阿弥陀堂(棲霞寺の後身)、庫裏、方丈などの近世建築がならぶ。

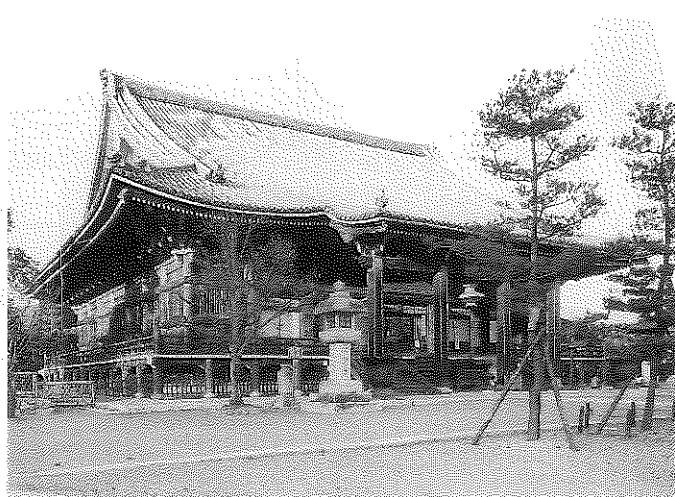
本堂は、当寺の起源となった釈迦如来像(清凉寺式釈迦像の根本像国宝)を安置する大規模な堂である。再建にあたっては徳川綱吉の援助を受けて、元禄七年(一六九四)より取りかかり、同一四年には上棟を迎え、同一六年に遷仏供養が行われた。しかし瓦葺は遅れ、享保五年(一七二〇)に完成をみている。南面し、桁行七間梁行七間で、正面だけでなく背面にも三間の向拝を備えるが、これは本山としての寺格の表現と考えられる。柱上椽付の円柱を用い、縁長押、内法長押で固める。組物は台輪の上に尾垂木付二手先斗拱を詰組に配する。屋根は入母屋造本瓦葺で、軒は二軒繁垂木、妻飾は二重虹梁大瓶束を支輪付出組で持ち出して見所をつくる。様式的には禅宗様と和様を巧みに折衷しているが、尾垂木付二手先組物を詰組としている点などに禅宗様の印象がとくに強い。



外 陣



向 拝 手 挟



本 堂

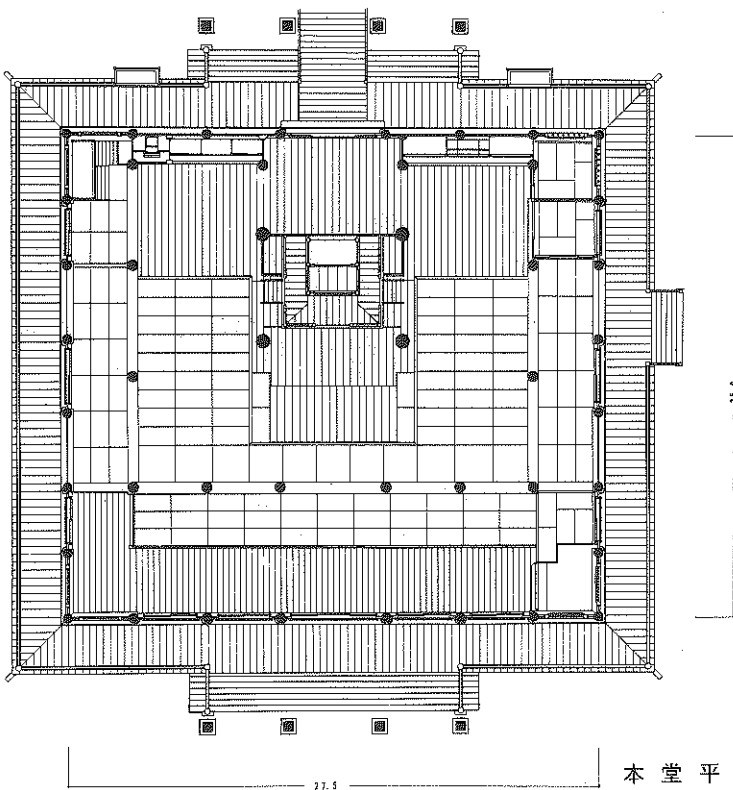
平面は、正面から二間の通りが外陣境になり、その奥は両端に巾一間の脇陣、来迎壁後方の後陣そして残り中央の内陣に区分される。内陣後方に四本柱をたて極彩色をして華美に飾った一画をつくり、中の須弥壇上に禪宗様の豪華な宮殿を置き釈迦如来像を安置する。天井は、外陣のうち手前一間を化粧屋根裏、残りを格天井、脇陣と後陣が棹縁天井、内陣は四本柱内を折上小組格天井とするほかは格天井とする。外まわりには正側面に棧唐戸を多用し、内外陣境には、当初中央五間に中敷居と部格子が装置され両端間には引違格子戸をたてていた。

当堂は、浄土・真言両宗兼修の本堂で釈迦如来像を本尊とする点、また中世融通念仏を本堂で行じたことなど、由緒からもまた教義的にも特異な性格を受けついでいるが、建築としてみれば、浄土宗寺院の御影堂の構成に近いものをもっている。棟札によると、大工棟梁は藤元弥右衛門と山本勘兵衛で、徳川綱吉のほか住友吉左衛門や那波義山素順ら有力豪商が援助している。大工棟梁の藤元弥右衛門は同時期建立の真正極楽寺本堂（一七一七年・重文）の作事にも参画しており、両堂の規模や形式に共通点が多いことから、彼のそれぞれの建物の造営への関わり方に関心がもたれる。いずれにせよ、当堂は近世を代表する大型仏堂建築として重要である。

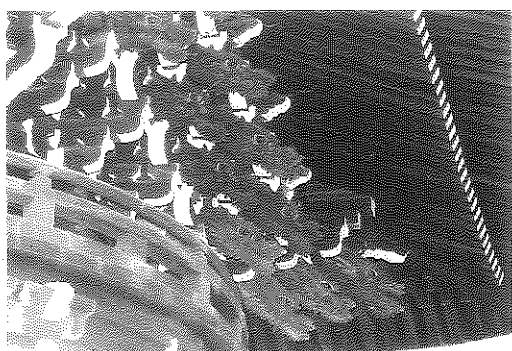
多宝塔は本堂の西南に建ち、多宝如来を安置する。寺史によれば、元禄一三年（一七〇〇）の江戸出開帳のおり、貴賤の勧進を受けて江戸で造作し、廻船にて運んだという。擬宝珠銘にも「山城國嵯峨五臺山清凉寺多宝塔於武務江戸切組建立施主名連名帳悉記文元禄拾五軒歳四月廿日」とあり、このことを裏づけている。江戸中期の標準的な多宝塔で、上下層の比例も悪くない。下層の中備募股内をすべて鳳凰彫刻とし、台輪内法長押間に流水をかたどった彫刻を嵌めるなど、適度の装飾化がみられる。上層の四手先組物の尾垂木をすべて竜頭彫刻とする手法は、同時期の京都の建物には見られず、関東での新流行がいち早く取り入れられているとみられる。下層は本瓦葺であるのに対して、上層を本瓦型銅瓦で葺く技法も京都では珍しい。

寺の門前道の突き当たりの位置に建つ山門は、総檼造の二階二重門で、天明三年（一七八三）の建立になる。初層に仁王像、上層に十六羅漢像をまつ。下層は二手先組物で二軒繁垂木の軒を支え、上層は尾

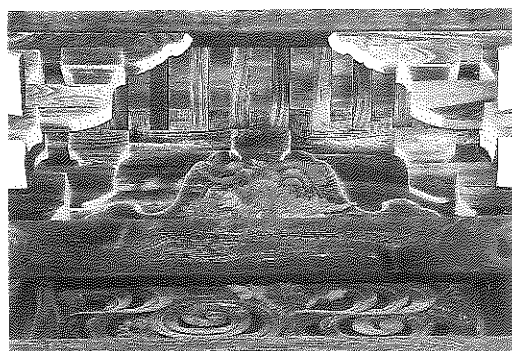
垂木付三手先組物で二軒扇垂木の軒を支える。中備は下層に簀束、上層は募股を用い、全体に禪宗様と和様を折衷した、江戸後期の典型的な形式をもつ賑やかな意匠の建物である。下層に比して上層のたちがやや高すぎるくらいはあるが、用材・加工技術ともに優秀で、数少ない二重門の遺構として重要である。



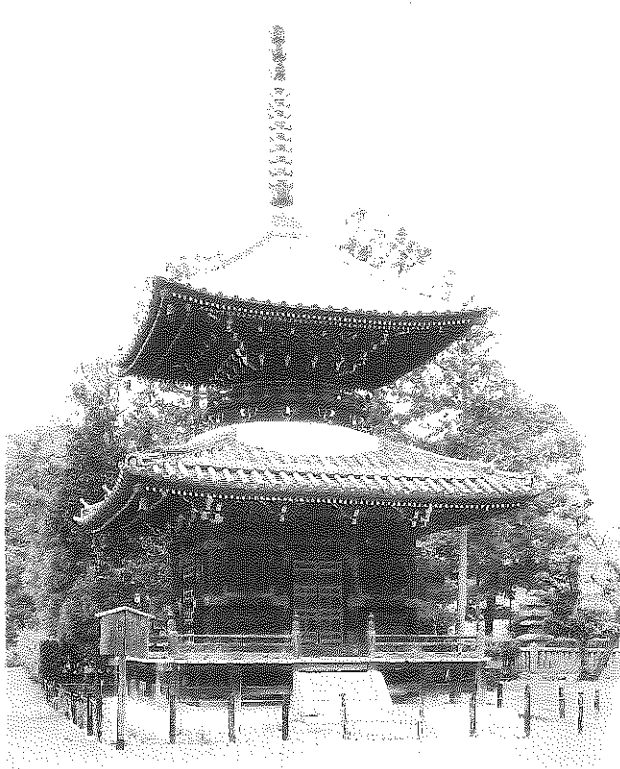
本堂平面図



多宝塔上層軒下



多宝塔下層幕股



多 宝 塔



山門下層花肘木



山門下層猿鼻



山 門

玉鳳院 五棟

(指定)

京都市右京区花園妙心寺町

玉鳳院

方丈及び昭堂

方丈 桁行一八・七m、梁行一〇・八m、一重、入母

屋造、檜皮葺

昭堂 桁行二間、梁行正面一間、背面二間、一重、入

母屋造、檜皮葺、相の間を含む

附 棟札一枚・明暦二

庫裏 桁行一〇・八m、梁行一・〇m、一重、切妻造、

妻入、北面庇付、棧瓦葺、東面廊下附属

祥雲院殿靈屋 桁行二間、梁行正面一間、背面二間、一

重、入母屋造、妻入、檜皮葺

鐘樓 桁行一間、梁行一間、二階造、切妻造、四面水切

庇付、こけら葺

唐門 一間二戸向唐門、檜皮葺

附 棟札一枚・明暦二

方丈及び昭堂・庫裏・唐門 明暦二年(一六五六)、祥

雲院殿靈屋 天正一九年(一五九二)、鐘樓 慶安二年

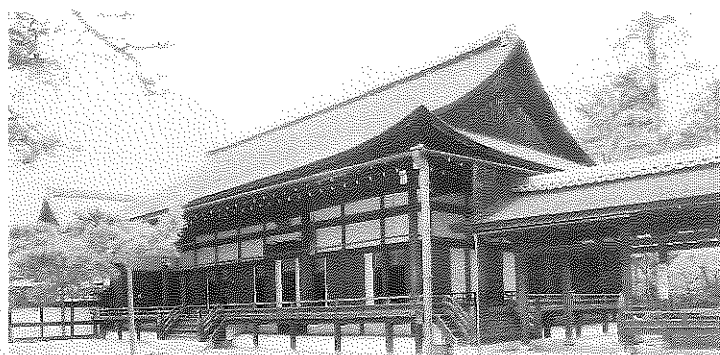
(一六四九)

妙心寺の歴史は、花園法皇が離宮を改め禪苑としたのに始まるが、玉鳳院は離宮の跡を受け継ぐ塔頭で、開山塔頭である微笑庵と同じ敷地に営まれ、両者相俟って寺の歴史及び信仰の要として大切に法燈が守られてきている。現在の玉鳳院の伽藍構成は開山三百年忌を期して行われた明暦二年(一六五六)から三年にかけての造営になるもので、微笑庵の西隣りの境内続きに方丈と庫裏が東西に並び、微笑庵と方丈の間の奥まった位置に祥雲院殿靈屋、庫裏の西南に鐘樓が所在する。明暦時の造立にあたった大工は鈴木権兵衛と近江の六左衛門の兩人で分担あるいは共同して仕事をしている。

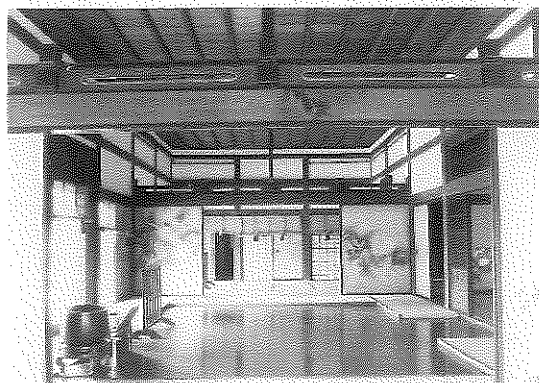
方丈は、正面および東面に吹放しの広縁を設け、内部は、十八畳大の室中を中心にして、左右に十二畳間を三室吹通しで配し、後方左右



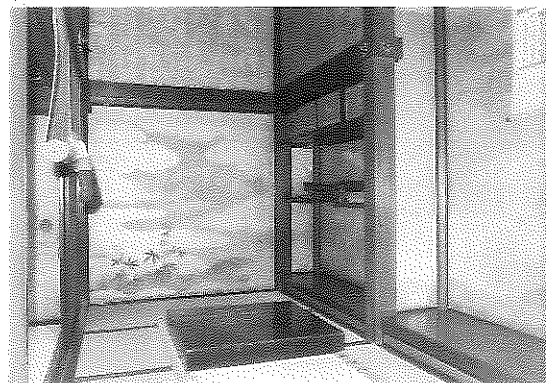
昭堂側面



方丈



方丈内部



拈華室

に各長四畳の間をつくり、中央を板間として昭堂へつなぐ拝所板間と一体としている。左奥の upper 四畳間は拈華室と称し、書院、床、違棚を設けた法皇玉座の間とする。屋根は入母屋造で檜皮葺、軒は二軒繁垂木（背面は一軒）とする。

昭堂は方二間の規模で、切石積基壇上に建つ。円柱上に台輪をのせて出三斗組物を置き、中備は両側面は出三斗、正背面は簀束とする。屋根は入母屋造檜皮葺で、軒は二軒半繁垂木とする。内部は拭板敷、格天井で、周開金箔の張付壁とし、中央後方に花園法皇坐像を安置する。

当方丈は、六間取の禅宗客殿形式を採用しているが、裏側を長四畳につくり、横三室構成を中心としている点に、礼堂的な性格があらわれていると考えることができる。建築として、方丈、昭堂とも良質で、各所に明暦頃の特徴をよく示している。

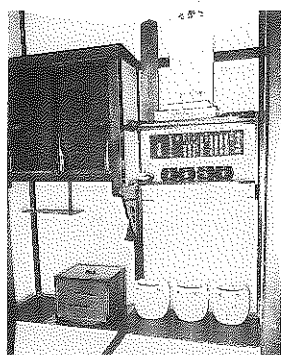
庫裏は六左衛門が入札して建てている。切妻造妻入の建物で、内部はほぼ中央で前後に二分され、前半分は、東南隅の小者部屋をのぞき吹抜けの土間・板間で、西半を台所、東半を入口庭と広敷とし、東側は廊下で方丈に通じている。北半分は、東から十畳の書院、長四畳茶の間、四畳半（待者寮）と納戸、西端に三畳と二畳を配する。東と北に半間幅の外縁を設け、西には半間の内縁があつて、北側の湯殿、便所に通じている。各室とも棹縁天井をはる。西側に改変があり、当初は四畳半室の西側が外側の通りであつたと推定され、台所も狭いものであつた。当庫裏は、開山と花園法皇の両真前に朝夕奉仕する侍真の常住の場で、茶堂に当る十畳間に付書院を備え、隣室に炉・棚を備えて茶の間とする点など、通常の庫裏にはない独自の性格が窺える。

豊臣秀吉の長子棄君は天正一九年（一五九一）八月五日に三才で夭折する（法号祥雲院殿）が、秀吉は、棄君の守役であつた石河伊賀守光重に命じて妙心寺にその葬儀を営ませ、墓廟を玉鳳院内に建てた。これが祥雲院殿霊屋で、棟札によると、御卵塔と称し、天正一九年十月に造立され、大工は御大工源吉継である。吉継は御大工と称するから豊臣氏の大工と思われる。

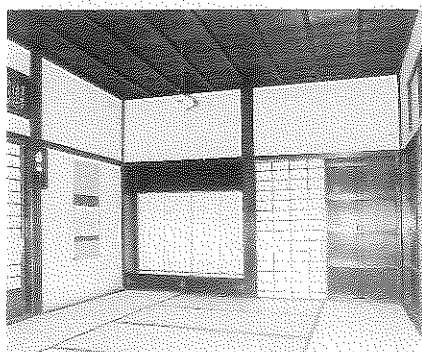
建物は、方一丈の方形平面で、周開および内部を四半瓦敷とする。礎盤上に棕付円柱をたて、台輪をのせたうえで出三斗組物を置く。中



庫裏正面



茶の間東面北寄り



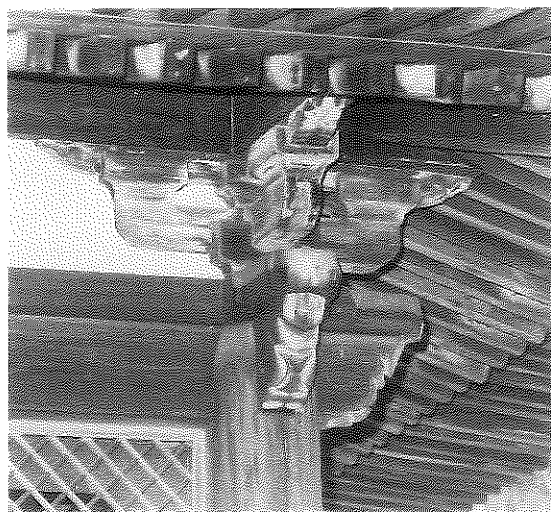
書院

備はない。屋根は入母屋造で妻入、軒は二軒繁垂木とし、現在はこけら葺であるが、当初は檜皮葺であった。内部は、背面沿いに四尺弱の壇をつくって乗君坐像を安置し、壇前に卵塔をたてる。天井は鏡天井で飛天女図を彩画している。外まわりの彩色は現在ほとんど剝落しているが、当初は極彩色の華麗なものであった。柱間や柱高、軒の出などや部材の寸法を尺および寸の整数値に定めるといふ独特の注目すべき木割を採用しており、小建築ではあるが、ゆるぎのない構成をもっている。当霊屋は天正期の霊廟建築として、また数少ない秀吉関係の建築遺構のひとつとして価値が高い。

鐘楼は、四本柱を内転びをつけずに高くたちあげて二階床を設けるという類例のない形式をもつ。二階四面には腰掛け様の浅い張り出しをつくり、持送りで支え、組高欄をとりつける。柱は角柱、組物は出三斗とし、中備に簀束を用いる。屋根は切妻造こけら葺、軒は一軒疎垂木とし、一階の四周に出の短い水切庇をつける。

慶長一五年在銘の梵鐘が吊られているが、米銭納下帳より慶安二年（一六四九）の造立であることがわかり、頭貫木鼻の持送りの形、虹梁絵様などは桃山時代風の力強さを持ち、柱の面取も大きく、慶安期の建物としてはむしろ古風な意匠でまとめられているといえる。類例のない建物をうまくまとめあげた大工の手腕は非凡である。なお建物は、明暦二年と一八世紀頃に二回移築されていることが考えられ、現状では不要の痕跡が数多く見受けられ、そのことを裏づけている。

唐門は、方丈の前面に建つ向唐門で、棟札より、明暦三年（一六五七）、大坂淀屋之右衛門太郎を施主として建立されたことが明らかになる。内側にのみ控柱がたつ形式で、本柱は上部粽付円柱、控柱は唐戸面取の角柱とし、組物は出三斗を用いる。正面本柱間は、中備に簀束を入れ、その両側を唐草の透し欄間とする。虹梁上は牡丹彫刻の笈形付大瓶束をたてて三斗で化粧棟木を受ける。笈形の伸びやかな造形や背面の化粧棟木を受ける簀束の形などは明暦にしては進取の傾向を見せしており、建築装飾における新しい気風を感じさせる建築として評価することができる。



組物



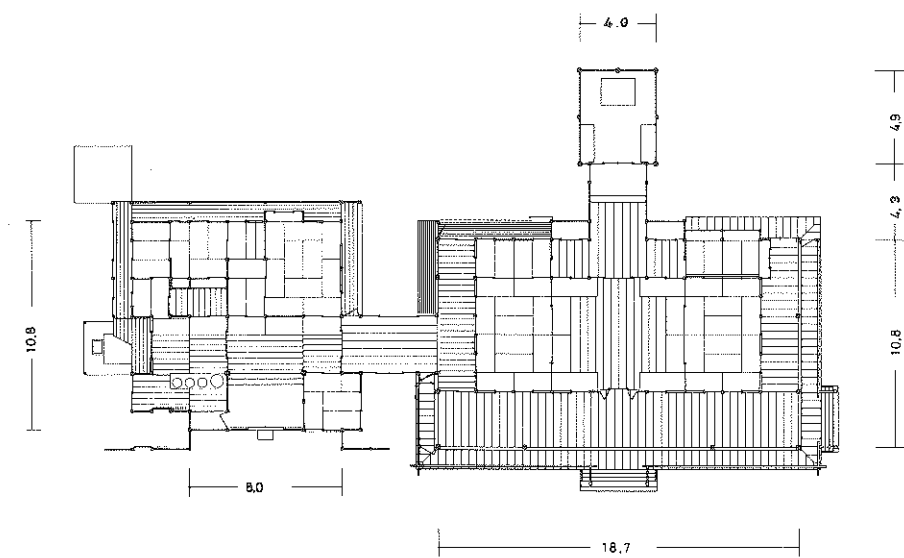
祥雲院殿霊屋



唐 門



鐘 樓



方丈及び昭堂・庫裏平面図

微笑庵 二棟

(指定)

京都市右京区花園妙心寺町

玉鳳院

昭堂及び拝所

昭堂 桁行二間、梁行正面三間、背面二間

拝所 桁行二間、梁行正面一間、背面三間、正面開山

堂に接続、背面昭堂に接続、両脇位牌壇・仏壇

及び前室附属

一重、寄棟造、本瓦葺

渡廊下 桁行五間、梁行一間、一重、両下造前後唐破風、

檜皮葺

昭堂・渡廊下 明暦二年(一六五六)、拝所 寛政六年

(一七九四)

延文五年(一三六〇)に妙心寺の開山関山慧玄が示寂した後、遺骸を葬り、塔が建てられ微笑庵と名づけられた。その後妙心寺の盛衰と運命とともにして微笑庵にも変遷があったが、開基の花園法皇を祀る塔所である玉鳳院とあわせて、妙心寺の中で信仰の中核をなす場所として崇められてきている。

微笑庵の現状は、玉鳳院の東に隣接して境内としては一体になっており、中央に開山堂(重文)がたち、玉鳳院方丈と渡廊下で繋いでいる。開山堂の正面には平唐門(重文)が所在する。開山堂は東福寺より移築された建物で、室町初期のほぼ純粋な禅宗様の仏殿遺構として比類のない遺構である。現在地へ移されたのは天文六年(一五三七)のことである。

微笑庵昭堂は、開山堂の背後に接続して建ち、開山の頂相木像を安置する建物で、玉鳳院全体が整備された明暦二年(一六五六)に昭堂が造立され、寛政六年(一七九四)に開山堂との相の間が増改築されて脇位牌や小仏壇を備えて現状の形になった。昭堂は高い石積基壇上に立ち、礎盤のうえに粽付田柱をたて、台輪を置いて出三斗組物をのせ、中備は簀束を用いて、軒は二軒繁垂木とする。全体に禅宗様を基本としつつ、多少和様をとり入れている。屋根は拝所の部分も含めて寄棟造本瓦



軒部壇位牌所拝



所 拝



面 側 堂 昭

葺とし、手前は開山堂の屋根に取り付いている。内部は高床とし、天井は中央部を折上小組とする格天井を張る。三方板壁は金箔押しとし、西側面前端間に団扇形の小窓をあげ、正面拝所側に棧唐戸をたてる。また東側にのみ両開板扉の出入口をもつ。中央後方に開山坐像を安置し、その左右に厨子入の石塔をたてる。東が開山塔、西が法皇塔である。

相の間は昭堂の拝所となる場所で、開山堂の背面を四半瓦敷のまま一間拡張し、左右に前室付の小仏壇を配し、中央間から木階により上る板間を背後に設けて昭堂を接続させ、左右に位牌壇を付したものである。開山堂と昭堂間の天井は輪垂木天井とし、前後の虹梁上に波形の笈形を付した大瓶束をたて化粧棟木をうけている。板間は拭板敷で前面と木階両脇に高欄をとりつけている。

開山昭堂としては、京都では元和八年（一六二二）の臨川寺三合院開山堂・昭堂につぐ古さを持ち、造営の経緯、内容も明らかである。仕事もよく、近世の昭堂として代表的な遺構ということが出来る。

渡廊下は、玉鳳院方丈の南広縁と開山堂を結ぶ建物で、桁行五間で吹放しとし、床は四半瓦敷とする。柱は面取角柱を礎盤のうえにたて、柱上に三斗組物をのせ一軒大疎垂木の軒をうける。中三間には向い合せに高欄付腰掛を張り出す。屋根は両下造檜皮葺であるが、両端は唐破風につくる。見積書により明暦二年の造立であることが裏付けられる。

当渡廊下は、単なる渡廊下ではなく、開山堂の年忌、月忌などの際の待合を兼ねたもので、玉鳳院と微笑庵を有機的に結びつけ、桃山期の作庭とされる北庭と、白砂の南庭とを分ける役割を担う重要な存在である。両妻の笈形・簷股はよくこの時代の特徴を見せ、全体としての均衡もよくとれた建築である。

須田家住宅 一棟

（指定）
向日市寺戸町西ノ段一

須田久重

桁行一七・〇m、梁行一〇・〇m、切妻造段違、南面・東面及び西面庇付、棧瓦葺
延享元年（一七四四）頃

須田家住宅は、西国街道、愛宕道、丹波道が一つに会する地点、正確には丹波道が愛宕道と分岐する角地に敷地を占める。このあたりは、近世「向日町上之町・下之町」と呼ばれ、商手工業者が集っていた。元和二年（一六一六）の両町の状況を記す『当家銘々渡世書帳』によると、当家の祖先松葉屋利兵衛は既に醬油の製造を営んでいたが、屋敷の位置が現在と異なり、西国街道が愛宕道と分岐する角地に位置していたことがわかる。以後明治二十年代まで醬油の製造販売を営んだ。

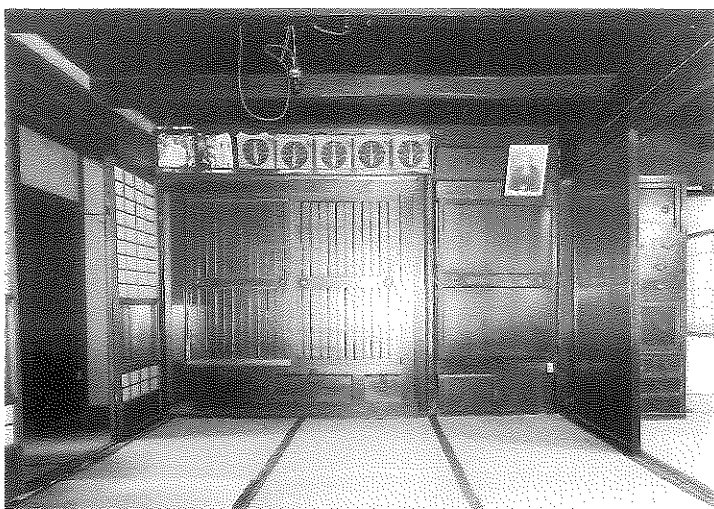
住宅の現状は、愛宕道に東面して主屋がたち、北に離座敷が付属する。敷地には裏庭をとり囲むように、北側にウエノクラとコヤ、西沿いにシバコヤ、シタノクラなどが並び、南側に主屋の南外壁続きに風呂場とツケモノゴヤが接続する。主屋は外観から二棟の切妻造に棟が分けられる。主屋に延享元年（一七四四）と嘉永五年（一八五二）の二枚の祈禱札が残されており、それぞれ南棟の建設、そして北棟の増築時のものにあてて考えることができる。

南棟は、桁行梁行各四間を上屋とし、南面に一間半、東西両面に半間の底を張り出す。間取りは、南側三間半を通り庭とし、中戸で店庭と奥の台所庭に仕切る。床上部は縦に四室が並び、表から奥へゲンカン四畳、ナカノマ六畳と板間、仏間六畳とニシノマ（後の改造で、当初は縁）と続く。この部分は間仕切に差物を用い、根太天井とする。台所は、ブツマの前に広敷を張り出し、置戸棚を置く。天井は一部棹縁天井を張るが、南寄一間は小屋裏まで吹抜けである。北棟の増築部は、表からオチマ五畳、ナカノマ六畳そして奥に床と違棚を備えたザシキ十畳の三室からなる。

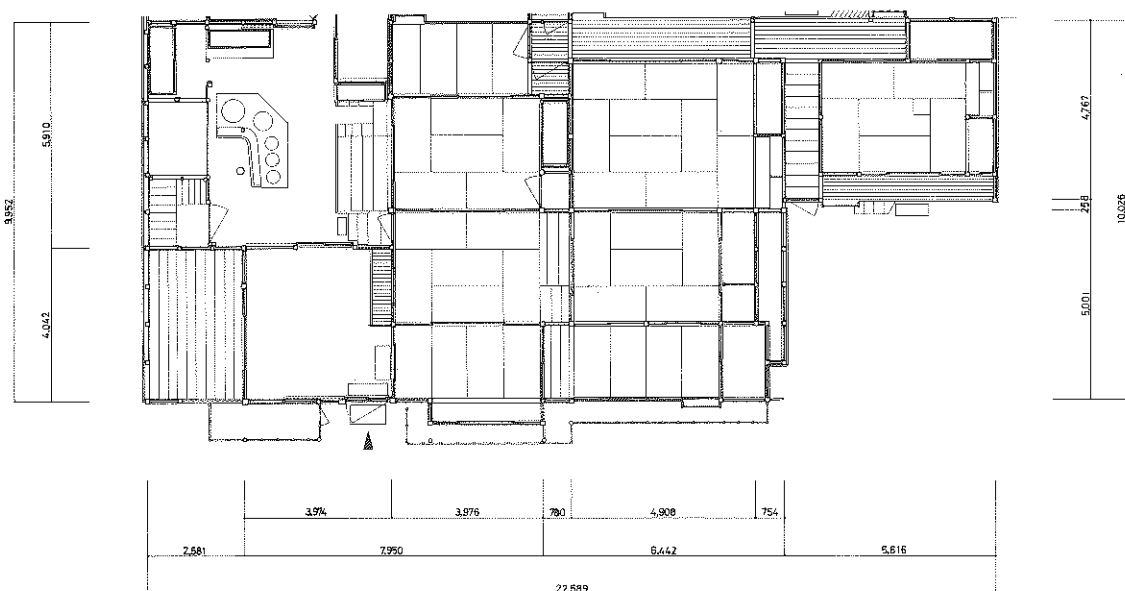
当家は、復原すると土間沿いに一列に居室を配する等、京都の町屋



と共通する特徴も有するが、外観はつし二階部分を柱、軒裏ともに塗り込める点、平面では広い土間をもつ点など地域的特色もみられる。今日でも少なからず残っている向日市の旧街道沿いの代表的町屋遺構として貴重であり、また京都の町屋の古い類例としても価値が高い。



ブ ッ マ



南真経寺 二棟

(指定)

向日市鶏冠井町大極殿

南真経寺

開山堂 桁行五間、梁行五間、一重、入母屋造、向拝一間、本瓦葺

附 棟札一枚・寛永一九

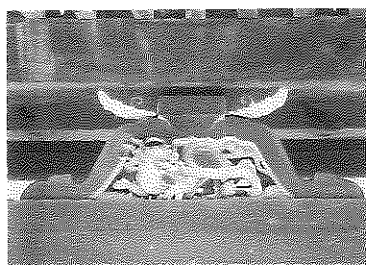
本堂 桁行三間、梁行四間、二重、宝形造、向拝一間、背面仏壇附属、本瓦葺

開山堂 寛永一九年(一六四二)、本堂 正徳四年(一七一四)

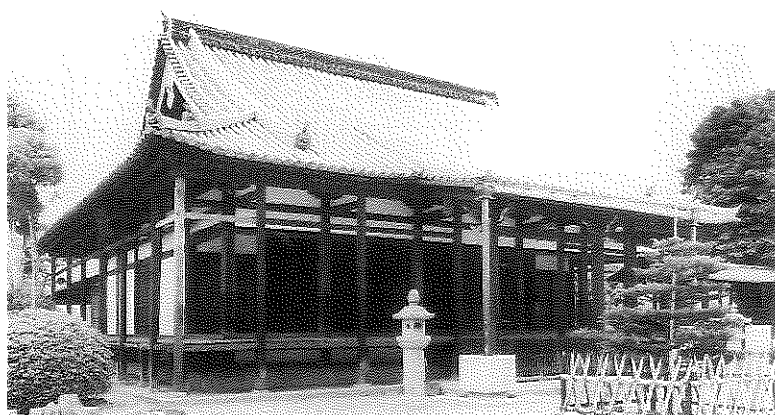
南真経寺は向日市鶏冠井町大極殿に所在する。日蓮宗元京都妙顕寺末寺であって、創建は鎌倉時代末の徳治二年(一三〇七)あるいは延慶三年(一二二〇)と伝え、日像によってなされた。その後の沿革については不明な点が多く、近世になって荒廃していた諸堂の復興が行われている。

開山堂は伽藍の中心建築で、南面して建つ。桁行五間梁行五間の規模で正面に一間の向拝を付し、洛中の日蓮系本山本堂の多くが正面七間であるのに比べるとひと回り小さい。組物は舟肘木、軒は二軒半繁華木、妻飾は虹梁大瓶束とする。四周の縁先に軒支柱をたてるがこれは後の補足になる。平面は、手前一間通りを吹放し板敷の外陣とし堂内は、中央三間四方の内陣と、その両側と背面一間通りの脇陣に区分する。内陣の後方寄りの一間四方を囲って内々陣とし、来迎壁の前に須弥壇を構え壇上に禅宗様宮殿を据えて開山尊像を安置する。天井は外陣を鏡天井脇陣後陣を棹縁天井、内陣は格天井を受けている。後陣の両端間は一間四方の小室につくり、背面中央間の後戸の左右に脇仏壇を構える。棟札により、寛永一九年(一六四二)の建立で、当初より御影堂(開山堂)として建てられたことがわかる。

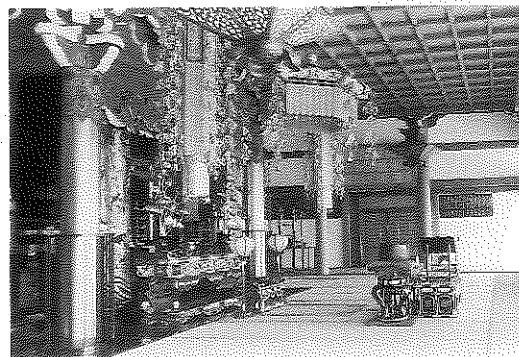
平面構成は、近世京都の日蓮宗本堂に共通した形式であるが、背面両



向 拝 臺 股



開 山 堂



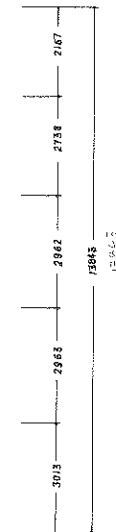
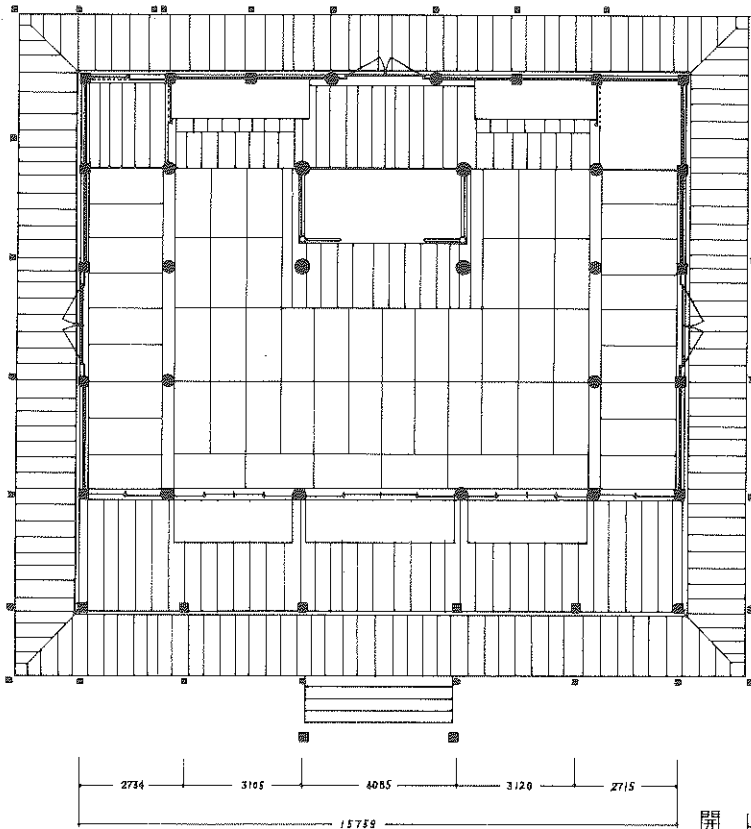
内 陣



本 堂

隅に方一間の小部屋をつくり、側面の開口が一間だけで閉鎖性が強いところなど古制を示す。また京都地方の他の本堂建築と比較すると、側柱を角柱とし、組物に舟肘木を用い、正面両脇出入口に棧唐戸をたてず、単に引違とするなど、他に例のない手法を用いており、住宅風で和様の性格が著しい点が注目される。

本堂は、開山堂の東南に位置し、開山堂と渡廊下でつながれる。外観二重の宝形造本瓦葺の建物で、正面に一間の向拝を付し西面する。正徳四年（一七一四）建立と伝え、規模は正面三間、奥行四間で、正面一間通りを吹放しの外陣とするなど、開山堂と似た建築構成をもつ。側まわりは角柱を用い組物は舟肘木とする。内外陣境と内部の柱計四本は円柱とし、縦横に虹梁を架け内部空間を形づくる。背面に奥行半間の仏壇を張り出している。二重になっているのは外観だけで、内部は



鏡天井を張っており外観とは関係がない。本尊は塔中題目など日蓮宗寺院において一般的に本堂に祀るもので、当堂が本堂であることは間違いないが、本堂が開山堂よりも小さい建物となっているのは京都地方では類例がない。

開 山 堂 平 面 図

萬福寺 一三棟

(指定)
宇治市五ヶ庄三番割 萬福寺

祠堂 桁行三間、梁行二間、一重、入母屋造、本瓦葺

威徳殿 桁行三間、梁行三間、一重、入母屋造、向拝一間、

背面突出部 桁行一間、梁行正面一間、背面二間、寄

棟造、本瓦葺

鎮守堂 一間社流造、棧瓦葺

松隠堂客殿 桁行二〇・〇メートル、梁行一三・〇メートル、

一重、入母屋造、西面北突出部(且過寮) 桁行八・九

メートル、梁行三・九メートル、切妻造、西面南突出

部 桁行五・九メートル、梁行三・九メートル、切妻

造、庫裏に接続、棧瓦葺

附 中門 一棟

松隠堂玄閣 桁行八・〇メートル、梁行四・〇メートル、一

重、入母屋造、北面客殿に接続、東面突出部 桁行四

・〇メートル、梁行三・三メートル、唐破風造、棧瓦

葺、南面腰掛附属

松隠堂侍真寮 桁行九・八メートル、梁行七・五メートル、

一重、入母屋造、棧瓦葺、客殿間渡廊下附属

附 土蔵 一棟

松隠堂庫裏 桁行一一・九メートル、梁行九・九メートル、

一重、切妻造、棧瓦葺

松隠堂裏門 桁行三間、梁行二間、一重、切妻造段違、棧瓦

葺

松隠堂廊下(三棟) 客殿開山堂間廊下玄関式台付 開山堂

松隠堂鐘樓間廊下 松隠堂鐘樓南面廊下

松隠堂鐘樓 桁行一間、梁行一間、一重、切妻造、棧瓦葺

松隠堂石碑亭 桁行一間、梁行一間、一重、宝形造、棧瓦葺

祠堂 延宝二年(一六七四)、威徳殿 元禄十四年(一七〇一)、鎮守堂 寛文七年(一六六七)、松隠堂客殿・松隠堂玄閣 元禄七年(一六九四)、松隠堂侍真寮・松隠堂庫裏 十七世紀後期、松隠堂裏門 寛文元年・元禄年間移築、松隠堂廊下・松隠堂鐘樓 明和九年(一七七二)、松隠堂石碑亭 宝永五年(一七〇八)

萬福寺は京都府宇治市五ヶ庄三番割に所在する、末寺五百ヶ寺を有する黄檗宗の大本山である。

周知の通り、萬福寺は中国僧隠元が寛文元年に宇治大和田の地を得て創立したもので、伽藍諸堂の造営は寛文元年(一六六一)から開始され、まず総門・西方丈・厨下・寮舎などを設け、翌二年に法堂が竣功し、同三年に祝国開堂の儀を行った。その後も順次諸堂の建設が進められ、伽藍の体裁が整ったのは、二代木庵の延宝七年(一六七九)頃とみられている。

一方、塔頭は隠元在生中に、松隠堂の外に十三ヶ院が存在したが、元禄年間に三十一ヶ院、宝永年間に三十三ヶ院になり、幕末に至る。

明治維新後、萬福寺は上地により寺地を失い、加えて陸軍に火薬庫として接収され、本坊の東方に殆ど集まっていた塔頭が移転縮小され、また廃絶して、今日では十八塔頭が存在する。

萬福寺の建物のうち、伽藍中枢部の建物については、大正二年四月十四日に「萬福寺伽藍」として、大雄宝殿・天王殿・齋堂・禪堂・伽藍堂・祖师堂・鐘樓・鼓樓・三門・総門・法堂・東方丈・西方丈が特別保護建造物に定められ、その後文化財保護法により重要文化財となり、また昭和四十年五月に開山堂・通玄門・寿蔵・舍利殿が追加指定されている。さらに、境内一帯は「史跡」として、昭和六〇年に京都府の指定を受けている。

今回、これらと一体となって伽藍を形成している建物のうち重要なものについて、保存を計ろうとするものである。



祠 堂



威 徳 殿



鎮 守 堂

祠堂は大雄宝殿の北東に位置する桁行三間、梁行二間、屋根入母屋造、本瓦葺の建物で、延宝二年（一六七四）に位牌堂として建てられたものである。内部は、四半敷きの一室で、中央後寄りに仏壇を置き、左右両端に位牌壇を設け、現在では更に背面に納骨堂を新築付加している。

威徳殿は法堂後方の山腹に位置し、萬福寺創立の大檀越徳川歴代將軍の位牌堂として、元禄十四年（一七〇一）に建立されたものである。殿は亀腹の上に建つ山内唯一の板敷きの堂で、背面突出部は長押の成

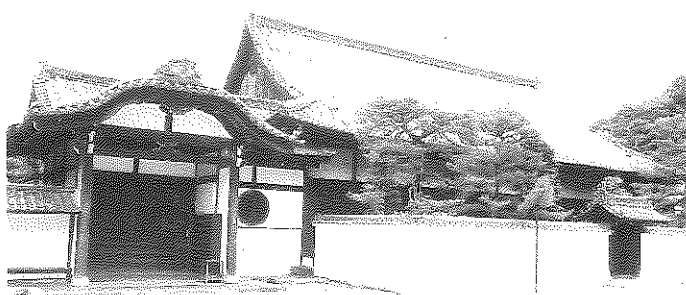
だけ床が高くなって位牌壇を設ける。身舎及び突出部の柱は面取角柱で、組物を用いずに桁を直接受けている。飛貫上に装飾として萬福寺特有の繰形をもつ実肘木様のものを入れる。創建以来大きな改造もなく、当初の形態を良く保つ建物である。

鎮守堂は天王殿の左前方に鎮座する寛文七年（一六七七）建立の小規模な一間社流造の建物。組物は出三斗、中備は正側面三方に臺股を置く。妻飾は冢叉首、軒は二軒繁垂木。屋根は現在棧瓦葺に改められてはいるが、その他は当初材が残る質の高い建物である。

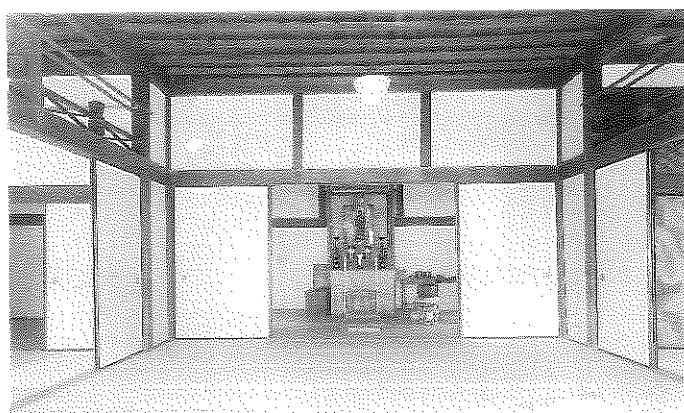
「松隠堂」は、隠元退院後に院住した庵として知られている。その創建は寛文三年秋に遡る。『黄檗開山普照国師年譜』には「美作津山藩主関備前守長政夫人松仙院蘭室性温の遺言によって、江戸屋敷の建物が工費二百兩と共に喜捨移転され、松隠堂と名付けられた。」とある。江戸時代を通じて、開山塔院として別格で、塔頭十三ヶ院の住職が輪番で塔主となり、守塔された。

現在の景観は延宝三年（一六七五）に開山堂が再建され、更に寛文・元禄年間に松隠堂の諸建物が整備された後のものである。

松隠堂客殿は、そのものも「松隠堂」と呼ばれ、隠元退院後に院住した庵として知られている。隠元寂後は開山堂に付属した客殿として維持されているが、現在の建物は五代高泉が元禄八年（一六九五）の



松隠堂客殿・玄関外観



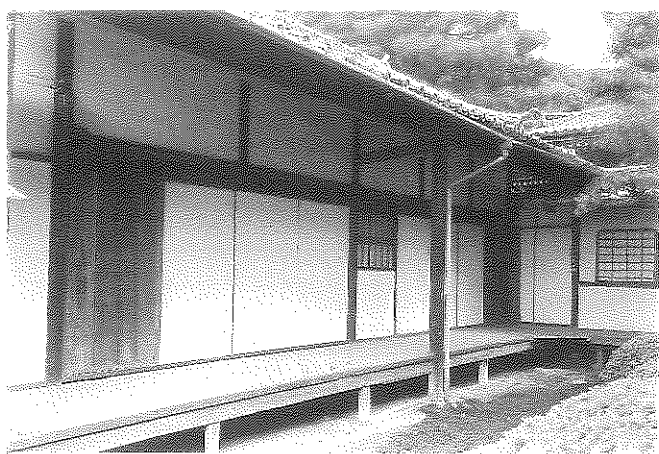
松隠堂客殿内部



庫裏

開山二十三忌に先立ち、同七年に再建したものである。客殿は東面して建ち、南に玄関を付属し、北は侍真寮、西は庫裏に接続する。平面は、禅宗方丈にみられる通常の六間取の形式を基本形にするが、室中間にあたる正面中央間は方三間間としていたため、奥室との間仕切りの位置は左右の脇間らの奥室との間仕切りより半間奥へ入り込んでいる。この手法は萬福寺西方丈や塔頭萬寿院客殿（府指定文化財）にも共通し、萬福寺における方丈・客殿形式の一特徴といえよう。

松隠堂庫裏は現客殿とほぼ同時期に建立されたもので、南面する、切妻造、平入、棧瓦葺の建物である。桁行方向中央に入口を設け、左手側を土間とし、天井を張らず、梁組をみせ、右手側は床上部とし四室に分けている。庫裏内部の改造は多いものの、復原は可能である。



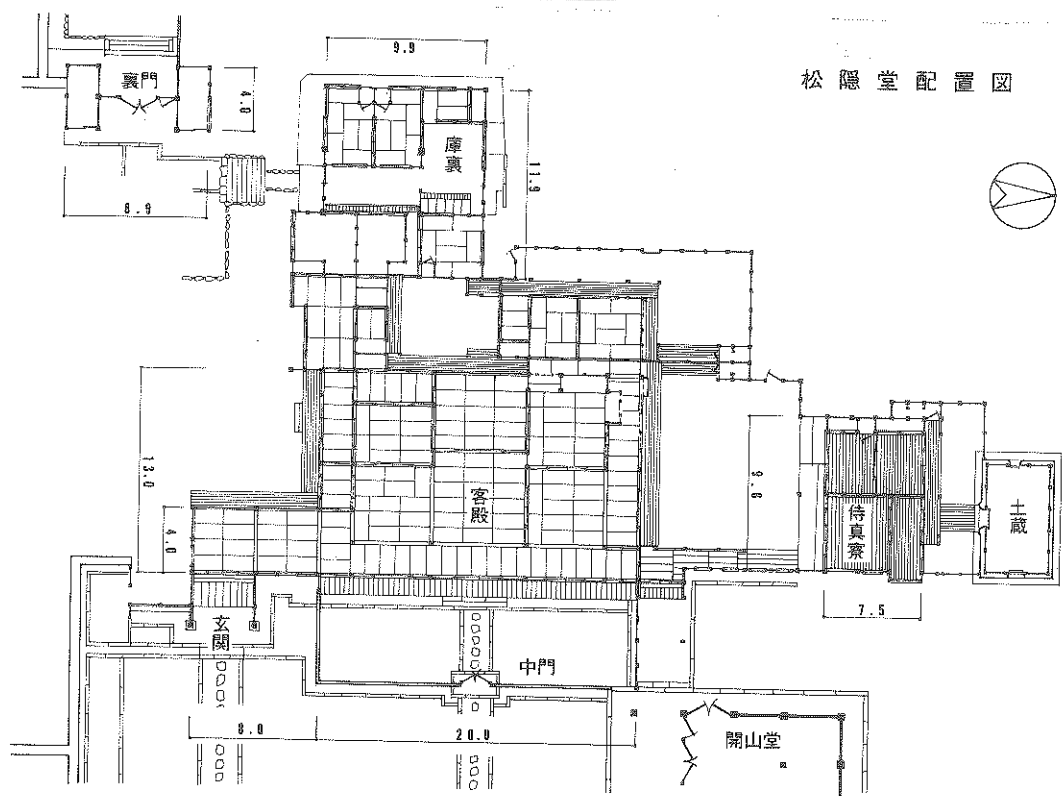
侍真寮



裏門

松隠堂侍真寮は客殿の北方に位置し、南面する入母屋造・棧瓦葺の建物。客殿守護の侍真のために建てられたもので、客殿と同時期の建物であろう。内部は現在四室に分けられているが、江戸時代後期には桁行で東側三間を北長六畳と南十二畳の二室、西側二間を一室という三室構成であった。

松隠堂庫裏の南西に、西を正面とし、切妻造屋根を段違いに懸ける裏門がある。寺伝に拠れば、この門は寛文元年建立の萬福寺創建時の総門で、元禄年間に現在地に移転したという。切妻屋根を段違いに懸ける門は、萬福寺境内では現総門（重要文化財・元禄六年建立）、塔頭萬寿院表門（延宝七年建立）も同型式の屋根を用いている。現在門は後世の改造をうけ、桁から上の材料は取り替わっているが、その他は当初材が良く残る建物である。



開山堂（重要文化財・延宝三年）を中心とし、東西に廊下が延びる。西側廊下は松隠堂客殿の北東端に接続し、玄関式台を付属する。東側廊下は天王殿北廊下に接続する。これらの廊下は明和九年（一七七二）に建立されたもので、また東廊下の途中にある鐘楼も廊下と同時期に建てられたものである。

松隠堂石碑亭は松隠堂鐘楼の北方、松隠堂廊下の東端と軒を接するところに建つ、宝永五年（一七〇八）建立の屋根宝形造の建物である。方一間、柱間吹放しの簡素な建物の中心に、台座を据え、そのうえに載せた石造の亀の背の上に塔銘碑を立てている。

萬福寺は黄檗宗の総本山で、法式のみならず、伽藍形式や仏像の形式にも中国明代の形式が伝えられており、中国的雰囲気漂う独特のたたずまいを備えている。

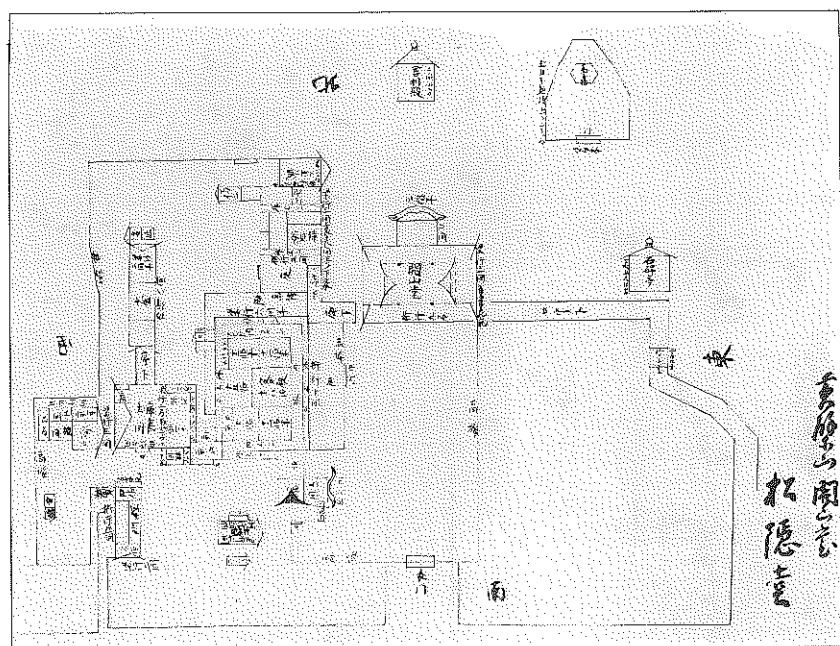


松隠堂鐘楼廊下



松隠堂石碑亭

黄檗宗独特の方丈形式を持つ「松隠堂客殿」を中心とする建物群及び萬福寺伽藍の景観を構成する廊下群や、伽藍内の祠堂・威徳殿・鎮守堂は、既に重要文化財に指定されている建物と一帯となつて伽藍を形成しており、貴重な建造物の数々である。



松隠堂絵図(天保14・1843)

鹿島神社本殿 一棟

(指定)

船井郡園部町殿谷
鹿島神社

一間社流造、檜皮葺

附 棟札 二枚

永正六年(一五〇九)

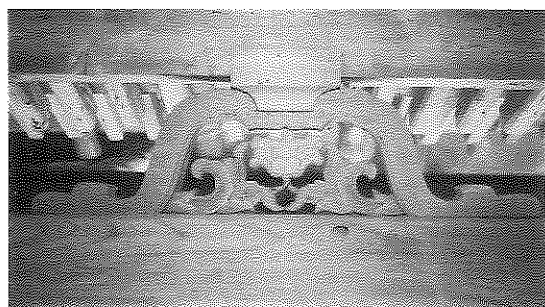
鹿島神社は、園部町の南西部を北流する本梅川から北東に切れ込んだ谷の最奥部にある殿谷の地に鎮座し、武甕槌命を祭神として祀る。

当神社の創立・沿革については明らかでない。本殿正面には「鹿嶋大明神」と記す元文二年(一七三七)の額があがっており、また保存されていた永正六年(一五〇九)と、正徳二年(一七一二)の棟札には「船井郡野口御庄殿谷村氏神 鹿嶋大明神御寶殿」と銘記されていることから、野口庄殿谷村の氏神として祀祀されていた。現本殿が永正六年に建立されてより、その後正徳二年に修理が行われている事が知られ、明治二十三年には覆屋が建てられ、今日まで保存されている。

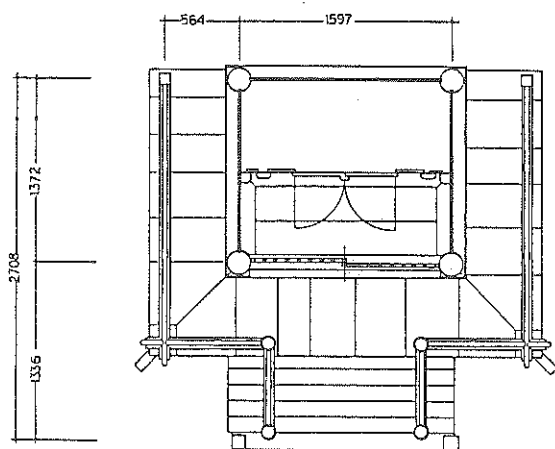
本殿は、一間社流造、檜皮葺の建物で、身舎は四柱で、舟肘木を軒桁より造り出し、二軒繁垂木の軒を支え、垂木には反りがみられる。中備はなく、妻飾は彖又組とし、頂部に舟肘木を置き棟木を受ける。正面には擬宝珠付登高欄付の木階五級を設ける。身舎の三方に組高欄付きの切目縁を回し、脇障子を立てる。正面は引違格子戸、他三方は横板張の嵌板とする。内部は、内外障境に板唐戸を構え障境とし、天井は内外陣共に鏡天井とする。

向拝は面取角柱で虹梁形頭貫で繋ぎ、木鼻を出す。組物は連三斗組、中備に簀股を置き、身舎と向拝は虹梁で繋がる。

当本殿は正徳期の修理の際に、向拝部分の柱、頭貫、木鼻等の取替が行われたとみられるものの、創建材が良く残っており、室町時代の姿を今にとどめ、小柄ではあるが、均一のとれたあつきりとした造りの建物である。この様に、丹波地方に残る、室町時代の神社本殿は、保守的な手法を保っており、当本殿もその範疇にあり、当代の数少ない神社建築遺構の内にあって、年代の確かな建物として重要な位置にあると言える。



簀股



篠田神社本殿 一棟

(指定)
綾部市篠田町宮ノ下
篠田神社

五間社流造、銅板葺
永祿九年(一五六六)

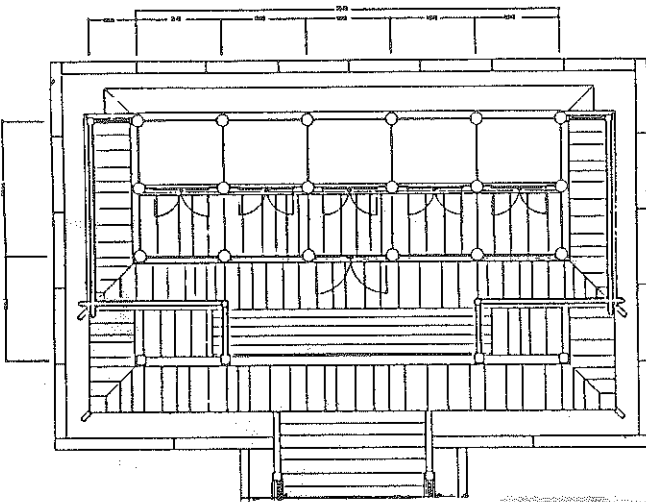
篠田神社は、綾部市の西北部、篠田町に位置する。神社の創立・沿革に関する資料は乏しく明らかでない。現本殿は様式上、室町時代に遡るものとみられ、江戸時代末期に山家藩士菅沼謙蔵が記した『役用手扣』には「篠田大明神(略)再建棟札曰(略)永祿九年九月廿八日」と記されていることから、現本殿の建立をこの頃に当てて良いと思われる。

本殿は五間社流造、銅板葺。身舎組物は正面出三斗、端部連三斗、側背面平三斗とする。柱間装置として、正面中央間に両開き格子戸を構え、他間は格子戸嵌殺し、側及び背面は横板張とする。縁は三方に回り、脇障子を設け、跳高欄を付ける。正面中央三間に木階を設け、更に浜縁を付ける。内部は前一間通りを外陣、後一間通りを内陣とし、内陣は五室に区画(後補)され、各外陣境に板扉を構える。天井は内外陣とも棹縁天井になる。

向拝部は正面三間分の柱を抜いて一間にし、全体で三間として、虹梁形頭貫で柱を繋ぐ。組物は出三斗、中柱上及び大虹梁上に手挟四組を置き、両端の繋虹梁で身舎と繋ぐ。妻飾りは豕又首組とし、大斗肘木で棟木を受ける。軒は二軒繁垂木で、正面地垂木及び背面両垂木に旧垂木を転用して取付けられており、背面飛檐垂木には反りがある。

現本殿は大正十一年に現拝殿の位置から、移築改修されており、屋根葺材及び小屋組材の一部・向拝部分(組物を除く)・繋虹梁・縁廻り等に取替材がみられるものの、当初材がよく残っており、全体の形状を損なうことなく改修されている。

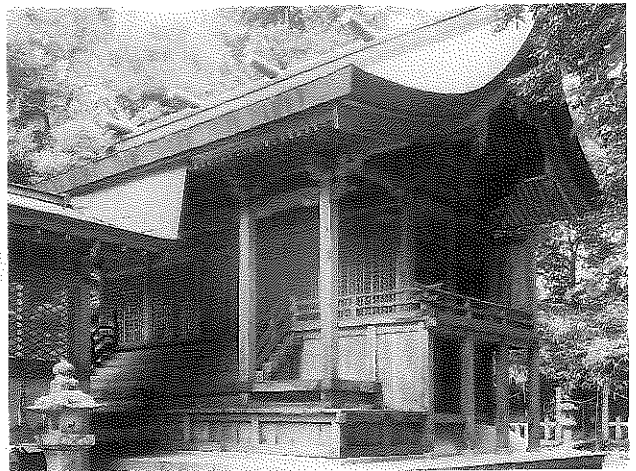
丹波地方に残る、室町時代の神社建築の遺構は、いずれ



も保守的な形式技法を踏襲しているが、当本殿においても、装飾として、手挟四組を置くのみであり、その流れの中にある。また、室町時代の五間社の神社本殿遺構として、府下で他に一棟しか確認されておらず、当本殿の持つ価値は高い。



手 挟



田口神社 二棟

(指定・登録)

舞鶴市字朝来中

田口神社

本殿 (指定)

三間社流造、正面軒唐破風付、こけら葺

附 棟札 一枚

拝殿 (登録)

桁行二間、梁行一間、一重、入母屋造、

棧瓦葺

附 棟札 一枚

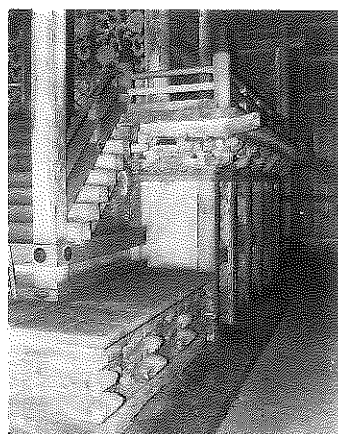
本殿 明和三年(一七六六)、拝殿 寛政八年(一七九六)

田口神社は、東舞鶴の北東、朝来川の流れる朝来谷の中央に位置する集落の、朝来中に位置し、集落の西端、山を背に清水の湧く森の中に鎮座する。当社は近世において、大波村(江戸中期に上村・下村に分離)・朝来中村・下谷村(現吉野)・白屋村・岡安村・長内村の六ヶ村(中期七ヶ村)の氏神であり、延宝四年(一六七六)八月在銘の鰐口(社蔵)が上記六ヶ村の氏子により当社に寄進されており、中世の郷村結合の名残がうかがわれる。

旧村社として、祭神に豊受皇大神・日本得魂命・菅田別尊の三神を祀る。草創は不詳であるが『丹後風土記』残欠には「御田口祠」として記す。当社の貴物であった貞和三年(一三四七)十二月在銘の鰐口銘には「丹後国志楽庄朝来村田口大明神」とし、また、社頭の石燈籠(市指定文化財)が享徳三年(一四五四)十月の銘をもつなど、これらによって中世に遡り得ることは確実である。

現本殿は『田口神社神社史』所載の資料によると、社殿破損により宝暦四年(一七五四)に再建願出がなされ、造営を進めている。そして、棟札により、明和三年(一七六六)に田辺藩主牧野豊前守惟守を大檀那として造立されたことが判明する。

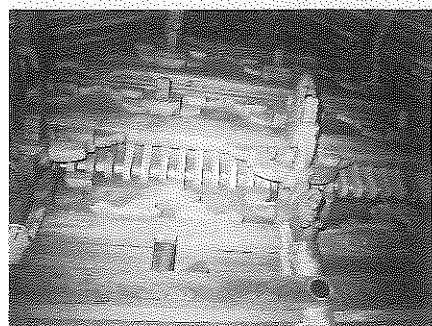
本殿は三間社流造、側面二間、正面軒唐破風付で、こけら葺の建物である。浜縁を張り、木階七級を設けて、擬宝珠高欄付の切目縁をまわす。浜縁は拳鼻付平三斗組を二段に重ね、また、回り縁は拳鼻付出組斗拱にて支持され、木階のささら桁に海老虹梁を入れる。身舎柱はケヤキの円柱にて、組物は出組斗拱、中備を墓股とする。そして丸桁風



緑 腰 組



本 殿



妻 飾



正 面

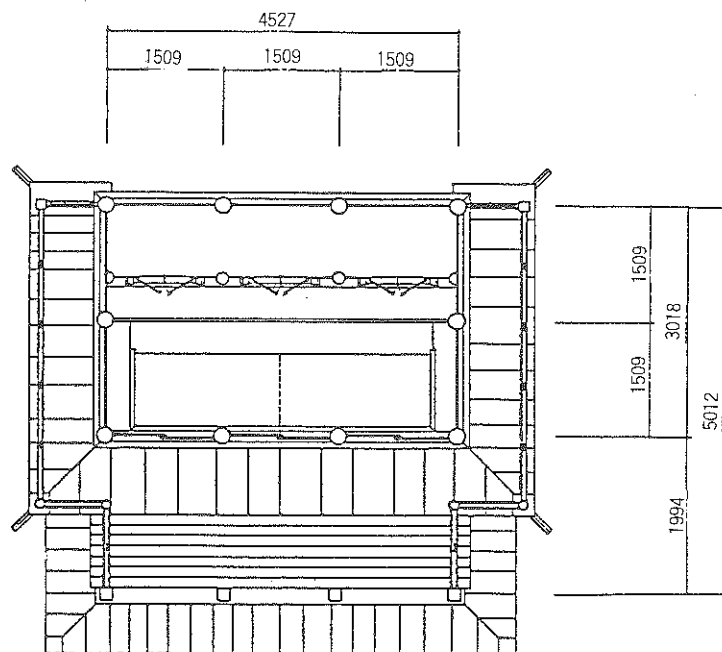
の材(下丸桁)を設けその上に三斗を置き、中備に拳鼻付平三斗を設け丸桁(上丸桁)にて軒を受け、軒回りは立体的でにぎやかなものになっている。妻飾は二重虹梁大瓶束で笱形は原型を失い、牡丹状の花草を飾り、束の頂部から唐獅子の木鼻が出る。身舎正面の各柱間は、大柄な菊の花をあしらひ、唐草状になった葉の透かし彫りの建具を引き違いとする。向拝柱は虹梁形頭貫で繋ぎ、桁との間には、波と雲の間を躍動する竜の彫り物を配し飾る。組物は正面側を出組とし、裏側には手挟を入れ、尾垂木付二手先斗栱で支輪を折上げ、身舎と向拝の繋ぎ材として虹梁を上下二段に重ねて繋ぐ。なお各柱の木鼻には、唐獅子・猿・麒麟・海馬等の彫り物を彫り飾っている。

拝殿は近年舞殿とも称され、棟札により寛政八年(一七九六)に再建された桁行二間、梁行一間、一重、入母屋造の建物で、妻を正面に向け、床を張る。柱は角柱で、梁行には虹梁を内法位置に架け渡し、中央に基股を置く。柱上に台輪をまわし、組物は柱上及び梁間中央を出三斗、各組物間は拳鼻付平三斗とする。内部は虹梁を渡し中央に組物を置き、格天井を受ける。虹梁・頭貫の端部はそれぞれ木鼻を作り出し装飾とする。

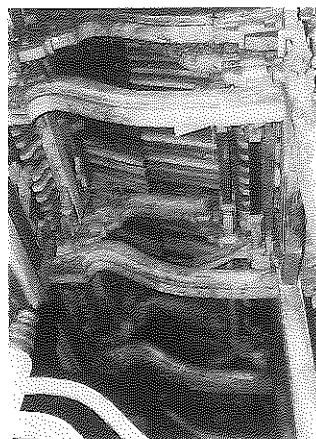
このように当建物は、装飾的手法が発達し、技巧的な手法を用いて建築を華やいだ物にみせている。当本殿においては規模も大きく、代表的な建物である。



拝 殿



向 拝 彫 刻



繋 虹 梁

良正院鎮守堂 一棟

(登録)

京都市東山区新橋通大和大路東入林下町

良正院

一間社流見世棚造、棧瓦葺

江戸中期



良正院は知恩院の塔頭で、備前岡山藩主池田忠雄が寛永年間に生母良正院殿(徳川家康女)の菩提のために造営した。本堂と表門は重要文化財に指定されている。鎮守堂は、間口四尺の一間社流見世棚造の建物で、濡髪明神を祀る。組物は身舎向拝とも連三斗を用い、向拝は海老虹梁で繋ぐ。軒は二軒繁垂木、妻飾は豕叉首とする。建立年代は、細部形式からみて一七世紀後半期頃と推定され、小社ながらつくりはよく、浄土宗塔頭の数少ない本格的な鎮守堂の遺構として重要である。

平井神社 二棟 一基

(登録)

城陽市平川東垣外

平井神社

本殿 一間社流造、鉄板葺

附 板札 一枚、棟札 六枚

末社若宮八幡社本殿 一間社流造、鉄

板葺

鳥居 石造明神鳥居

本殿 正保二年(一六四五)

末社 江戸時代初期

鳥居 貞享二年(一六八五)

平井神社は、近鉄「久津川駅」のすぐ西側にあり、旧平川村の産土神である。江戸時代には「牛頭天王社」とよばれ、明治初めに「平井神社」と改名された。

祭神は、神速須佐之雄命・八十猛命・奇稻田比売命の三神を祀る。現本殿は社蔵の銘札により、江戸時代初期正保二年(一六四五)に大工宇治久兵衛により造営がなされ、その後、寛文四年(一六六四)・貞享五年(一六八八)・享保三年(一七一八)・延享元年(一七四四)・天明四年(一七八四)・寛政三年(一七九一)・文化十二年(一八一五)・嘉永四年(一八五一)・明治五年(一八七二)と屋根檜皮葺替を行い、延享元年・寛政三年・文化十二年・嘉永四年・明治五年の時には彩色塗り直しの修理を経ている。

本殿は、大型の一間社流造の建物で、浜縁を設け、身舎の正側面の三方に擬宝珠高欄付の樽縁を回し、脇障子を立てる。身舎柱は円柱で、組物は出三斗組、中備として簪股を四

面に置く。妻飾は虹梁大瓶束で、その頂部の花肘木及び頭貫の木鼻は禅宗様の輪郭をしており、木鼻及び実肘木面には、渦文が彫られず彩色を施している。身舎正面には引連格子戸四枚建とし、内部の内外陣境を幣軸板扉構えとする。

身舎と向拝は海老虹梁で繋ぎ、向拝柱は面取角柱にて、虹梁形頭貫で柱を繋ぎ、虹梁鼻を象鼻とする。柱上に連三斗組、中央に簪股を中備として置く。

末社若宮八幡社は、本殿の東側に石垣積基壇上に建つ一間社流造、鉄板葺の小柄な建物で、身舎円柱上に出三斗組をのせる。妻飾は虹梁大瓶束とし、頂部の大斗肘木で棟木を受ける。軒は一軒繁垂木とする。

身舎と向拝は海老虹梁で繋ぎ、向拝柱は面取角柱とし、虹梁形頭貫で柱を繋ぎ、虹梁鼻を象鼻とする。向拝柱上の組物は連三斗組で、中備は身舎部と共になく、簡略化されている。建立年代は明らかでないが、実肘木は本殿と同型をなし、細部装飾に共通性が見られる。また古文書において、享保三年には本殿と共に屋根葺替が行われていることから、本殿とはほぼ同時期の建立と考えられる。

平井神社社殿は、細部の気分はすべて桃山時代風の意匠を用いており、本殿の簪股上の実肘木などは、慶長年間豊臣氏の造営に用いられた形を用いるなど、桃山時代の古様を伝える建物として、また、造営関係の記録がよく残されており、建築活動がよくわかる物として注目される。



末社若宮八幡社



本殿

白山神社摂社春日神社本殿 一棟

(登録)

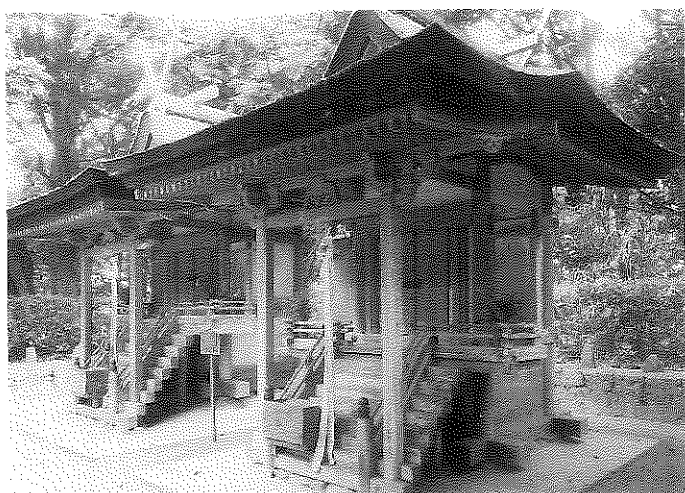
相模郡加茂町大字岩船

白山神社

一間社春日造、檜皮葺
江戸中期頃

相模郡加茂町大字岩船に白山神社が所在するが、本殿（一四四二頃、重文）に軒を接するように、ほぼ同形同大の一間社春日造の社殿が並ぶ。これが摂社春日神社本殿である。当社の創建由緒として現社殿の建立経緯は不明であるが、社蔵の棟札から寛文一三年（一六七三）に建物が存在したことはわかる。ところが、岩船寺所蔵の『当尾郷内寺社明細記』は元禄十年（一六九七）に記されたものを享和三年（一八〇三）に書き写したものであるが、同記に、「白山権現社」表行四尺奥行四尺七寸 春日大明神 表行一間一尺奥行一間四尺」とあり、白山神社が現状規模とほぼ合うのに対して、当社の規模は現状より著しく大きい。元禄十年以降の棟札を調べると、享保一二年（一七二七）のものに「奉造立」とあり、その後享保一八年をはじめとして現在まで九回修理・屋根替が行われている。以上のことから、現在の社殿は享保一二年に規模を縮小して改築されたことが推定される。本殿は、向拝を縄破風とする春日造で、縁は前にのみ設ける。組物は、身舎が舟肘木、向拝が頭貫の延長を指肘木とする連三斗とし、身舎と向拝はまつすの梁で繋ぐ。軒は繁垂木で、身舎を二軒、向拝を一軒とする。正面

は幣軸付きの両開板唐戸を吊る。春日神社は、昭和三年に京都府の修理技師によって白山神社とともに大巾な現状変更を伴う修理を受けており、大半が新材に変えられている。白山神社と同様室町中期の姿に推定復原が試みられたようで、それに関する資料は現在失われており、その当否を判定することは難しい。室町期の形式を示す古材がみられるので、享保一二年の改築時に古材を転用したことが考えられるが、どの建物ものかは不明である。建立経緯等に不明な点が多いが資料的価値の高い建物である。



住吉神社本殿 一棟

(登録)

船井郡八木町字西田

住吉神社

本殿 一間社流造、銅板葺
永禄十年(一五六七)頃

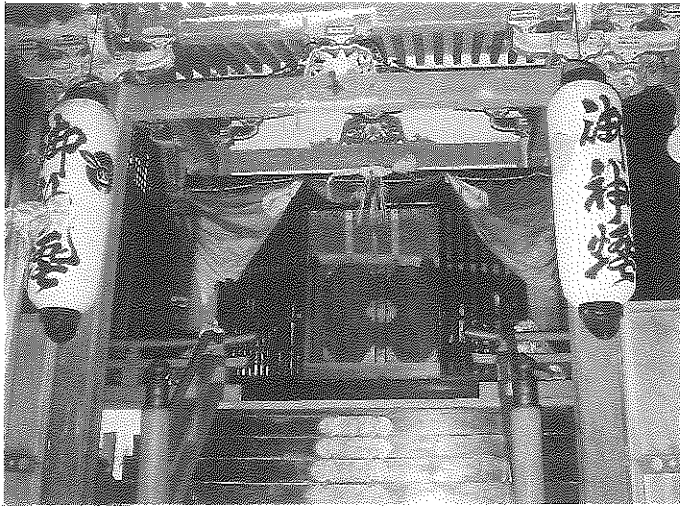
住吉神社は、大堰川の東側、八木町西田に鎮座する。大堰川と小丘とはさまれた丘より西田の集落がある。周囲は水田地帯が広がり、集落の北側を三俣川が流れる。当社は三俣川を渡り、北に広がる水田地帯に囲まれて位置し、祭神として、表筒男命・中筒男命・底筒男命・神功皇后の四神を祀る。

現本殿は建築様式上、室町時代・桃山時代頃の建立とみられ『船井郡誌』及び、明治の『神社明細帳』には、永禄十年(一五六七)再建と記している。こうした点から現本殿は、この頃の建立かとも思われる。

本殿は、一間社流造、銅板葺の建物で、破風位置より、開障板壁を回し、正面に軒唐破風付きの孫庇を出し、札拝所を設ける。こうした造作は嘉永七年(一八五四)に彩色(正面と両側面に彩色)を施したと杜伝につたわり、この頃にこうした姿になったと思われる。身舎は円柱にて連三斗組を置き、蟬羽を受ける。中備として正面を葦股とし、両側面は間斗束を置く。軒は二軒繁垂木とし、垂木にはわずかに反りがみられる。妻飾は豕又首とする。三方に組高欄付きの切目縁を回し、脇障子を立てる。身舎正面は格子戸四枚引違とし、内外陣境には幣軸板扉構(後補材)とする。身舎と向拝は虹梁にて繋ぎ、向拝柱は面取

角柱にて、頭貫で柱を繋ぎ、木鼻に若葉の彫刻を彫る。組物は連三斗組をのせ、中央に葦股を置く。

身舎の葦股は、細い足の内に左右対象の若葉と花を配する。向拝の葦股は、肩が厚く足元も太い、内の彫物は、桐に若葉を組合せ、この若葉は蛸の足のようにねじれている。両者とも彫刻は平面的に納まっており、動きも少なく、やや古めかしいが、そこに彫られている若葉の表現には、大工の個性的表現を好んだと思われ、こうした室町末期頃の地方化した表現が見られる建物である。



阿須々岐神社 二棟

(登録)

綾部市金河内町

阿須々岐神社

本殿 一間社流造、こけら葺

附 棟札 二枚

摂社大川神社本殿 一間社流造、板葺

附 棟札 一枚

本殿 享保六年(一七二一)

摂社 元禄十四年(一七〇二)

綾部市の北方、犀川の上流に位置する吾雀郷の地にあり、金河内・坊河内・屋河内・池村・内久井の五ヶ村の惣社として建ち、この五ヶ村の中心地、金河内の集落の北側山際に阿須々岐神社が位置する。

当社は中世「吾雀宮」と称したともみられ、近世に入り「金宮大明神」と記す享保十三年(一七二八)の額が杜蔵されている。また「金宮」とも呼ばれ、明治に入り「阿須々岐(伎)神社」と改名されている。

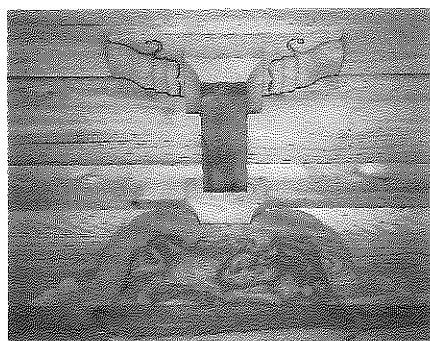
境内には安永六年(一七七七)再造の舞堂が本殿に向い、一段高い地の中央には幣殿を挟み拝殿・本殿が建ち、向かって右側に摂社大川神社、左側に末社の社が配されている。

現本殿の建立は、棟札より享保六年(一七二一)に五ヶ村の氏子の総力で再建されたものであり、大工は西方村と坊河内村の大工の名がみられる。本殿は慶応二年(一八六六)に造られた覆屋の内に収まり、一間社流造、こけら葺の大型の建物で、屋根を千木、勝男木で飾る。身舎の柱は円柱とし、頭貫を回し、木鼻を出す。組物は出組にして、妻では虹梁

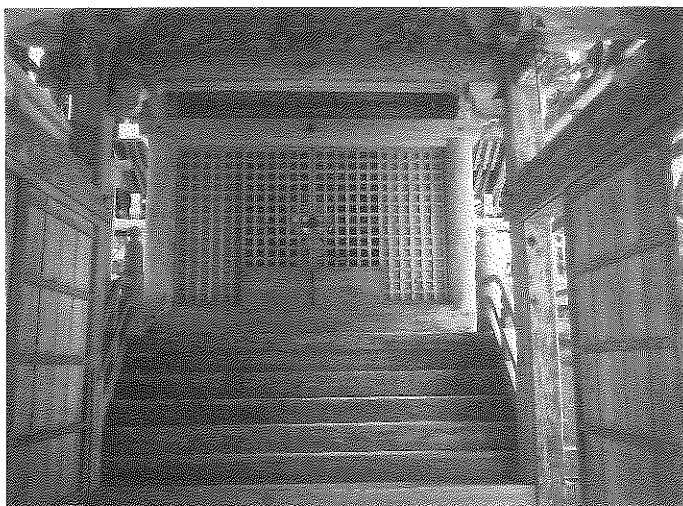
を一手持出し、笈形付の大瓶束を立てる。中備に幕股を四方に置き、軒は二軒繁垂木とする。正面は引違格子戸四枚建てとし、三方に組高欄付の切目縁をめぐらし、脇障子を立てる。身舎と向拝は海老虹梁にて繋ぎ、向拝柱を虹梁形頭貫にて繋ぐ。なおこの向材は根肘木にて受けられる。また、頭貫の木鼻には象、繫虹梁の木鼻には獅子の彫刻が飾られている。組物は連三斗組とし、菊の彫刻を彫る手扶を置く。中備はなく、正面虹梁上全面に竜の彫刻（後補）をはめ込まれている。

摂社大川神社本殿は元禄十四年（一七〇二）に造営され、棟札には大工として福知山住人半兵衛宗次を始め、屋河内の住人及び坊河内の住人の大工名が記されて、摂社の建立が判明する。摂社は一間社流造で、屋根は長い板葺とし、直線的な鋭い屋根を持つ建物は、本殿覆屋と同時期による覆屋によって、古い型が保たれている。身舎は円柱の上に舟肘木を置き桁を受け、軒は疎垂木とする。妻は虹梁大瓶束とし、舟肘木にて棟木を受けている。中備はなく、簡素な造りとなっている。身舎と向拝は海老虹梁にて繋ぎ、向拝柱は面取角柱にて虹梁形頭貫にて繋ぎ、木鼻を出す。組物は連三斗組、中備に幕股を置く。

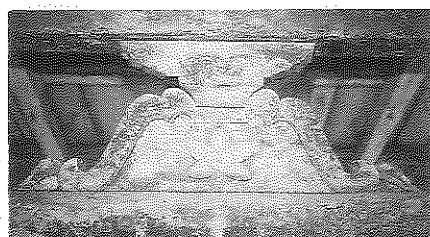
両社殿は建立後、文化二年（一八〇五）に本殿の屋根葺替及び向拝部の修造が棟札により、また摂社は縁板裏の墨書銘により、縁回りの修理等が行われていることが知られる。こうした社殿二棟は、幕股・木鼻・大瓶束の線形や渦絵様などは古様を示しており、全体として比較的すっきりとした建物である。



本殿 幕股



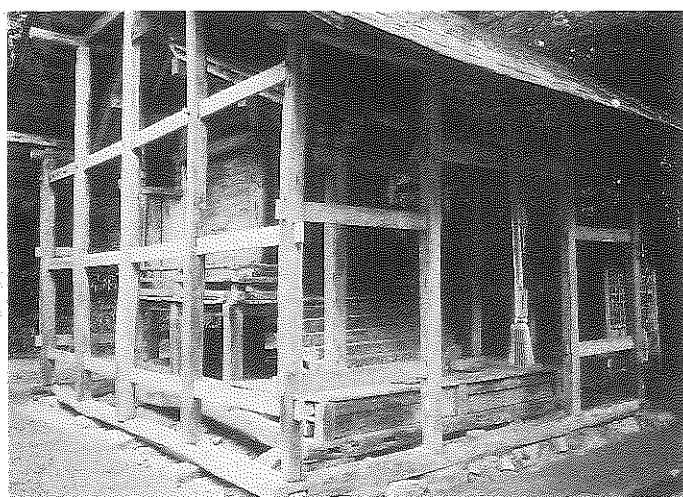
本殿



摂社 幕股



妻飾



摂社

美術工芸品

紙本著色狛秀綱像

一幅（登録）

天正十二年卯四月九日の賛がある

相模郡山城町大字上狛小字良町三番地

西福寺

寸法 縦 八〇・四cm 横 三八・五cm

時代 桃山時代

折烏帽子を被り、右手に扇、左手に数珠を持ち、腰に刀を帯びて、上豪に坐す武士の全身像を描く。

下描き、賦彩、描き起こしという伝統的な手順をふんで描かれている。

西福寺には狛氏の墓所とともに狛秀綱の位牌ものこされており、これにより、賛文に記された「常雲禪定門」という法名の人物は狛秀綱であることが知られる。

狛氏は現在の上狛の地にあたる狛野庄を拠点としていたいわゆる国人と呼ばれる土豪であり、山城国一揆にも加わっていたと思われる。一揆解体後も狛野庄に住み、領主への道をさぐっていたが、織田信長に仕え、天正五年（一五七七）に狛郷内に知行を認められ、宿願を果たした。そのことを示す同年七月十日付の「織田信長朱印知行宛行状」（山城町小林家蔵）の宛名は狛左馬亮となっており、これに先立つ天正三年八月一日付の狛領内の領有状況を記した「狛領内指出書上」（国立歴史民俗博物館蔵）の宛名には狛左馬進の名が見える。天正一二年秀綱没時の官位が左馬進であることを考えれば、これら文書にみえる人物と秀綱とな何らかの関連があったと考えられる。

作風からみても、あまり陰影や立体感を強調しない表現などに桃山時代の肖像画に共通の特色があらわれており、天正一二年秀綱没後まもなく制作されたと考えられる。



国人クラスの武将の肖像画として、まれな作例であるのみならず、制作年代が推定できる点でも基準作に準ずる貴重な資料である。

（賛）

天正十二年卯四月九日

常雲禪定門 父母生

三十九才

不足猶餘候哉

劫之重罪令何之

来一念心底滅億

楽 當萬徳之

（裏書）

公名狛左馬進源秀綱之遺像也

寛政元年甲戌九月修補之

亦明治十有六年癸卯五月再補

木造薬師如来坐像

一 軀 (指定)

宇治市横島町大幡七〇番地

妙光寺

寸法 像高 八六・五 cm
時代 鎌倉時代

右手を施無畏印とし、左手に薬壺をもつ通形の薬師如来像である。寄木造で、頭部は耳後で前後矧ぎし、螺旋は切り付け、玉眼を嵌入する。体部は側面で前後に大きく分かれ、背面は背板風に一材からなる。右体側は肩から地付きまで一材からなり、左体側は体幹部材と腕材とのあいだに小材をはさむ。

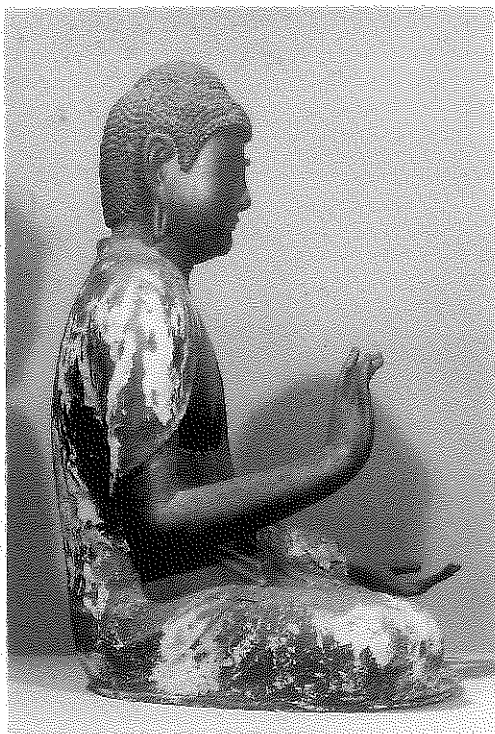
この薬師如来坐像は、妙光寺近くにある蛭子島神社の神宮寺で明治五年に神仏分離にもなつて廃寺となつた勝福寺から移安された客仏四軀のうちの一枚である。

横島は宇治とともに、古来風光明媚の地として知られ、歌枕にもされ、貴紳の別荘も設けられた。また、豊臣秀吉によって河道が東方に付け替えられるまで、宇治川は勝福寺付近で巨椋池に流れこんでおり水運の要地として栄えた。勝福寺に本像をはじめとして、平安時代から鎌倉時代にかけての優品がつたえられたのはこうした土地柄によるのであろうか。

作風および図像の面からみると、肉身の量感の把握のしかたは隠やかとなり、衣には浅く条線的で繊細な衣文線を刻み、両足先までを衣で完全に包むなど、湛慶作と考えられている高知・雪隠寺の重要文化財木造薬師如来像や、岐阜・横蔵寺の重要文化財木造薬師如来坐像などと細部にわたってきわめて近い特徴がみられる。

この薬師如来坐像も、運慶を継いでその写実的な作風をもとにしながら、簡明に整理・洗練し、温和な作風にまとめあげていった湛慶の作風をうかがわせる像である。

鎌倉時代の主流であった慶派の中央作として位置づけられる貴重な作例である。



木造 日光菩薩立像 月光菩薩立像

二軀（登錄）

台座底面に永正十一（即八月十日）英紹法師の銘がある

相模郡木津町大字鹿背山小字鹿曲田六五番地

西念寺

寸法 日光菩薩像 総高 五四・三 cm 像高 四六・四 cm
月光菩薩像 総高 五三・五 cm 像高 四五・六 cm
時代 室町時代 永正二年（一五二四）

両像とも体幹部は一木造。頭部は前後矧ぎして玉眼を嵌入し、体幹部に納立とする。

現在は、西念寺薬師堂内の厨子のなかに、本尊木造薬師如来坐像（平安時代・府指定文化財）の脇侍として薬師如来坐像の左右に安置される。月光菩薩像の台座底面に記された墨書銘から、永正二年（一五二四）という造立年代を知ることができる。また、薬師如来坐像台座の底面には、

此ツシワ

弥五郎作

永正十四（即二月八日）

という墨書がある。この薬師如来坐像は応仁の乱のころに焼失した奈良・中川成身院から移されたと伝えられている。現在安置されている厨子の制作年代は永正年間まではあがらないようであるが、永正年間に一連の薬師如来坐像再興事業が行なわれ、そのなかで日光・月光両菩薩像が造立されたのではないかと考えることができる。

作風は全体のプロポーションがよく整い、室町時代の彫刻におうおうにして見受けられる誇張や鈍重さもなく、落ちついた典雅な像となっている。月光菩薩像の彩色はほとんど後補のものとかわっているが日光菩薩像は一部を除いて当初の彩色を留めている。この後補の彩色のためか、顔の表現の細部などには両像の作者の手の違いをうかがわせる部分も見受けられるが、法量、全体の作風、形態から見て、両像は一



月光菩薩立像



日光菩薩立像

具として造立されたと考えられる。

南山城地方にのこる室町時代彫刻の基準作として貴重な作例である。

（月光菩薩像台座底面墨書銘）

奉寄進

右志趣者為祈現世安穩後生善所也

永正十一（即八月十日）英紹法師

懸仏

各裏面に應永十年癸卯月廿八日の名がある。

加佐郡大江町字仏性寺七四二番地

如来院

六面（登録）

寸法 鏡板径 像高

蔵王権現	三二・一 cm	一二・六 cm
阿弥陀如来	三二・三 cm	一四・七 cm
虚空蔵菩薩	三二・五 cm	一四・五 cm
薬師如来	三二・五 cm	一四・四 cm
釈迦如来	三二・二 cm	一四・四 cm
馬頭観音	三二・〇 cm	一四・二 cm

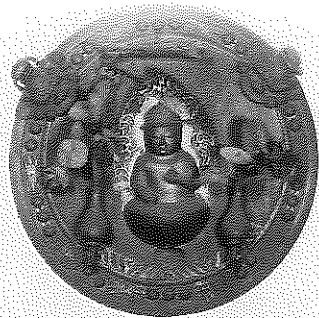
時代 室町時代 応永一〇年（一四〇三）

如来院は近世には仏性寺と号し、大江町字内宮の皇大神社の神宮寺であった。如来院にのこる金銅懸仏六面は、製作技法を同じくしており、同時に一具として製作されたものである。

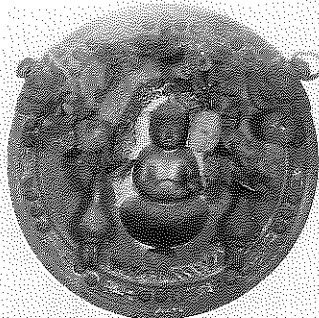
鏡板は、ヒノキ材縦二枚または三枚矧ぎの裏板に、金銅薄板を縦二枚矧ぎ合せ貼りとし、周囲に覆輪を伏せ、蒲鋸形圈線をめぐらし、内・外区に分け、内区には中央に金銅板打ち出しの像を据える。裏板にはそれぞれ当初の墨書銘があるが、墨色が薄れてほとんど判読できない。しかし、幸いなことに應永十年癸卯月廿八日という制作年月日が読みとれる。さらに、蔵王権現・阿弥陀如来・釈迦如来・馬頭観音の四面には、薄れた墨書銘のうえから、後世の墨書銘が書かれている。

懸仏とは、平安時代に本地垂迹的な考えが生じるとともに、神鏡の中に本地仏の顕現を求めることから製作された御正体鏡や、仏教の修法において、鏡面に仏像の姿を観想して曼荼羅などを刻んだとみられる鏡像などから発達したもので、初期には像を線刻するなど平面的であったものが、やがて半肉彫・丸彫の像を据える立体的な表現へと発展する。室町時代には天蓋・花瓶など装飾が多くなるため、鏡板に比べて仏像が小形化してくる。

如来院の懸仏の作風は地方色が強く現われているが、技法的には像そのものを比較的簡単に表現し、装飾を華かにする点などに、室町時代の特色がよくあらわれている。



虚空蔵菩薩



阿弥陀如来



蔵王権現



馬頭観音



釈迦如来



薬師如来

懸仏

三二面一軀(登録)

加佐郡大江町字北原小字大谷四九番地一

熊野神社

寸法 鏡板径 三四・一cm×八・二cm

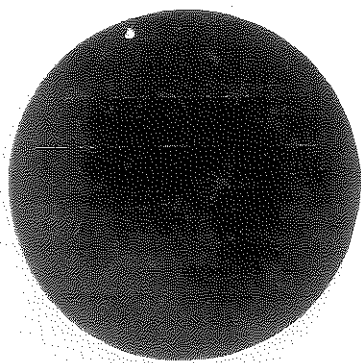
時代 平安時代～室町時代

熊野神社のある北原は、平家の落人が開いた隠し田村であるという伝説がある。平氏の信仰のあつた熊野権現を氏神としてまつたのが熊野神社であるという。

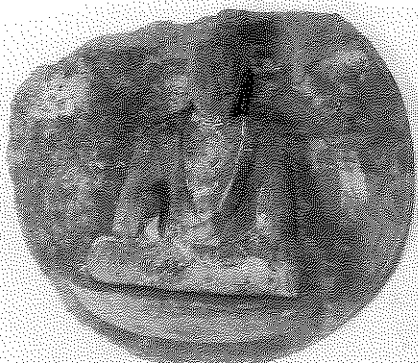
熊野信仰は、熊野三山にたいする信仰を中心とした山岳修験で、上代・中世に非常に盛行し、熊野曼荼羅をはじめとして多くのすぐれた垂迹美術を生みだしている。熊野神社にのこる懸仏はこの信仰における本地仏をあらわしたものである。

熊野神社にのこる懸仏は、尊像を失って鏡板のみをのこすものも含めて三二面と、鏡板を失って尊像のみをのこすものが一軀である。

銘文のあるものは二面のみであるが(うち一面には「永享十二年」



龍樹菩薩坐像



薬師如来坐像



熊野三尊像

(一四四〇)の年号がある)、年代的には平安時代後期の竜樹菩薩毛彫り鏡像(図・上)をはじめとして、鎌倉時代後期の木造懸仏(図・中)など当地における古くからの熊野信仰を物語るものがみられる。多くは、室町時代のもの(図・下)であるが、これらの懸仏は中世における盛んな信仰を示している。

尊像としては、熊野三尊像や、蔵王権現像、阿弥陀如来像、薬師如来像などが多くつたわっている。

材質や技法からみても、鏡板毛彫り式、木造、鑄造、銅板押し出しなど、多種多様にわたっており、懸仏の様式的な展開のようすをみることができる。

このようにながい期間にわたる、さまざまな技法、尊像の懸仏が、一か所にまとまって多数のこされていることは、当地の熊野信仰のようすを知るうえでも貴重な資料となるものである。

紺紙銀字法華經

附

紺紙金字仏説大報父母恩重經
鳳凰文沈金経箱

四帖（指定）

一帖

一合

乙訓郡大山崎町大字大山崎小字銭原一
宝積寺

法量

縦 三〇・五cm 横 一一・〇cm

附 紺紙金字仏説大報父母恩重經

縦 三一・二cm 横 一一・六cm

鳳凰文沈金経箱

縦 二七・二cm 横 一六・七cm

高 二一・二cm

時代 高麗時代（至元三十一年—一二九四）

附 紺紙金字仏説大報父母恩重經 高麗時代

鳳凰文沈金経箱 元時代

折本装。表紙は紺紙金銀泥蓮華唐草文、中央に金泥書題簽。第一帖見返しと第四帖裏見返しに金泥で釈迦説法變相図を線描する。本紙は紺紙金界、各巻とも内題は金字、本文は銀字である。半面六行、一行十七字で上下欄外を大きく取る通例の高麗経の態をなしている。文字は端正な楷書体で、金銀泥を厚く盛る書法も高麗経の特徴を示すものである。第四帖の末尾には以下のような奥書がある。

本経は年紀のある国内の高麗経の中では、統和二十四年（一〇〇六）の紺紙金字大宝積経卷第三十三、及び至元十三年（一二七六）の紺紙銀字文殊師利問菩提経（いずれも重要文化財）等について、古いものであり、また法華経七巻が完存している点でも貴重である。保存状態も良好で、見返し絵を持つ高麗裝飾経の代表例として、高く評価されるものである。

附の紺紙金字仏説大報父母恩重経はほぼ同時代のものと推定される。欠失部があり、伝来が明らかでないが、高麗経の一事例として注目に値するものである。



見返し絵

伏為
皇帝萬歲
國王千秋

仏白増明法輪常転先亡父母離苦
得樂兼及己身一門眷属各脱
災殃同増福寿世世生生常得
吉祥見

仏聞法悟無生忍度諸有情方証菩提
之願倩人家中敬写銀字

法華經一部金光明經四卷阿弥陀
梵行品各手大悲心陀羅尼等
經用資福利耳謹誌

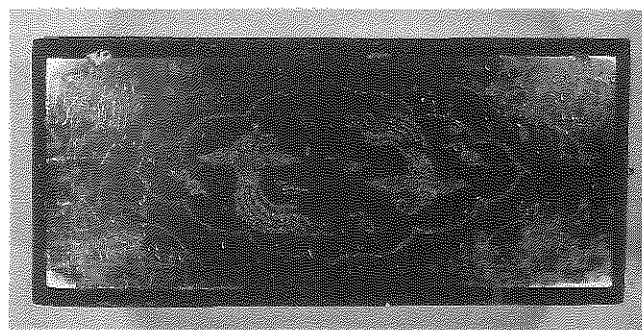
至元三十一年甲午十二月 日

功德主 中正太夫宗簿令致仕 安 節
同願 安州郡夫人李氏
昌寧郡夫人張氏

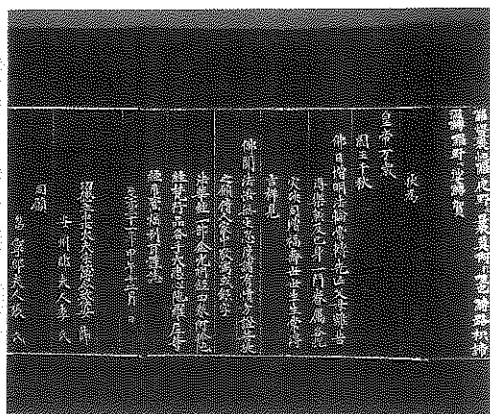
鳳凰文沈金経箱は、元代に盛んであった沈金（鎔金）漆芸の一遺品である。文様は簡素であるが、わが国におけるこの分野の数少ない遺品として貴重である。



表紙



経箱



奥書

梅垣西浦文書（二）八通

附
栗屋軍記

通

四卷（指定）

舞鶴市丸山口町一六

梅垣忠

鎌倉時代→江戸時代

梅垣西浦文書は、丹後国加佐郡志楽庄（しらくらま）の在地の政所を勤めた西浦氏に伝えられた鎌倉時代初期から江戸時代にいたる文書である。

志楽庄は丹後國最大の莊園の一つで、室町時代中期にはその面積二百町九段百八十歩に及び、現在の舞鶴市東部地区に大きな面積を占めていた。庄内は朝來村・河部村・春日部村の三村に分かれ、それぞれ醍醐寺・丹後安國寺・西大寺が本所であつた。当文書はこのうち西大寺領春日部村（現在の舞鶴市大字泉源寺）にかかわるものである。

内容は、第一、二巻の全部と第四巻の一部は春日部村を構成する名の支配・譲与・売買等に関するもので、西大寺から発給された數通を除けば、すべて在地で作成された文書である。特に末守名・守清名に

年

西顏寺佛堂燈油田

面十步 包二限無津蘇向岸未寸澳
石田局限考情修詳各常 續修

命

蜀二百里外
上溪秋苑田在岸者產錦樹

高麗寺後三尊三尊推現雲北

卷之三

不實家進上者無其妨者也

像之習將軍家公松田之侍正

龍之怪夢進上端有奇巧浪永代雲之

己亥歲巳年
初春後日寄進狀

承久元年己卯九月五日備後國

三

僧鏡円等田畠寄進状案

泰侯侯 玄初
佛明侯 玄初
太子莊侯 玄初
陳侯 玄初
又知皇廷 玄初
鳳子慶王 玄初
平又同 玄初
多寶堂 玄初
又書在云 玄初
之終年 玄初
海有清 玄初
兒國 玄初
宜林也 玄初
沖久延 玄初
事年 玄初
仲其清 玄初
省厚 玄初
甲正 玄初
在學 玄初
見海 玄初

右齊世之田畝改桐演行也

江陵府
西浦記

僧鏡円等田畠寄進状案

飛行 平清名田島より
 在伴名田島より降りて
 上り 但有陣出平更なる事
 但先例を勘定可致ゆ終て不
 可の時に上列忠告可
 依奉ふべき也 長崎名田島
 名田島
 弘永三年七月 弘永三年七月
 合

良節田島所領等護狀

[illegible]

西大寺志樂庄年貢請取狀

ついでに文書が多く、本来は一ヶ所の土地が何回も所有者の変わる中で次々と作られた一連の文書群と推定される。また第三卷は、西大寺から出された室町時代後期の年貢等の請取状で六十四通に及んでいる。莊園に関する資料は通常本所である寺社には伝わるが莊園現地では散逸する場合がほとんどであり、本文書のように本所と莊園現地の両方に資料が伝来している例は珍しい。質量ともに志樂庄の中世社会を研究する上での根本史料であるばかりでなく、府北部を代表する在地の文書群としてその価値は極めて高い。

附の粟屋軍記は、当地の有力国人であつた粟屋久慶の戦いを伝えた記録である。戦国時代の当地の状況を物語る史料として注目される。

附の粟屋軍記は、当地の有力国人であつた粟屋久慶の戦いを伝へた記録である。戦国時代の当地の状況を物語る史料として注目される。

大徳寺文書

二四七点(登録)

綴喜郡田辺町大字東小字西神屋六三の一

大徳寺

時代 室町時代、昭和時代

大徳寺文書は綴喜郡東河原村の壇那寺である大徳寺の所蔵になる中世末から近代に至る文書である。

大徳寺は大日如来を本尊としておりそのため大日堂とも呼ばれていた。大日堂の名は当寺に伝来する鰯口の銘文に「山城国綴喜郡東河原村大日堂御宝前鰯口也 永享二年閏十一月八日」とあり、永享二年(一四三〇)にすでに東河原村の寺として存在していたことがわかる。本文書は大永五年(一五二五)十二月二十日の「東河原村惣之帳」から近年に及ぶ。約一五〇点が近世文書、残りが近代以降の文書である。その内容は大きく二つに分類することができる。一つは、大日堂大徳寺とこれを維持した東河原村の惣中に関する文書である。南山城で

は珍しい六通の中世文書は、この村の惣が所持・耕作していた田畑についての台帳類や定書等からなり、室町時代後期の当村の状況をかいまみることでできる数少ない史料である。また、江戸時代の「大徳寺明細帳」「大徳寺什物帳」といった寺の基本的な史料や江戸時代後期の普請に関する記録等も残されている。

一方、本文書のもうひとつの特色は当村から石清水八幡宮の放生会に出仕した駕輿丁神人に関する文書がかなり残されていることである。神人の補任状(任命書)は寛永十一年(一六三四)のものから残っており、当村と石清水八幡宮との古いつながりがうかがえる。

本文書は、中世以来の寺院と村落との結び付きを通観できるとともに、山城地方に広く分布した石清水神人の在地の状況を知りうる数少ない史料である。

東河原村惣之帳

東河原村惣之帳

某田地売券

八幡宮寺公文所神人補任状

宮本座文書

附 文書箱

一合

二六六点(登録)

相楽郡南山城村大字田山

宮本座

(府立山城郷土資料館寄託)

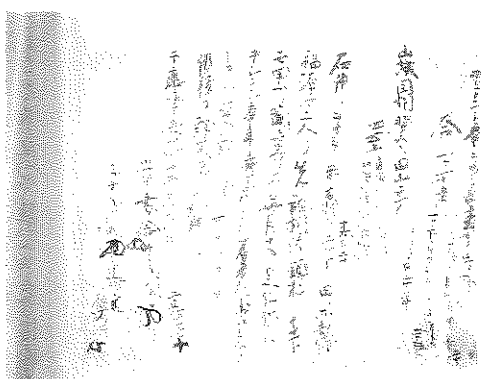
時代 室町時代・昭和時代

相楽郡田山村は東を伊賀、南を大和に接する山城国最南端の村である。本文書は当村の氏神である諏訪神社の宮本座に伝えられたもので座の年番が回り持ちをしていた。その時代は室町時代初期からごく近年に至る。最古の文書は應永十五年(一四〇八)の西教坊・福源坊田地寄進状で田地二か所を田山庄の旦那寺である観音寺に寄進する旨の内容である。中世後期から近世初期の文書の中には当時の村落と仏神事を考える上で注目すべき点が多い。

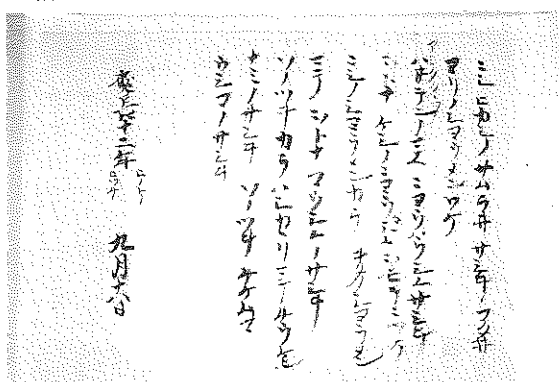
第一には、文書の中に「サムラキ」「惣おとな」「老男(おとな)」「仲間」「地下」といった中世の惣村に共通した身分秩序が明らかにな

ることである。さらに近世初期(寛永一五年―一六三八)の遷宮に際しての猿樂上演時の棧敷座配に関する文書・図面ものこっており、そこから身分集団ごとに観劇の座席が定められていたことを知ることができる。このような事例は井手町の高神社や和束町の和束天満宮においても確認され、中世の南山城一帯で、祭礼の席が村落内部の序列を確認する場であったことがわかる。

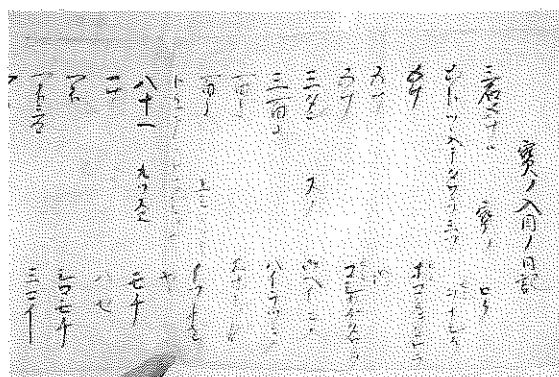
第二には、中世後期から近世初期の当村の「タラニノカウ(陀羅尼講)」運営の経費や宮の遷宮の際の行事や宴席にかかった費用に関する記録等がまとまって残っていることで、当時の村人たちの宗教生活や神社にかかわる行事の実態を知ることができて興味深いものである。本文書は、南山城の村落文書としては中世にさかのぼる数少ない事例であり、宮座研究の新史料としても注目されるものである。



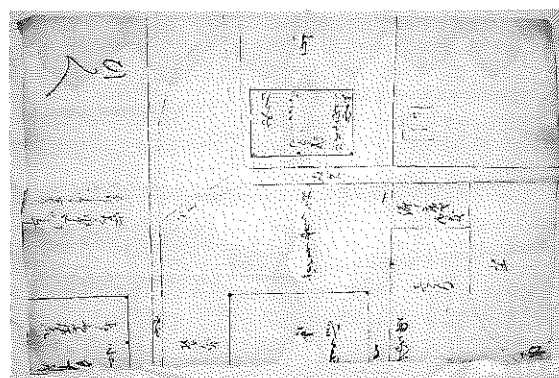
西教房・福源坊田地寄進状



棧敷座配状



宝ノ入目ノ日記



棧敷座配図

カジャ古墳出土品

(登録)

中郡峰山町字杉谷八九三―四

峰山町

(府立丹後郷土資料館保管)

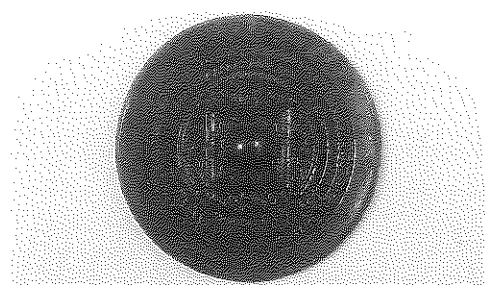
一、方格変形獣文鏡	一面
一、筒形銅器	一個
一、管玉	六個
一、石釧	二個
一、車輪石	一個
一、鉄形石	二個
一、鉄剣	三口
一、鉄鍬先	一個
一、鉄鏝	一個
一、鉄鉋	五本
一、鉄刀子	一口
一、鉄器片	一点
一、土師器片	一四点
(以上第一主体部出土品)	
一、鉄剣	一口
一、鉄刀子	一口
一、鉄刀	二口
一、ガラス小玉	一二個
(以上第三主体部出土品)	
一、車輪石	一個
一、鉄形石	二個
一、土師器高杯	一個
(以上第四主体部出土品)	
時代 古墳時代	

カジャ古墳は中郡峰山町大字杉谷小字カジャに所在した古墳で、長径約七メートル、短径約五メートル、高さ約九メートルの楕円形の墳丘を持つ円墳であった。昭和四七年二月に土木工事に伴って、石室が現れ、また鏡・車輪石等の遺物が発見されたことからその存在が

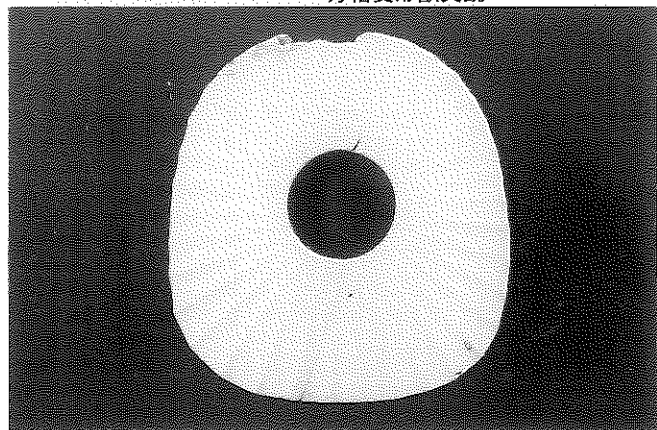
明らかになった。そのため峰山町教育委員会によって発掘調査が行われた結果、竪穴式石室一、木棺直葬三の合計四つの主体部と多くの副葬品が発見された。

副葬品は第一、三、四主体部から検出されたが、このうち第一、四主体部が主要な被葬者だったと考えられ、類似したものを副葬している。特に第一主体部の副葬品は質量ともに群を抜いており、この古墳を築く上での中心的人物と思われる。

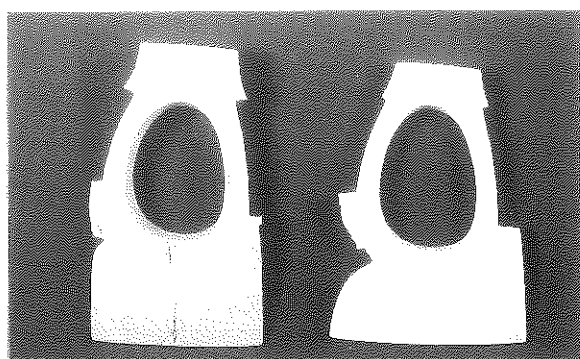
副葬品は銅鏡・鉄器類・玉類・石製腕飾類等からなるが、特に注目されるのは石製腕飾類が一括して出土したことで、丹後地方では初めての例である。近畿地方でも鉄形石・車輪石・石釧がセットで出土した例は、大阪府黄金塚古墳、奈良県東大寺山古墳、京都府西車塚古墳等その例は少ない。また腕飾類とともに筒形銅器を伴出したのは滋賀県瓢箪山古墳の事例のみである。腕飾類は精巧な造りで工芸品として



方格変形獣文鏡



車輪石



石形鏡



高林土師器

も優れている。また銅鏡は向日市寺戸大塚古墳の方格変形獣文鏡に類似しており、仿製鏡としては優品に属する。このようにカジヤ古墳の副葬品は畿内色がきわめて濃く、被葬者が畿内と密接な関係があったことを示している。

丹後地方の大型古墳は未調査のものが多く、本古墳の歴史的位置付けは今後の研究に待つところが多い。調査終了後、墳丘が破壊されたことは惜しまれるが、畿内との交流を深めつつあった古墳時代前期における当地方の有力者の遺品としてその資料的価値はきわめて高い。



旅籠松屋関係資料

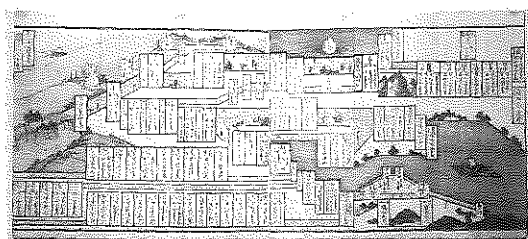
- 一、参詣講看板 二十四枚
- 一、参詣講印鑑札 三十六枚
- 一、参詣講杯 二十九個
- 一、杯台 四個
- 一、印鑑 七個
- 一、御用箱 一合
- 一、文書典籍類 千百八十二点

時代・江戸時代・明治時代

(登録)
城陽市長池北清水二七
中川 恵正



参詣講杯



早引浪速講定宿図會

松屋は、山城国久世郡長池宿（現在の城陽市長池）にあった旅籠で、昭和初期まで旅宿業を営んでいた。本資料は、松屋の土蔵に納められていた旅籠関係の遺品を中心とする資料である。

長池は、京都と奈良を結ぶ大和街道のちょうど中間点に成立した宿場町で、その起源は豊臣秀吉の創設と伝える。京・奈良からいずれも一日行程にあたることから、江戸時代を通じて多くの泊まり客を迎え、明治二十九年に奈良鉄道（現在の国鉄奈良線）が開通して、宿場としての役割を失うまで繁栄した。

松屋の名は既に十八世紀前半から記録の中に見えるが、現在当家に伝来している資料は主として、文化文政期以降のものである。その性格は多岐にわたるが、最も大きな比重を占めるのは京都や奈良で組織された伊勢神宮や大峰山への参詣のための講関係の資料である。

参詣客は、御師や先達に案内されて旅をするが、当日宿泊予定の宿には先触れが走り、宿では店先にその講の名前を大書した看板を掛けて客を待ち受ける。客は到着すると持参した「世話方依頼証文」を宿に示す。この証文には講の印鑑が押しており、その講の世話人名で宿

主に客が講員に間違いないので世話を願う旨、書かれている。宿ではあらかじめ手もとに置いてある講の印を押した木札と証文とを照合して、客が講員であることを確認すると、はじめて宿泊を認めるのである。また、宿には講の名前やそれにちなんだ文様を描いた漆塗りの杯が備えられていた。その用途ははつきりとわからないが、おそらくは講員が宿で親睦を深めるため酒宴に用いたものである。これらの看板、木札、杯、文書等が松屋には多数残されており、当時の旅行の様子をうかがうことができる。また松屋は、賭場を開いたりしない安心して泊まれる宿として全国的な旅籠の組織「浪花講」に加盟しており、その案内地図というべき「早引浪花講定宿図会」も伝わっている。

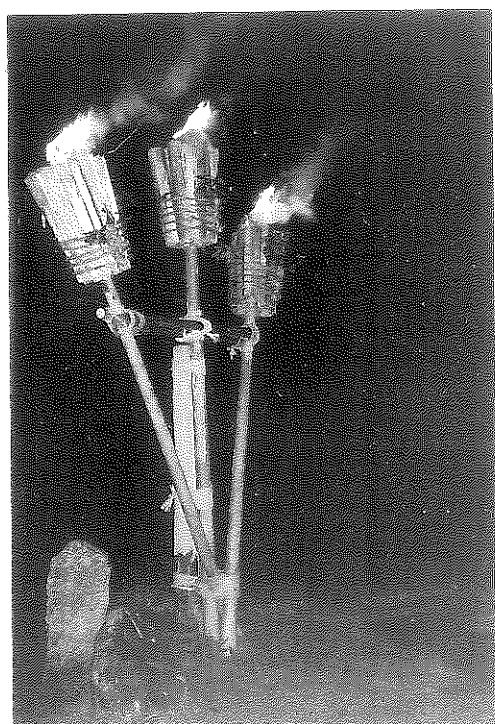
明治時代にはいつても、長池には多くの旅人が足を留めた。松屋には明治十年から明治二十七年までの宿帳が残っており、京都・奈良間を往来する人々のありさまが知られる。

以上のように、本資料は街道筋に栄えた小宿場町のありようと江戸時代の旅籠の経営を知ることのできる府内でも珍しいものであり、交通史・生活史などの分野で大いに注目される。当地域の歴史的特色を良く示す資料として今後欠くことのできないものであろう。

無形民俗文化財

牧山の松明行事(彙録)

牧山大松明保存会
船井郡日吉町字中世木小字牧山



大 松 明

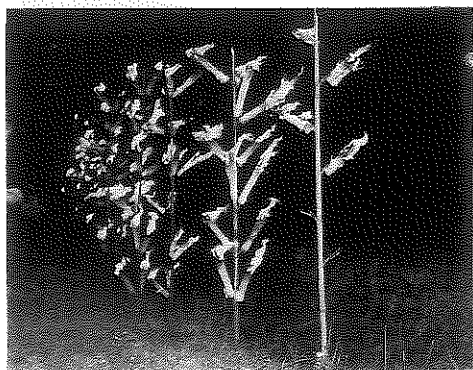
この松明行事は、八月二十四日夜観音堂(普門院)前の広場で行われる。牧山は戸数僅か十三戸(古くは十八戸)の小さな山村であるが、他所に出ている子や孫もこの日には帰郷してなかなかの賑いをみせる。その賑いの中心になるのが夜空を焦がす松明であるが、松明には、大松明、添松明、小松明の三種がある。

大松明は、長さ二尺七寸(八一・八センチメートル)の松の割木をネソで結束した上径五十センチメートルの束に四メートル弱の串状の棒を打込んだ松明三本を扇状に組みたてたもの。添松明は長さ二尺

五寸(七五・六センチメートル)の松割木を同様に束ねただけのもの。小松明は長さ二十三センチメートル、径三・五センチメートルほどの松割木の束を葉をはらった二メートル余の真竹の枝先(六段十二本)の先端に突差したものである。

大松明、添松明は地区総がかりで準備されるが、大松明は三株ある株(同族組織)の株ガシラの獻じるものであり、添松明は服忌などで上げられなくなった際に株として上げるために備えるものとい、五個製作され、地面にじかに立て置いて燃やされる。これに対し小松明は、株ガシラ以外の各家が、家単位で上げる松明であり、家ごとに作られ家の数だけ立てられる。ただし、この小松明の束だけは株ガシラの家でも用意し、当日、観音堂の仏前に供える。仏前のお灯明から種火を頂くためのもので、祈祷が終わるとお灯明の火をその小松明にうつし、その火を株内に分配するとともに、自家の大松明に点火するのである。松明が燃えさかるのは束の間で、鳴物も入らず唱え言もない。行事としては簡単なものである。何のためのものとも聞かれないが、どことなく燃え方を気にするところがあり、良く燃える年は豊作だといったりする。

この火の祭典のあと、行事はなお参加者全員によるお千度、そして盆踊と続く。盆踊は中央に切子灯籠を掲げ、その下で輪になって踊る浄瑠璃くずし丹波音頭であり、一時代前の古風を伝えて注目される。このように、この松明行事はウラ盆の行事となつてゐる。しかし、服忌者の参加をこぼみ、松明に櫛の枝をとりつけるなど愛宕信仰との関連をうかがわせるところがある。扇形に仕立てる大松明も特色のあるものであり、株の慣行ともからむ民俗行事として貴重である。



小 松 明

しつみ ひきやま
質美の曳山行事(登録)

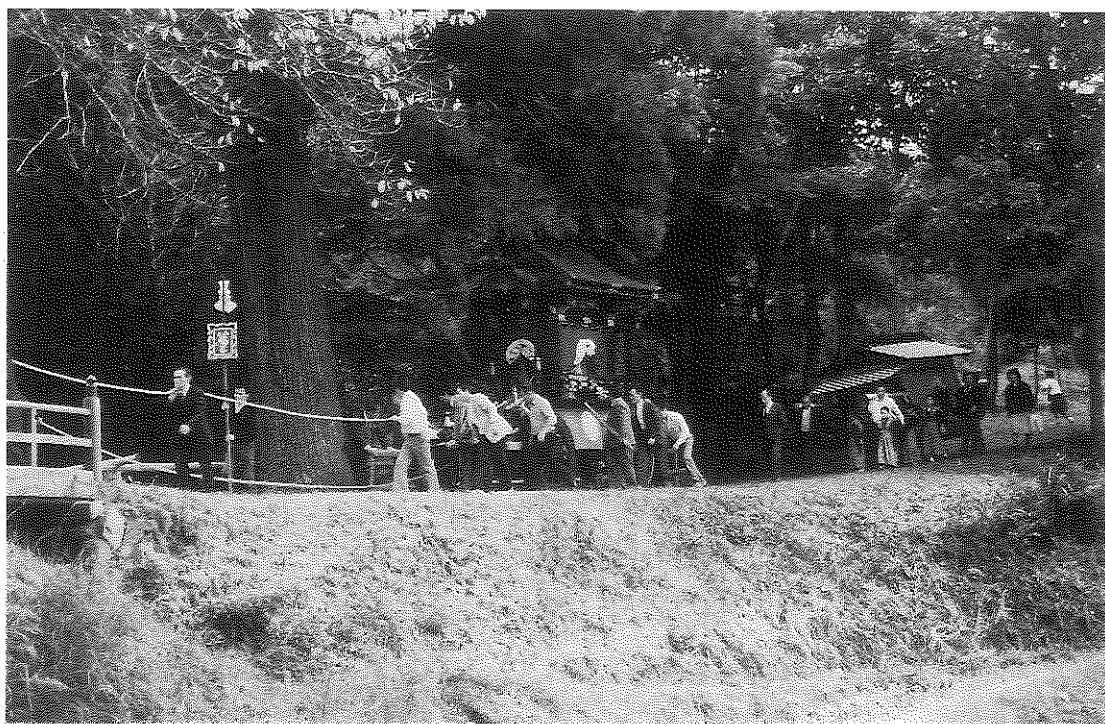
質美曳山保存会
船井郡瑞穂町字質美

この行事は、質美地区の氏神八幡神社の祭礼行事で、十月第二日曜日（もと十月十五日）に行われる。質美は、行仏、中村、庄之路、和田、上野、下村、北久保から成るが、祭礼の際は庄之路・和田・上野の三区が三カ区（宮本とも）とよばれる一単位となり事に当たる。祭礼は氏子七区が五区に分れて行うわけで、巡行に額だけで加わる北久保以外は、それぞれ、額、山、屋台を出し、また、剣鉾（中村）、神楽（三カ区）、奴（下村）の役を分担する。

額というのは、竹竿の先に神号を書いた額と御幣をとりつけたもので、祭典の後で神殿から出して各区に渡され、巡行に当り各区の山・屋台の先頭に立つ。巡行の中心になる山は、四輪の車を神殿にとり付けたといった形態のもので、その中に、三カ区は御幣、行仏・中村・下村は神体の人形を飾る。この山の後に随う屋台は、左右に太い竹をとり付けて昇き歩くもので、床がなく、囃子方はその中に入って歩きながら囃すようになっている。神楽は二人立ちの獅子舞で、天狗と二人の奴がそれにつき、一の鳥居および社頭で獅子舞を舞う。

質美の曳山行事は、これらのものが四基の山、四基の屋台を中心に馬場を巡行する祭事である。こうした曳山行事は都市の祭礼にはやく成立し、近世に広く流布したものである。その都市的な曳山行事がこの山間の村の祭礼にいつどのようにしてはじまったか定かでないが、江戸後期にすでに行われていたことが記録によって確認される。そのことは、子供の太鼓打を前面に出す三味線・笛・鉦の囃子にみる、洗練された音曲の面影にもしのばれる。そこにみる形態は、練り物の所作事やにわか風の演戯にもなった囃子が山と結合したものといえるが、山と屋台をセットにしたこうした曳山行事は、府内には類例が少い。しかし、同形態のものは名古屋や富山市の周辺にかなり広く行われており、富山県瑞穂町のそれは精巧な造作の庵屋台と情緒あふれる端唄によってとくにその名の高いものである。質美の曳山行事は城端の曳山などと共通する特色ある伝承であり、近世後期の地域文化を考

えるうえで価値が高く、貴重である。



城屋の揚松明（登録）

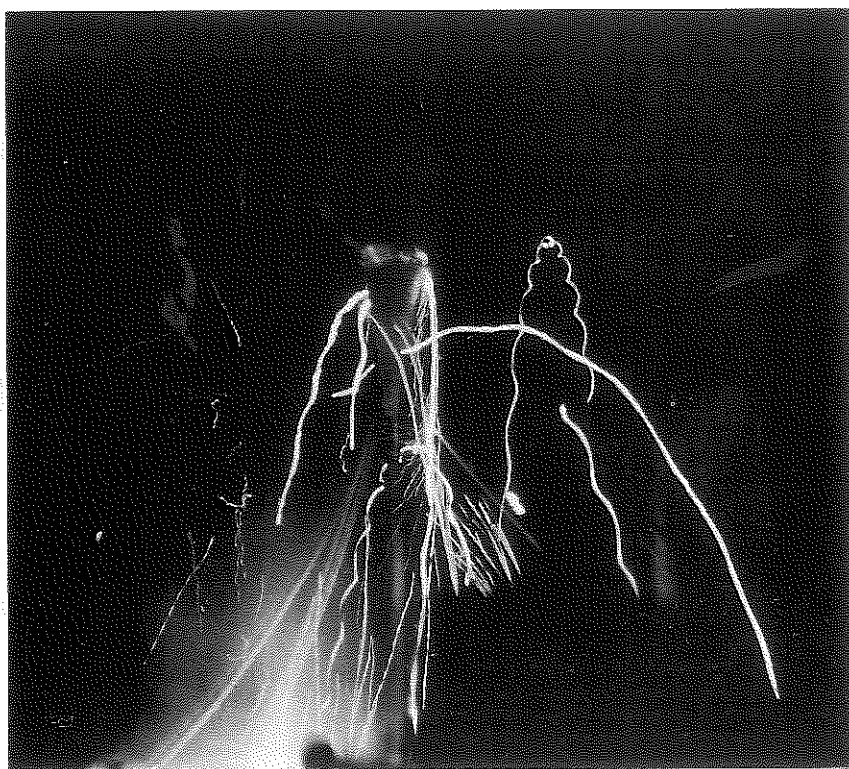
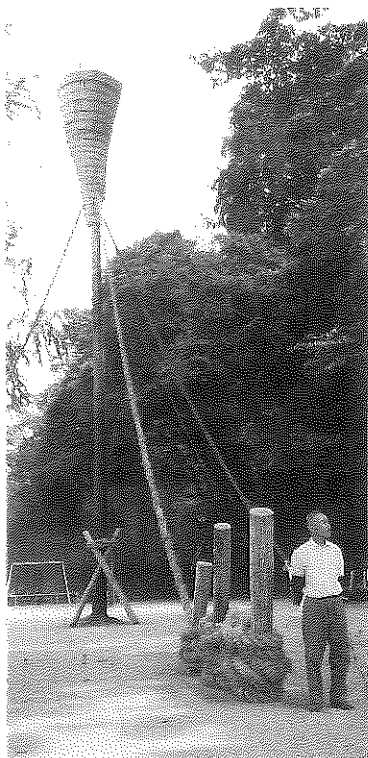
揚松明保存会
舞鶴市字城屋

この揚松明は、城屋の氏神雨引神社の祭礼（八月十四日）に行われる行事で、古くから「城屋のあげたいまつ」として近在に知られたものである。

パンパとよぶ境内広場の中央に柱状の大松明を立て、その先端にとりつけたハチと称する逆円錐形の麻幹（おがら）の束に競争で小松明を投げ上げて着火し、盛大に燃え上がらせるいわゆる柱松形式の火祭である。柱は杉の丸太で全長約十六メートルあり、ハチの中央にさらに十メートルばかりの御幣をつけた青竹を立てるといふ規模の大きなものである。

準備その他は地区総がかりであるが、小松明を投げ上るなど揚松明の中心になるのは青年たちである。青年たちは社前を流れる高野川の川上に赴いて禊（きよめ）（行という）をすませてのち、揚松明にかかる決りであり、服忌者の参加は認められない。

揚松明には鉦・太鼓などの鳴り物や唱え言は一切ない。見物の喚声のなか、柱を囲んで燃えさかるまで小松明を投げ上げるばかりであるが、ハチに最初に小松明を上げるのは名譽なことで、焼け折れて落下



した御幣を神前に供えるのはその者の役とされる。また、御幣の倒れる方向によって稲の豊凶を占う風がある。

こうした柱松形式の行事は全国的に分布している。京都府でも洛北花背の松上げ（京都市登録・無形民俗文化財）をはじめ数カ所に行われており、その多くに愛宕信仰とのかかわりがみられる。城屋の揚松明にはそうした痕跡はないが、愛宕信仰のひろがりを背景に展開した柱松行事が雨乞の習俗と習合し氏神の祭礼行事となったものであり、貴重である。

小橋の精霊船行事(参録)

精霊船行事保存会
舞鶴市字小橋

この精霊船行事は、小橋地区の子供組が中心となっておりひろげる盆行事で、八月十三日から十五日にかけて行われる。

小橋の子供組は、十歳から十四歳の男子を構成員とする年令集団で、十歳になるとこれに加入し、カコのカコから↓カコ(十一歳)↓小センドウ(十二歳)↓中センドウ(十三歳)とくり上り、十四歳で大センドウを勤めて退くことになっている。大センドウが一切の権限を持ち、子供組をとりしきるが、その主たる任務がこのショウライブネ行事である。

大型の船を竹と藁で作り、村中のお精霊をこれに乗せて海の彼方に送るというのが行事の中心であり、十三日に船作りをし、十四日に飾り付け、十五日にそれを流す。流すのは昼間で、子供達はこの日朝、寺で施餓鬼の法要が始まるのを待つて在所をまわり、家々のカドに設けられたショウライダナを片づけ、供物を集める。ついで法要

が終わると施餓鬼のハタや供物もとりまとめて精霊船に積み込み、村人が浜で見送るなか、はるか沖まで精霊船を曳航して海上にそれを流す。大センドウ・中センドウが船に乗って送って行き、小センドウ以下は泳ぎ出てそれを送るのである。

このほかこの行事には注目すべきことがいろいろとある。精霊船を送り出す浜に小屋をかけて籠ったり(籠りは廃止)、寺から浜まで特別な通路を設け施餓鬼のハタなどを運ぶとか、オイ



沖へ流される精霊船

ソ(御磯)の浜で海水を炊いて塩をこしらえるといったことである。なかでも塩を焼く民俗は類例の乏しいもので塩の持つ清めの機能ともからんで注意されよう。

このように盆に大型の船をこしらえてお精霊を送るところは少ない。府内においても、宮津の灯呂流しや伊根町亀島にみられ、亀島では四地区それぞれが地区の行事として行っている。しかしそれら子供組の行事とするところは小橋だけであり、子供組を主体とする盆の習俗として価値が高く、貴重である。

後野の屋台行事(登録)

後野区祭礼屋台行事保存団体連合会

与謝郡加悦町字後野

この行事は、旧後野村の氏神・愛宕神社の祭礼行事で四月二十五日に行われる。後野地区は町単位でそれぞれ次の出しものを持つ。

宮本町……………愛宕山・子供屋台
上ノ町(上組)……蛭子山・子供屋台
中ノ町(中組)……大黒山・子供屋台
下ノ町(下組)……三輪山・子供屋台
大下町……………子供屋台(建部山)
鳴町……………神楽

愛宕山など山というのは、実は芸屋台で、子供歌舞伎を演じた移動舞台である。前部は唐破風の屋根をかけた舞台、後部は二層の社殿風で、上段は太夫座敷、下段は屋台囃子の座敷とされており、それに四



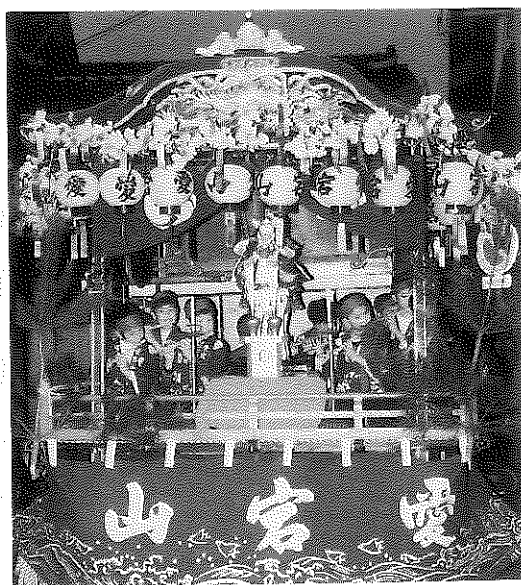
輪の台車が付き曳き歩くようになっている。子供屋台は芸屋台の前部分に相当する形式のものであるが、床の

中央に鉦打の太鼓を据えて打ちならす太鼓台である。神楽は太神楽系の獅子舞であるが、やや小型ながら本格的な太鼓台を伴い、その囃子で神楽を舞う。

祭礼は、この芸屋台を主とする巡行がその賑いの中心となる。巡行順は、神幸列の先頭に立つ神楽以外は定っており、宮本町の愛宕山以下、蛭子山―建部山―大黒山―三輪山の順に練り歩き、社頭で神楽、鳥居下で各屋台の囃子が奉納される。子供屋台は大下町だけが巡行するきまりで、他の町は巡行しないが、年輪番でまわる宮当番に当たった町内に限って子供屋台を芸屋台とともに出すのがしきたりとなっている。

近時、芸屋台本来の歌舞伎狂言は上演不可能なため、屋台囃子の囃子方が舞台で演奏するかたちになっており、その囃子方の後方に、それぞれの山のダシを飾っている。ダシとは神体の人形を主とする山飾りである。三河内と同様の曳山がここにもあったのであり、それがこのように受けつがれているわけである。ここの芸屋台は、構造的には芸屋台そのものであるが、山としての形態をとっており、そこに大きな特色がある。

この行事は、江戸後期に展開したこの地方の屋台行事の代表的伝承であり、地域文化を考えるうえで価値が高く、貴重である。



三河内の曳山行事(久松)

三河内祭保存団体連合会
与謝郡野田川町字三河内

この行事は、三河内の氏神倭文神社の祭礼行事で、四月二十五日に行われる。現在、三河内は六町内からなり、町内がそれぞれ山や芸屋台等の出しものを持つ。

梅谷：大幟

下地：神楽・子供太鼓台

上地：山(浦嶋山)・芸屋台・太鼓台・子供太鼓台

大道：山(春日山)・芸屋台・太鼓台・子供太鼓台

奥地：山(倭文山)・芸屋台・太鼓台・子供太鼓台

中坪：山(八幡山)・芸屋台・太鼓台・子供太鼓台

大幟というのは二輪の台車に大きなのぼりを立てて曳行する一種の山。神楽は太神楽系の獅子神楽。太鼓台は大型の鉦打太鼓をのせた四輪の屋台(青年用とそれよりやや小さな子供用とがある)で、二十四日の宵宮に町を練る。山はダシと称する祭神(人形)をのせ、見送り幕などで豪華に装う曳山である。中心になるのはこの山で、一階部分に囃子方が乗り賑やかにお囃子を奏する。囃子には「十二神楽」「天神ばやし」など多くの曲があり、笛・鉦・太鼓(鉦打太鼓と締太鼓)・三味線で奏される。なお、芸屋台は子供歌舞伎を演じた移動式の舞台であるが、近時は巡行しない。

三河内祭とよばれるこの祭礼は、こうした山や太鼓台が、町はずれのお旅所に集結し、にぎやかに囃しながら町中を神社へ巡行する大がかりなものである。途中、神招ぎの儀礼もあるが、社頭では神楽(獅子舞)がまず奉納され、山は巡行の順に従い鳥居下で賑やかに囃子を奏する。

このあたりに、小さな村の祭にもこうした山や芸屋台の出るところが少くない。丹後縮緬のかつての活気を示すものであるが、三河内のこの曳山行事は、江戸後期に展開したこの地方を代表する伝承であり、地域文化を考えるうえで、価値が高く貴重である。



銭司の獅子舞・田楽・相撲(文庫)

銭司宮座行事保存会
相楽郡加茂町大字銭司

銭司の氏神春日神社の祭礼(十月十七日)に行われる芸能で、獅子・踊子・相撲から成る。宮座の制(東座、西座)によって伝えられるもので、五人の年寄と当人及び次年度当人が主となつてとり行われる。獅子は、当人が打つ締太鼓の拍子に合わせて舞う二人立ちの獅子舞で、踊子のチョキ役のうち二人が舞手を勤める。踊子は、締太鼓一人、鼓一人、チョキ(ビンザサラ)四人の編成で行われる田楽舞で、締太鼓を先頭に鼓―チョキの順に一列になり、楽器を打ちつつ踊り巡る。いまチョキは四人となつてゐるが、これは東座の中絶によるもので、

獅子舞



本来は東・西両座から四人ずつ八人出るものであり、十七才で座入りすることになつてゐる座衆のうち末席の者各四人がこの役に当るならわしであつた。同様の事情で、相撲も本来の形態を失ひ、鉾を持つて立つ当人に向いふんどし姿の相撲取り(次年度当人の役)が太刀の受渡しなどをするばかりであるが、もとは両座から相撲取り各一人が出、儀礼的な相撲を取るものであつた。

このようにこの祭礼芸能はかなり形骸化し、芸能としての価値は低くなつてゐる。しかし、祭礼芸能としてのそのあり方には、王の舞・獅子・田楽を基本構成とする中世的祭礼の様相が窺われ、それを伝承する宮座慣行と合わせ、資料的価値が高く貴重である。

阿須々岐神社の祭礼芸能(文庫)

阿須々岐神社祭礼保存会
綾部市金河内、坊口、仁和、内久井町

金河内に鎮座する阿須々岐神社は近在四カ町の氏神で、十月の祭礼(もと十七日、現在は第一日曜)にはさまざまな芸能が行われる。それらは大きく、能と狂言、振物と花の踊及び百射の神事に分けられるが、弓の射手が各町から出る百射のほかは町単位で分担し、その持芸を年輪番制で奉納することになつてゐる。

狂言・御太刀 金河内町
能・花の踊 坊口町
露払・小太刀 仁和町(屋河内)
薙刀 内久井町
小太刀・大太刀 内久井町



田楽



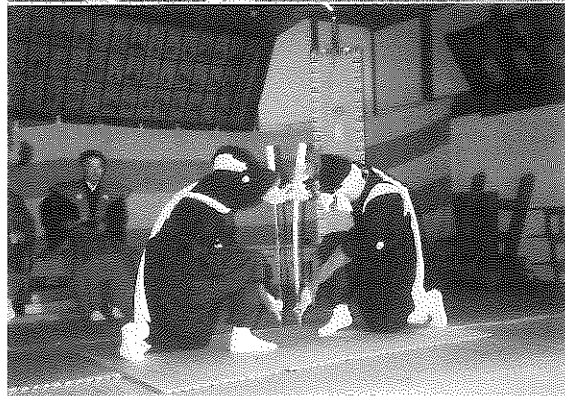
百射の神事

これが、その持芸と当番順で、本年（昭和六十一年）は金河内町が祭当番で、百射の神事のあと社頭に練込み、境内舞堂において狂言と御太刀を演じた。来年は坊口町の当番であるが、これらの祭礼芸能の奉納が年輪番制となつたのは大正七年のことで、それ以前はマツリドシと称し、三年めごとに全町が一堂に会合して、振物（露払―小太刀―小太刀―御太刀―薙刀―大太刀）、花の踊、狂言、能の順に奉納していた。

金河内ほか三カ町が分け持つ振物は、少青年が二人一組となり、棒や刀・薙刀などを手にし、笛・太鼓のはやしで切組む風流系の芸能である。これに続く花の踊は、いま休止の状態にあるが、花笠をかぶり、笹と軍配を手にしたシンボチ二人が中心となり、太鼓打二人が打つ大太鼓の拍子と歌方の音頭によって踊る風流踊であり、「花の踊」「露の踊」など五曲を伝えた。この振物と花の踊はほんらい一連の芸能であり、セット芸として伝わったものと考えられ、先の振物の次第には年



狂言



御太刀

令階梯的な構成が認められる。

これに対し、能は「難波」、狂言は「御年貢」（松樗葉）の各一番しか伝えず、能の場合は仕舞形式となっている。しかし、これらもセット芸として伝わり、行われてきたものである。

この多彩な芸能がいつどのようにしてはじまったか、確かなことは知られない。しかし、坊口町には能にかかわるものとして翁その他の面が伝存する。そのうち翁面、父尉面の二面は南北朝時代の古面であり、能、狂言がいまに行われる来由を窺わせる。おそらく能、狂言を主たる芸能とする中世的な祭礼の場に新興の風流芸―振物と花の踊が波及し複合して現在の祭礼芸能が成立したのであろう。

輪番制により、氏子の村々がそれぞれに芸能を分担して氏神の祭礼に奉仕する方式はくずれたが、中世的な祭礼芸能の特色はなおよく残しており、百射の神事に能・狂言・振物・花の踊という芸能構成と合せ、資料的価値の高い伝承であり、貴重である。

神崎の扇踊(参録)

湊十二社祭礼行事保存会
舞鶴市字西神崎、東神崎

この扇踊は、東・西神崎の氏神湊十二神社の祭礼(十月十日―もとも十月十七日)に奉納される芸能である。単に「おどり」とも呼ばれるが、シンポチ一人(副二人が付く)、東西一人、太鼓打四人、踊子大勢で行われる。踊子が手にする扇のひらめきが印象的な踊であり、「扇踊」の名の由来をしのばせる。

これらの役のうち、踊子はいま地区の役員二十人が勤めるが、もとは氏子のうち踊れる大人はすべて参加するならわしであった。これに対し、シンポチは上手な者が選ばれて当るならわしで、同一人が引退するまで勤めることになっている。副はその見習いであり、近時は副も踊に参加する。一方、東西

と太鼓打は少年の役とされ、東西は特に烏帽子姿で口上を述べ、太鼓打は袴がけの長ジユバン姿で太鼓を打つ。太鼓は大型の鉦打太鼓で東・西両地区から二台ずつ都合四台出る。

祭礼は宵宮と本祭から成る。宵宮には青年がオフネ(台車に千石船の大型の模型を載せた船屋台)と太鼓台を曳きまわり、お目出度ごとのあつた家などで手踊をくり返すが、この手踊は大正昭和の青年団活動の活気をほうふつさせる興味ぶかい伝承である。本祭の行事は昼過ぎの宮入りに



はじまる。宮入りは二基の傘鉾を中心に行列を組み神社まで行列するもので、太鼓打の「練込太鼓」、青年の力士行列などが一団となり社頭に練込む。この宮入りに続いて扇踊、相撲の奉納となるが、扇踊は本殿前の庭上に敷かれた二十畳大の上敷を舞台とし、その本殿側に立て並べた大太鼓を打つ太鼓打の拍子とシンポチの音頭で踊られる。奉納曲は「神楽踊」「室町踊」の二曲となっているが、その前に「お庭入り」ついで「練込太鼓」「東西口上」の次第がある。「東西口上」は踊子の後方に控えていた東西が軍配をかざし踊子のまん中を割るように進み出、本殿に向い口上を述べるものである。なお、最後の相撲はかたわらの特設の土俵で行われるが、取組みの前に少年の行司と力士による土俵入りがあり注目される。

扇踊はこのようにこの祭礼行事の主体をなす伝承である。その由来など確かなことは知られないが、東西の口上に「さ、ばやしの踊りひと踊り……」の一節があつて、丹後に広く流布した笹ばやしの一つであることを示している。大太鼓の芸打ちをともなう風流踊の特色をよく残す伝承であり貴重である。



史跡・名勝・天然記念物

坊田古墳群

(史跡・指定)
船井郡八木町字柴山小字坊田

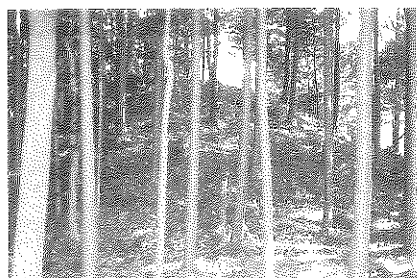
八木町の大堰川西方、町域の西南端の山裾に柴山の集落がある。この集落は、北に開けているほか、三方を山に囲まれており、東南方の城山（標高三三〇m）は、八木城跡（中世、丹波守護代内藤氏ほかの居城）である。

坊田古墳群は、この柴山の集落の南部、山あいの柴山川をはさんで現在五基の古墳が存在する。1号墳が方墳であるほか、他の四基はすべて円墳であり、五基とも内部主体は、横穴式石室である。各々の古墳の規模、内部主体等は別表のとおりである（別表参照）。この中で、5号墳のみは、府立丹波養護学校建設に伴って、昭和五三年七月（九月京都府教育委員会により発掘調査された。その結果、墳丘裾部の積石や形式的な狭い周濠の存在が特徴づけられる。遺物は、馬具、鉄鏃、須恵器杯蓋、高杯などが出土し、七世紀前半ごろの築造と考えられる。他の2、3、4号墳も別表に示した概要や5号墳の調査成果から、同じく七世紀前半ごろの築造と考えてよく、1号墳はそれらより若干先行するものである。また1号墳は、横穴式石室を有する方墳として、この付近では稀なものであり注目される。

以上のように、この古墳群は、丹波地方南部における後期古墳群の好例として貴重なものであり、5号墳が学校用地内で保存されていることも特筆される。

	墳 形	規 模	内部主体	開口方向	玄 室 規 模	羨 道 規 模	備 考
1号墳	方 墳	一辺 18m 高さ 4m	横穴式石室 (両袖式)	南南東	長さ 4.8m 幅 2.3m 高さ 2.0m	長さ 2.0m 幅 1.3m 高さ 0.7m	
2号墳	円 墳	径 8m 高さ 2m	横穴式石室	南 東			天井石露出 するのみ
3号墳	円 墳	径 15m 高さ 4m	横穴式石室 (片袖式)	東	長さ 3.9m 幅 1.7m 高さ 1.8m	長さ 3.8m 幅 1.1m 高さ 1.2m	開 口 奥壁一石 天井三石 側壁四段
4号墳	円 墳	径 10m 高さ 2m	横穴式石室	南 東	長さ 3.6m 以上 幅 1.2m 以上 高さ 1.2m 以上		半壊 奥壁、北東 側壁残存
5号墳	円 墳	径 16m 高さ 4.5m	横穴式石室 (両袖式)	東南東	長さ 3.8m 幅 2.2m 高さ 2.4m	長さ 6.3m 幅 1.4m 高さ 1.9m	発掘調査 墳丘裾部の 積石 狭い周濠

(別表) 坊田古墳群の概要



1 号 墳



2 号 墳



4 号 墳



5 号 墳



3 号 墳

白米山古墳

(史料・指定)

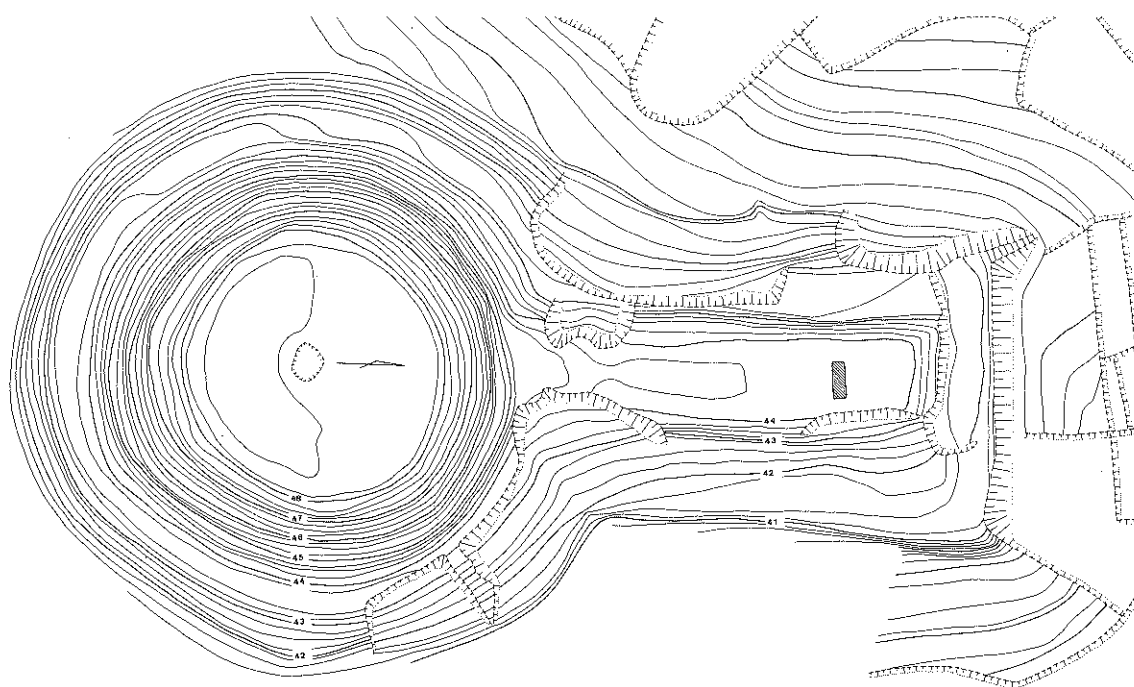
与謝郡加悦町字後野小字白米山

野田川は、丹後地方における代表的な河川の一つで、上流は丹後縮緬で知られる加悦、野田川両町を貫流し、岩滝町岩滝で阿蘇海（宮津湾）へと注いでいる。この野田川上流の平野部を加悦谷と称している。加悦谷の東部は、大江山連峰からなだらかに下る舌状の台地が、幾条も張り出しており、台地の先端付近には、数多くの古墳が存在する。

野田川流域で最も有名な古墳は、その東岸の加悦町明石に所在する、国史跡・蛭子山古墳（前方後円墳、全長約一四五m、内部主体・舟形石棺、昭和五年七月八日指定）である。この蛭子山古墳の南約一・六km、同じく野田川東岸の台地先端に位置するのが白米山古墳である。この古墳は、前方部を北に向けた二段築成の前方後円墳で、墳丘全体は、現在も葺石の存在が顕著である。加悦町教育委員会、同志社大学考古学研究会によって地形測量などが行なわれており、その規模は、全長約九二m、前方部幅約二八m、高さ約八m、後円部径約五八m、高さ約八mを計る。発掘調査は実施されていないので、内部主体、副葬品等は不明であるが、古墳の規模、柄鏡形の墳形、立地などから考えて、典型的な前期の大型前方後円墳である。

以上のように、この古墳は、丹後（丹波）地方の古代豪族の勢力や、京都府内の古墳文化を考える上で、欠くことのできない、極めて重要な遺跡である。

なお、昭和四三年には、加悦町の史跡に指定され、保存が図られてきた。



(加悦町教育委員会提供)



楊谷寺庭園

(名勝・指定)

長岡京市浄土谷堂ノ谷

浄土宗西山派に属す楊谷寺は、阪急長岡天神駅の西方約4kmの山中に位置する。創立は大同元年(806)、清水寺の開祖延鎮僧都といわれ、弘仁年中(810~824)弘法大師の入山のおり、傍らの岩窟に湧出したという伝説をもつ「独鈷水」は眼疾に効ある霊水として名高い。近世にいたり、慶長八年(1603)、当山に移り住んだ芳室土室が豊臣氏の帰依をうけ、同十九年に本堂を建立した。元禄年間(一六八八~一七〇四)是海上入のとき浄土宗に属し、江戸時代末期までに京阪地域に数十の講社ができた。現在の伽藍と門前の景観は江戸時代末期から伝えられており、本堂は弘化二年(一八四五)、書院は嘉永年間(一八四八~五四)に建てられたもので、京都府の登録有形文化財となっている。

庭園は、本堂の西北方向、書院の北方縁先に築かれている。東西約二十五m、南北約十五mの地割を占める。書院からの視点を中心とした座視観賞式池庭で、西方の山腹に築いた急峻な滝石組から山水を流し落し、亀島様式の中島を配した池を経て、本堂裏手の細い水路へと導いている。書院先の沓脱石と踏石から池中の飛石、中島の護岸平石へと連なり、さらに対岸への自然石石橋を渡り、景石を据え並べた山畔を登る石段を辿る庭中の小径は、観賞視点の移動線としての実用性は低い、回遊式庭園の倣を縮景としてとり込んだ工夫と解釈することもできる。

江戸時代中~末期の特徴を示す庭園として、多くの山石を整置し、刈り込み等の植栽の手入れもゆきとどいており、よく古態をとどめている。



称名寺のニホンナシ

(天然記念物・指定)
宇治市東笠取谷ノ奥

称名寺は真宗仏光寺派の寺で、宇治市の北部、滋賀県に接する岩間山の西方約一・五kmに位置する。『宇治郡名勝誌(明治三十一年)』によれば、創建は元弘元年(一一三三)であるが、その後衰微し、延宝四年(一六七六)に僧玄順により中興されたという。明治十一年には、近隣の清滝宮の神宮寺であった東宮寺を合併し、その遺材をもって、釈迦堂が建立された。また、本堂前の鐘楼にかかる梵鐘は、承元四年(一一二〇)の銘をもち、国の重要文化財に指定されている。

ニホンナシの古木は、裏門を入ったすぐ北側に、家屋に接して立っている。主幹は太く直立し、地上約三mで南北に二支幹に分岐する。



北側の支幹はさらに三〜四m上で二本の太枝に分かれ、北側の家屋の屋根を越えて、大きく覆っている。南側の支幹は地上約五mで南北の太枝に分かれ、南あるいは東南方向にやや多くの枝を出しながら上伸び、大きく繁茂している。桜の花が盛りを過ぎた四月下旬に開花し、西向きの谷あいにはひととき美しい白花の景観がみられる。秋季十一月に直径六〜八cmの茶褐色の球果(写真下段)をつける。

昭和四十八年に宇治市の天然記念物に指定された時点から十四年を経た現在、樹高は約十五mとほぼ変っていないが、胸高幹周は七cm生長して一・八三mとなっている。ヤマナシから改良された古い品種が保存されている例として貴重である。



地藏院のシダレザクラ

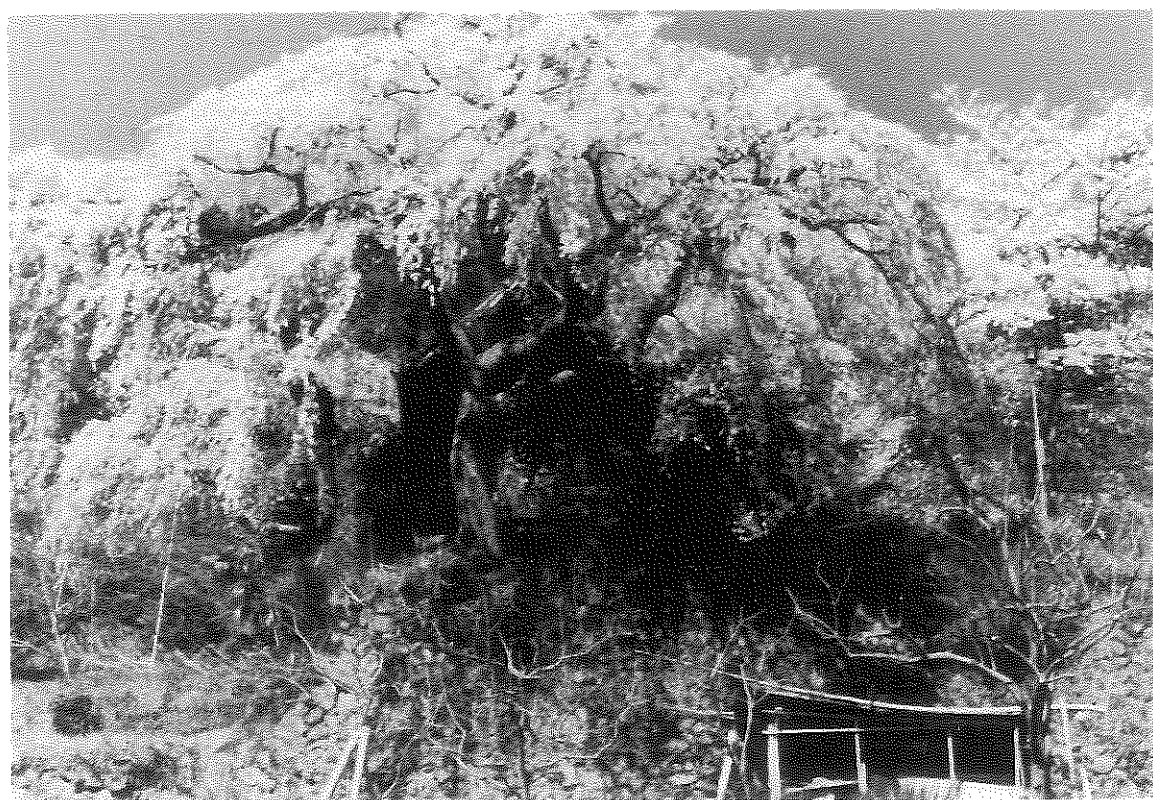
(天然記念物・指定)
綴喜郡井手町大字井手小字東垣内

曹洞宗地藏院は、国鉄奈良線玉水駅の東北約1kmの大山西南麓に位置している。『雍州府志』によると、本尊である地藏尊は橘諸兄の持仏であったと伝えられている。明治十六年の綴喜郡寺院明細帳には、創立は不詳としながらも、同寺はもと「南都東大寺華嚴ノ旧跡也」とし、寛永五年（一六二八）に至心和尚により禪宗に改められたことが記されている。

シダレザクラは、本堂の西南に広がる前庭の西端、鐘楼の際の石垣上に立ち、主に西南方向石垣下に向って支幹及び垂枝を伸ばしている。胸高幹周二・四〇m、樹高約十mで、地上約一・四mの部分で南方へ支幹が分岐し、さらに主幹は二分して東側の一支幹はほぼ水平に南方へ伸び出している。

同寺の口伝では、このサクラは享保十二年（一七二七）に植えられたもので、昭和二十二年に枯死した円山公園のシダレザクラと母樹を同じくする木であるという。推定される樹令については、この説と矛盾はなく、興味深い伝承である。

南山城地域では他に例のないシダレザクラの古木が、今なお多数の観桜者を集めるほど良好に生育しているものとして貴重である。



文化財環境保全地区

平井神社文化財環境保全地区

城陽市平川東垣外七八一

平井神社

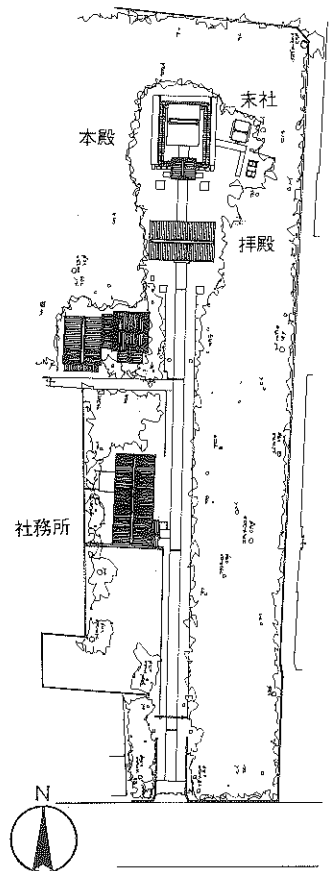
平川の地は、城陽市の最北端に位置し、東方の大谷山から木津川に注ぐ大谷川による扇状地に、久津川古墳群をはじめ古寺院跡など、数多くあり、早くから開かれた地に旧平川村がある。当社は旧平川村の産土神として祀られ、江戸時代には「牛頭天王社」とよばれていた。

当神社は、近鉄「久津川駅」の西隣にあり、にぎやかな商店街や住宅地の中に位置し、こんもりとした森は当社の社叢として、保たれている。参道は南側の道路よりはじまり、少し入った所に貞享二年（一六八五）の明神鳥居が立ち、長い参道は直線的に割拝殿を通り本殿へと続く。参道の両脇には、シイ・カシに混りマツ・サクラ等が植えられ、西側に社務所・神輿倉が建つ。拝殿を通り透塀・中門で囲まれた本殿と、東に末社若宮八幡社及び小さい祠が建っている。

本殿は正保二年（一六四五）に大工宇治久兵衛により建てられた、大型で彩色の施された一間社流造の建物で、浜縁を設ける。身舎の組物は出三斗組、中備として簪股を四面に置く。妻飾は虹梁大瓶束で、その頂部の花肘木及び頭貫の木鼻は禅宗様の輪郭をしており、木鼻及び実肘木面には渦文が彫られず彩色を施す。身舎と向拝は海老虹梁で繋ぎ、向拝柱を虹梁形頭貫で繋ぎ、象鼻の木鼻を出す。柱上は連三斗組を置き、中備に簪股を飾る。

末社若宮八幡社は本殿と同じ形式を持つ小柄な一間社流造の建物である。中備を設けず、軒を一軒とするなど簡略化されているが、本殿と細部意匠が共通しており、同時期の建立と考えられる。

当神社の社殿は、細部の気分はすべて桃山時代風の意匠を取入れて



おり、簪股上の実肘木などは、慶長年間豊臣氏の造営に用いられた形を用いるなど、桃山時代の古様を伝える建物として注目される。

本殿まわりにはシイ・カシ等の常緑広葉樹林が茂り、境内全体は「鎮守の森」としての景観がよく保たれている。



白山神社文化財環境保全地区

相模郡加茂町大字岩船小字上ノ門九四他
白山神社

岩船は伝統的な集落であり、周囲には浄瑠璃寺を始め、当尾の石仏の里として数多くの磨崖仏を主とした石仏が点在しており、歴史的価値の高い地である。

白山神社はそうした地にあり、岩船の集落の南の丘陵上に鎮座する。岩船寺の参道からわかれて神社に導く急な石段がついており、丘陵上は開けた境内地となり、社殿はさらに二段に築かれた石垣の上の高地に建っている。

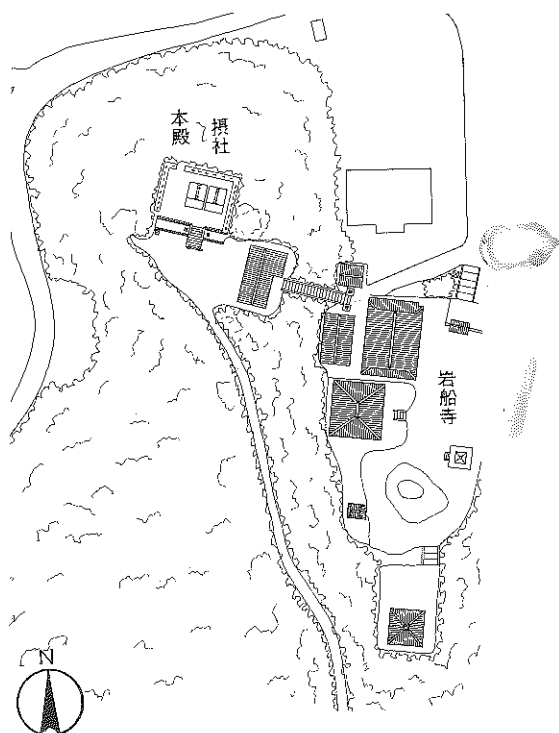
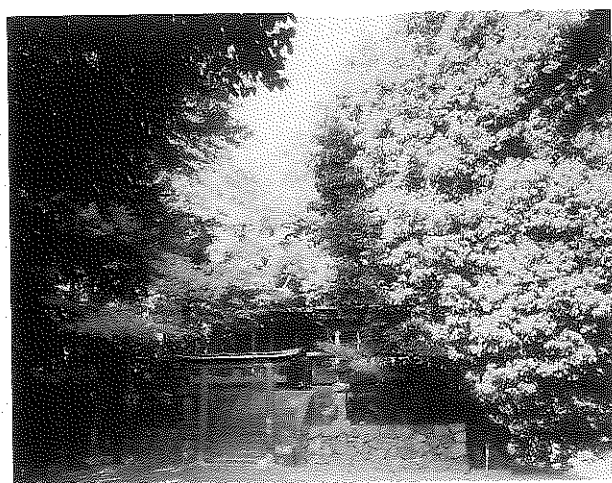
当社はもと岩船寺の鎮守社として建てられ、現本殿は室町時代（嘉吉年間（一四四一〜三））の間社春日造、檜皮葺の建物で重要文化財に指定されている。摂社春日神社は本殿の左側に軒を接する様に建ち、本殿と同形同大の間社春日造である。現在の摂社本殿の建立経緯は不明で、社蔵の棟札によれば寛文十三年（一六七三）に屋根葺替が行われ、昭和に至るまで十二度の社殿修造が行われている。

当本殿は向拝を縄破風形式とする春日造で、組物は身舎が舟肘木、向拝が連三斗組とし、身舎と向拝は虹梁にて繋ぐ。軒は身舎二軒繁垂木、向拝を一軒繁垂木とし、屋根は檜皮葺で千木、勝男木を飾る。

昭和三十一年に本殿と共に春日社も解体修理され、大巾な現状変更がなされ、多くの部材が取替えられており、その時の詳細は不詳であるが、創建時の材料と思われる身舎柱や長押等の材料が残り、神社本殿遺構として資料的価値の高い建物である。

境内周囲は常緑広葉樹林として、ほぼ極相林としての林相を持つすぐれた天然林となっており、ツブラジイの優占度が極めて高く、群落組成上すぐれた状態を保持し貴重な存在となっている。

なお、当区域は当尾京都府歴史的な自然環境保全地域の一部に指定されているが、併せて当神社社殿を中心とした、より一層の保全を計るものである。



住吉神社文化財環境保全地区

船井郡八木町字西田小字山崎四九他

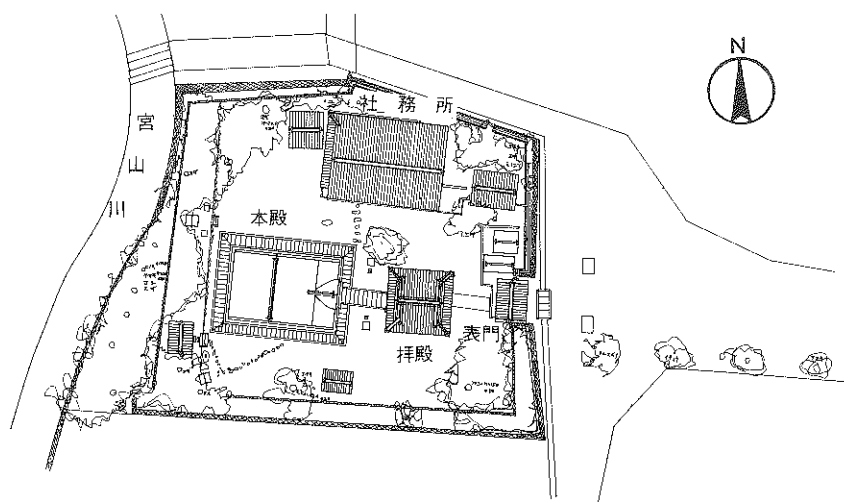
住吉神社

住吉神社は大堰川の東側、八木町西田に鎮座する。大堰川と小丘にはさまれた丘よりに西田の集落があり、周囲は水田地帯が広がっている。集落の北側に三俣川が流れ、当社は三俣川を渡り、北方に広がる水田地帯に囲まれて位置する。川より長く延びた道の中に、享保四年（一七一九）の刻銘を刻む鳥居が立ち、参道が始まる。

境内地の背面には宮山川が流れ、周囲は石垣が築かれており、正面に石橋を渡し、薬医門造の表門を建て、境内域としている。参道・表門・拝殿・本殿と直線軸状に配置され、こじんまりとした境内には、本殿・拝殿を中心としてまわりに末社・社務所・井戸・手水舎などが配されている。

当神社の創立・沿革は詳らかでない。現本殿は室町末期・永禄十年（一五六七）頃の建立とみられ、一間社流造、銅板葺の建物で、破風位置より圍障板壁にて囲まれ、正面に軒唐破風付きの孫庇を付加している。また、本殿の彩色（正面と両側面に彩色）は、社伝で嘉永七年（一八五四）に施したといい、この頃にこうした姿になったと思われる。

本殿は身舎・向拝とも連三斗の組物を置き、蟻羽を深く受けている。身舎正面の簀股は、細い足の内に左右対象の若葉と花を配する。向拝の簀股は肩が厚く足元も太い、内の彫物は桐に若葉を組合せ、この若葉は蛸の足のようにねじれている。また、向拝頭貫木鼻に若葉の彫刻が彫られ、これら彫刻は平面的に納まり、動きも少なく、やや古めかしいが、そこに彫られてい



る若葉の表現には、大工の個性的表現を好んだものと思われる。こうした室町末期頃に地方化する表現がみられ、保存状態もよく、当代の建築遺構として、貴重である。

開放的な参道に対し境内はこんもりとしており、クス・カシに混りスギ・モミなどの常緑針葉樹が茂り、他にオガタマノキやコウヨウザンなどの高木が茂る社叢は、周囲の田園風景の中に「鎮守の森」としての景観がよく保たれている。



阿須々岐神社文化財環境保全地区

綾部市金河内町東谷一他
阿須々岐神社

綾部市の北、犀川の上流に位置する吾雀郷の地にあり、金河内・坊河内・屋河内・池村・内久井の五ヶ村の惣社として建っている。神社はこの五ヶ村の中央に当る金河内村にあり、集落の軸となる道より、北方の山手に向かって延びる道の先に当社が位置する。背後の山と一体となり、シイ・カシにまじり、スギ・ヒノキなどの高木でこんもりと茂る当社の社叢が一際目に付く。

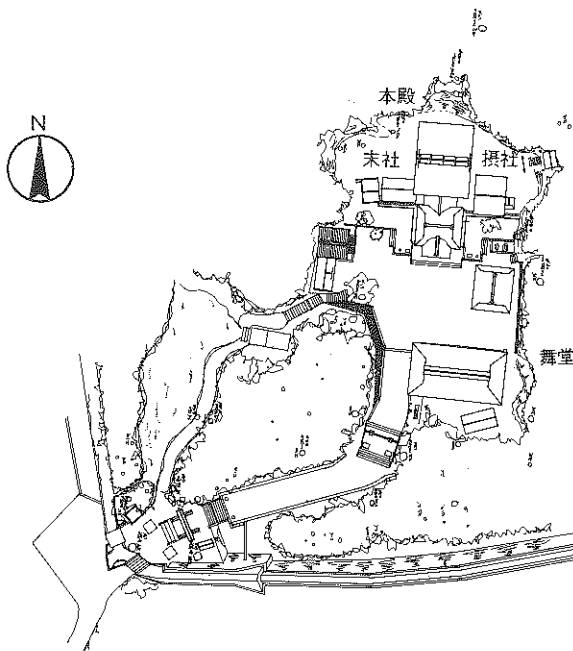
当社は中世「阿雀宮」と称したとみられ、近世に入り「金宮大明神」と記す享保十三年（一七二八）の額が社蔵されている。また、「金宮」とも呼ばれ、祭神に金丸親王を祀る。明治に入り「阿須々岐（伎）神社」と改名されている。

境内へ続く参道は、石橋を渡り大きく逆S字形に曲り、一の鳥居に木製の両部鳥居と、二の鳥居に石造の台輪鳥居を立てる。参道入口にはスギの太木があり、神社の威厳を感じさせ、参道や境内周囲の森は、高く伸びた樹林により「鎮守の森」としての景観を大きく醸し出している。

境内は広く明るい感じの地に、安永六年（一七七七）再造の舞堂が本殿に向かって建ち、一段高い地の中央に幣殿を挟み拝殿・本殿が建つ。本殿に向かって右側に摂社大川神社、左側に末社の社が配されている。

現本殿の建立は、棟札により享保六年（一七二一）に五ヶ村の氏子の総力で再建されたもので、一間社流造、こけら葺の大型の建物で、屋根に千木・勝男木を飾る。身舎の組物は出組にし、妻で虹梁を一手持出し、笈形付大瓶束の妻飾りを立体的にみせている。

一方、摂社大川神社は、元禄十四年（一七〇



一）に造営された建物で、一間社流造で屋根は長い板葺とし、直線的な鋭い屋根に特徴づけられ、組物は舟肘木とし、中備もなく、簡素な造りとなっている。

こうした社殿二棟において、臺股・木鼻・大瓶束等の輪郭や渦絵様などは、古様を示しており、全体として比較的すっきりとまとめられた建物である。

また当社には、秋の大祭で行われる祭礼芸能として、百手の神事を始め、各氏子町単位で振物・花の踊・狂言・能といった芸能を分担し、現在は年輪番制となつてその持芸を氏神に奉納されている。これらの祭礼芸能は中世の特色を今なおよく残し、受継がれている。

こうした有形・無形においても貴重な物があり、これらを取りまく社叢もよく残り保全が計られている。

田口神社文化財環境保全地区

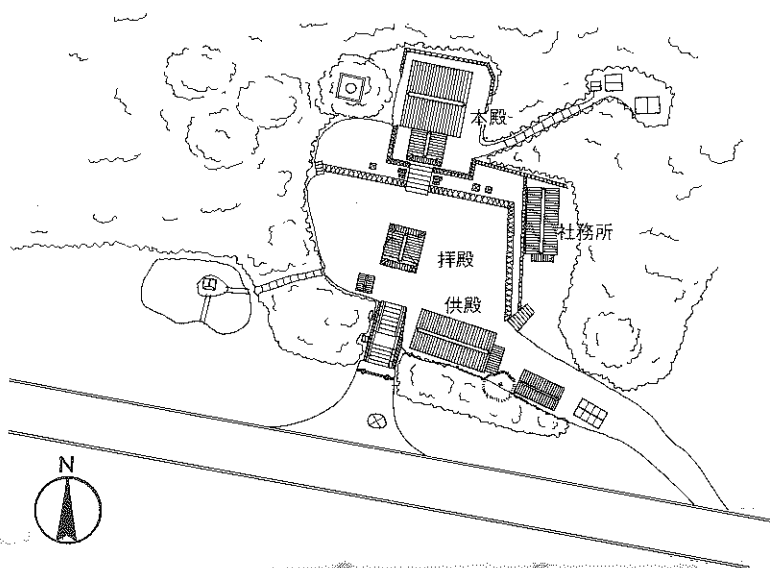
舞鶴市字朝来中小字ノケ六八三他
田口神社

田口神社は東舞鶴の北東、朝来川の流れる朝来谷の中央に位置する集落、朝来中に位置し、集落の西端、山を背に清水の湧く森の中に鎮座する。

当社は近世において、大波村（江戸中期に上村・下村に分離）・朝来中村・下谷村（現・吉野）・白屋村・岡安村・長内村の六ヶ村（中期七ヶ村）の氏神として祀る。

道路際に鳥居が立ち、すぐに石段が始まる。登ると正面に拝殿が建ち、鳥居・拝殿・本殿が直線軸状に配され、境内には供殿（長床）・社務所・手水舎などが建っている。石段の東側に建つ供殿は、いわゆる村の芝居の舞台としても使われたといい、また拝殿は舞殿とも称し、猿楽奉納の舞台としても用いられたと伝える。そしてこの拝殿と供殿の前が広場となり、前方の石積みのは壇は芝居や猿楽見物の棧敷として機能するものであったと思われる。

本殿は宝暦四年（一七五四）に、破損により再建願出がなされ、造営を進め、そして棟札により明和三年（一七六六）に建立されている。三間社流造、軒唐破風付、こけら葺の建物で、浜縁及び三方の回り縁の腰組には組物を用いている。身舎の組物はお組とし、丸桁を上下二段に構え、その間に拳鼻付平三斗を置く。妻飾は二重虹梁大瓶束にて飾る。向拝は虹梁と軒桁との間に波と雲の間を躍動する竜の彫刻を配し、組物は前側を出組、後側は手挟を入れ尾垂木入二手先組物で支輪を折りあげ、繋ぎの海老虹梁を上下二段に重ねる。身舎正面の各柱間には大柄な菊の花をあしらひ、唐草状になった葉を透かし彫りにした建具を入れている。



拝殿は寛政八年（一七九六）の桁行二間、梁行一間、入母屋造の建物で、梁行に虹梁を内法位置に架け、台輪をまわし出三斗組を置き、組物間に拳鼻付平三斗組を組む。天井は一面の格天井としている。

このように当建物は、装飾的手法が発達し、技巧的な手法を用いて建物を華やいだ物にみせ、規模共にその代表的な事例である。

社叢の前面はスギが主であるが、供殿横には市内で一・二と目するケヤキも茂っている。本殿西側には神木として樹齢一・四〇五mのスギがあり、また裏の森はうっそうと茂り、シイ・タブなどの古木の樹林が生え、社叢の保全がよく計られている。

その他

指定有形文化財の追加指定

次に掲げる京都府指定有形文化財に左記の文化財を附で追加指定しました。

府庁旧館

記

(昭和五十八年教育委員会告示第二号)

一、家具四点(下段写真)

次に掲げる京都府指定有形文化財に左記の文化財を附で追加指定し記載事項の変更を行いました。

正法寺小方丈、書院、鐘楼

(昭和五十八年教育委員会告示第二号・昭和五十九年教育委員会告示第五号)

記

一、書院(書院、方丈居間及び鶴の間より成る)

書院 十畳(床、付書院、押入付)、十五畳、広縁(西側及び北側)より

成る、一重、切妻造、北面及び西面庇付、棧瓦及び鉄板葺

方丈居間 十畳(床、仏間、押入付)、八畳(押入付)、納戸、縁より成

る、一重、切妻造、東面書院に接続、西面庇付、棧瓦葺

鶴の間 十四畳

附 棟札 一枚

書院 宝永四年(一七〇七) 方丈居間 宝暦八年(一七五八)

登録有形文化財の追加登録

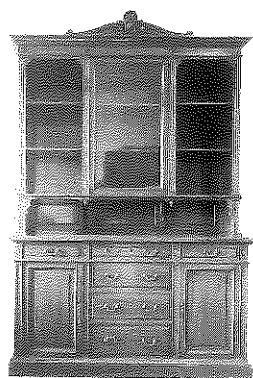
次に掲げる登録有形文化財に左記の文化財を附で追加登録しました。

天満神社本殿

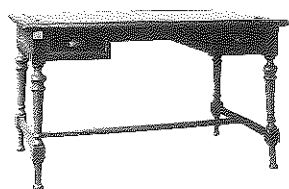
記

(昭和五十八年教育委員会告示第三号)

一、棟札 十枚



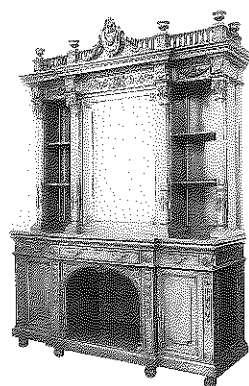
書 棚



事 務 机



卓 子



飾 棚

京都府指定・登録文化財及び文化環境保全地区件数一覧

(昭和62年3月31日現在)

種別 区分	年度	建造物		美術工芸品							無形文化財	有形民俗文化財	無形民俗文化財			記念物			合計	文化財 環境 保全 地区 (決定)	総合計		
		件数	棟数	絵画	彫刻	工芸品	書跡典籍	古文書	考古資料	歴史資料			小計	風俗慣習	民俗芸能	小計	史跡	名勝				天然記念物	小計
指定	57	△19	△516	2	4	7	1	1			15	認定11		△11	3	△14	6	3	2	11	△241	15	△256
	58	△29	△322	6	4	4		2	1		17			2	4	6	2	3	1	6	△238	9	△247
	59	△17	△318	3	3	2		1	1		10		1	1	6	7	2	△13	1	△16	△231	11	△242
	60	7	11	3	3	2		2	1		11						2	1	2	5	23	4	27
	61	10	39		1		1	1			3						2	1	2	5	18	5	23
指定計		△442	△1106	14	15	15	2	7			56	2	1	△14	13	△117	14	△111	8	△133	△6151	44	△6195
登録	57	▲125	▲644	5	2	4		1	3		12				6	6				▲143		▲143	
	58	7	11		2	1					3				4	4			5	5	19		19
	59	11	15		2						2				5	5			1	1	19		19
	60	5	11		2						2		1	1	5	6					14		14
	61	6	9	1	1	2		2	1	1	8			6	3	9					23		23
登録計		▲154	▲690	9	9	7		3	1	1	27		1	7	23	30			6	6	▲1118		▲1118
合計		△4196	△11196	20	24	22	2	10	4	1	83	2	2	△111	36	△147	14	△111	14	△139	△6269	44	△61313

(注) (1)△印は、重要文化財等に指定されたため、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。
 (2)▲印は、府指定文化財に指定されたため、京都府の登録が取消しとなった件数(棟数)で内数である。

京都の文化財(第五集)

昭和六二年三月 発行

編集発行 京都府教育委員会
印刷者 中西印刷株式会社